

写 令和5年第1回定例会

(3月6日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和5年第1回益城町議会定例会目次

○3月6日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 議案第5号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）	3
日程第4 議案第6号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	4
日程第5 議案第7号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）	4
日程第6 議案第8号 令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	4
日程第7 令和5年度施政方針について	4
日程第8 議案第9号 令和5年度益城町一般会計予算	4
日程第9 議案第10号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算	4
日程第10 議案第11号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	4
日程第11 議案第12号 令和5年度益城町介護保険特別会計予算	4
日程第12 議案第13号 令和5年度益城町産業団地特別会計予算	4
日程第13 議案第14号 令和5年度益城町下水道事業会計予算	4
日程第14 議案第15号 令和5年度益城町水道事業会計予算	4
日程第15 議案第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	4
日程第16 議案第17号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	4
日程第17 議案第18号 益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	4
日程第18 議案第19号 益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第19 議案第20号 益城町個人情報保護制度審議会条例の制定について	4
日程第20 議案第21号 益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第21 議案第22号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第22 議案第23号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第23 議案第24号 益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	4
日程第24 議案第25号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める	

		条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第25	議案第26号	益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第26	議案第27号	益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第27	議案第28号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	4
日程第28	議案第29号	損害賠償の額の決定及び調停の成立について	4
日程第29	議案第30号	工事請負契約の変更について	4
日程第30	議案第31号	工事請負契約の変更について	4
日程第31	議案第32号	町道の路線廃止について	4
日程第32	議案第33号	町道の路線認定について	4
		散会	39

○3月7日（第2日）

		出席議員	40
		欠席議員	40
		職務のため出席した事務局職員の職・氏名	40
		説明のため出席した者の職・氏名	40
		開議	41
日程第1		総括質疑	41
		散会	72

○3月8日（第3日）

		出席議員	73
		欠席議員	73
		職務のため出席した事務局職員の職・氏名	73
		説明のため出席した者の職・氏名	73
		開議	74
日程第1		一般質問	74
	7番	吉村建文議員	74
		1 保育施設でのおむつの回収について	
		2 人口増による保育園の受け入れ体制について	
		3 社会福祉協議会の事務所問題について	
		4 益城町児童館の運営について	
		5 役場のDXに取り組む姿勢について	

2番	西山洋一議員	83
	1 益城ブランド復興プロジェクトについて	
	2 益城町地域公共交通計画について	
	3 マイナンバーカードの普及について	
	4 木山仮設団地の跡地利用について	
3番	上村幸輝議員	95
	1 地域町有施設の案内板等の設置について	
	2 ヤクルトスワローズ村上宗隆選手と福田町民グラウンドの 由縁について	
	3 益城クリーンセンターの今後について	
8番	甲斐康之議員	102
	1 災害公営住宅の家賃増額と、退去義務の見直し、改善を求 める	
	2 移動手段としての町内を巡回するコミュニティバスの運行 開始を求める	
	散会	112

○3月9日（第4日）

	出席議員	113
	欠席議員	113
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	113
	説明のため出席した者の職・氏名	113
	開議	114
	日程第1 一般質問	114
	12番 宮崎金次議員	114
	1 安永中井手排水ポンプ工事について	
	2 益城台地西地区区画整理と道路問題	
	3 都市計画道路第2南北線工事の実績等について	
	11番 野田祐士議員	126
	1 都市計画道路益城東西線について	
	2 復興事業における町長の発言及び関与について	
	9番 榮 正敏議員	139
	1 取り残された、中山間地の被災道路（狭隘道路）整備は	
	2 子どもたちの声を聴け	
	3 過疎地における観光資源は	
	散会	147

○3月14日（第5日）

出席議員	148
欠席議員	148
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	148
説明のため出席した者の職・氏名	148
開議	149
日程第1 各常任委員会委員長報告	149
日程第2 報告第1号 和解に係る専決処分の報告について	171
日程第3 議員提出第1号 益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につ いて	171
日程第8 閉会中の継続調査の件	172
閉会	173

3 月 6 日（月曜日）

令和5年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集
2. 令和5年3月6日午前10時00分開会
3. 令和5年3月6日午後2時13分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第5号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）
 - 日程第4 議案第6号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第7号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第8号 令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 令和5年度施政方針について
 - 日程第8 議案第9号 令和5年度益城町一般会計予算
 - 日程第9 議案第10号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第10 議案第11号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第11 議案第12号 令和5年度益城町介護保険特別会計予算
 - 日程第12 議案第13号 令和5年度益城町産業団地特別会計予算
 - 日程第13 議案第14号 令和5年度益城町下水道事業会計予算
 - 日程第14 議案第15号 令和5年度益城町水道事業会計予算
 - 日程第15 議案第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第17号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議案第18号 益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - 日程第18 議案第19号 益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第19 議案第20号 益城町個人情報保護制度審議会条例の制定について
 - 日程第20 議案第21号 益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第22号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第22 議案第23号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第23 議案第24号 益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第24 議案第25号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第26号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第28 議案第29号 損害賠償の額の決定及び調停の成立について
- 日程第29 議案第30号 工事請負契約の変更について
- 日程第30 議案第31号 工事請負契約の変更について
- 日程第31 議案第32号 町道の路線廃止について
- 日程第32 議案第33号 町道の路線認定について

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君

復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君	代表監査委員	戸塚誠司君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻に達しましたので、ただいまから会議を始めます。

令和5年第1回益城町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席者議員18名です。

ただいまから、令和5年第1回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番富田徳弘議員、14番中村健二議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、本定例会に提案されました議案の説明と、令和5年度施政方針を行います。明日7日は総括質疑、8日、9日は一般質問、10日は常任委員会、書類審査、11日、12日は休会、13日は常任委員会現地視察、14日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

日程第3 議案第5号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）

- 日程第4 議案第6号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第7号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第8号 令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 令和5年度施政方針について
- 日程第8 議案第9号 令和5年度益城町一般会計予算
- 日程第9 議案第10号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 令和5年度益城町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 令和5年度益城町産業団地特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和5年度益城町下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和5年度益城町下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第16 議案第17号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 益城町個人情報保護制度審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第24 議案第25号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第27 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
- 日程第28 議案第29号 損害賠償の額の決定及び調停の成立について
- 日程第29 議案第30号 工事請負契約の変更について
- 日程第30 議案第31号 工事請負契約の変更について
- 日程第31 議案第32号 町道の路線廃止について
- 日程第32 議案第33号 町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君） お諮りします。日程第3、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第32、議案第33号「町道の路線認定について」までの29議案を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第32、議案第33号「町道の路線認定について」までを一括議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

まず、日程第3、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第6、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、今回表彰を受けられました4名の議員の皆さん、おめでとうございます。今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

さて、昨日、木山仮設団地最後のお茶会に、社会福祉協議会の会長として参加をしました。午前11時から開催しましたが、150人以上が集まり、久しぶりの再会を喜び合うとともに、間もなく7年となる歳月を振り返られていました。当日は、多くの住民の皆様、ボランティア、そして学園大学の学生などが支援していただき、心から感謝を申し上げます。まだまだ復興事業などで影響を受けている町民の皆様や、災害公営住宅などでの新しいコミュニティもできておりまして、引き続き、町、社会福祉協議会、そして様々な機関が力を合わせて、しっかりと支援をしております。

さて、3月には多くの施設が完成します。まず、益城町役場新庁舎が完成し、3月28日に落成式を行い、引っ越し作業を行った後、5月8日から業務を開始します。安心安全で、町民の皆様にも親しまれるような庁舎を目指します。

また、3月23日には阿蘇くまもと空港新ターミナルビルが供用を開始され、さらに4月には、九州東海大学阿蘇くまもと臨空校舎が開校をする予定です。

また、「広報ましき」が、令和4年度熊本県広報コンクールの町村部門において町村部の特選に選ばれ、県広報協会賞を初めて受賞をしました、町が復興する姿の特集や、デザインの統一性、文章の読みやすさが評価されたようです。「わがまち散歩」や矢嶋楫子の人生を描いた「舵を切る」も非常に人気があります。作成に当たり、取材に積極的に御協力をいただいた全ての町民の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、早速御説明を申し上げます。

議案第5号、一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ7億6,063万4,000円増額しまして、

歳入歳出総額241億707万円とするものです。

第2表の債務負担行為補正は一つの事業を追加、第3表の地方債補正では、四つの事業債の変更及び一つの事業債を廃止しております。

歳入歳出補正予算で主なものとしまして、歳入予算では、ふるさと納税や普通交付税、災害見舞金などの一般財源が増加したことに伴い、財政調整基金や減債基金繰入金を減額しています。また、歳出予算では、国の補正予算を活用しました、飯野小、広安小、及び木山中学校の整備工事費や、農業用の低コストハウスへの補助、街路事業の工作物補償費など、さらには、決算見込みによる不用額を減額しています。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第6号、国民健康保険特別会計補正予算第3号で5億6,186万円の減額補正、議案第7号、下水道事業会計補正予算第3号では、業務の予定量、収益的収入、資本的収入及び支出につきまして、それぞれ増額補正しています。

議案第8号、水道事業会計補正予算第2号では、収益的収入及び支出、また資本的収入につきまして、それぞれ増額補正をしています。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。補正予算関係について説明をいたします。

まず、議案第5号です。

令和4年度益城町一般会計補正予算書、1ページを開けていただきたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ7億6,063万4,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ241億707万円としております。第2条では債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をしております。

5ページをお願いいたします。

第2表で、債務負担行為の補正です。一つの事業を追加をしております。中小企業の融資金の利子補給です。期間が5年度から7年度まで、限度額を33万6,000円としております。

6ページをお願いいたします。

第3表で、地方債の補正です。変更が4事業、それから廃止が一つの事業です。上二つの事業のほうが事業費の変更に伴いまして減額をしております。一つ目が防犯灯の整備事業債で、補正後が5,740万円で90万円の減額。それから、土地区画整理事業債につきましても、事業費の確定に伴い、補正後が6,980万円で300万円の減額。

それから、小学校施設整備事業債、それから中学校施設整備事業債につきましては、国の補正予算等を活用して増額をしております。小学校のほうが、飯野小学校の増築事業、それから広安小学校のトイレ改修。補正後のほうが2億3,560万円で、2億1,440万円の増額。

中学校施設整備事業につきましては、木山中学校の長寿命化の事業で、補正後が2億820万円

で、2億円の増額をしております。

廃止のほうは、複合施設整備の造成事業債5,650万円については、令和4年度中の事業を実施しないため減額をしたというところです。

9ページをお願いいたします。

歳入予算になります。

9ページにつきましては、譲与税交付金関係の増額・減額をしております。決算見込みによる増額・減額です。

一番下の地方交付税です。2億6,848万6,000円の増額で、普通交付税の交付決定に伴い増額をしております。交付決定額としては、40億1,950万6,000円になっております。

10ページをお願いいたします。

国庫支出金で国庫負担金です。

民生費の国庫負担金につきましては、事業費の交付決定によりまして、負担金の増額・減額になっております。

教育費については、飯野小学校の増築事業、増設事業です。公立学校施設整備国庫負担金で、補助率が2分の1になっております。

次に、国庫補助金です。

総務費の補助金につきましては、定住促進関係の交付決定に伴う75万円の増額。それから臨時交付金については、修学旅行の中止等に伴いまして減額をしております。

民生費の国庫補助につきましては、私立保育所の運営費等の子どものための教育・保育給付交付金等の交付決定に伴う増額。

それから教育費につきましては、国の補正予算を活用しました広安小学校のトイレ改修と、中学校のほうは木山中学校の長寿命化の工事費の分の交付金の増額をしています。

11ページです。

県支出金で県の負担金、民生費については、社会福祉の負担金については、交付決定に伴う増額・減額、それから、児童福祉につきましても国と同じように、交付決定に伴います増額をしております。

県補助金です。

総務費のほうは、復興基金の交付金について、防犯灯の電気代に充てる財源を減額しています。

民生費のほうは、重度心身障がい者の補助金の交付決定に伴う減額と、子ども・子育て支援交付金については、児童クラブ開所準備のための増額です。

12ページをお願いいたします。

農林水産業費の補助金です。

三つ目が、土地改良管理の農業用水利施設の電気料高騰に伴う補助金で、81万5,000円の増額。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金については、低コストのハウス56棟分の建設に伴う補助になっております。事業費の2分の1の交付金です。

商工関係の補助金につきましては、工業団地整備に伴う補償として949万4,000円の増額です。

13ページでは、不動産の売払い収入で公有財産の払下げ5件分で459万5,000円。

寄附金のほうは一般寄附金、川崎市からいただいた寄附金で100万円の増額。ふるさと納税が1億2,000万円の増額と、企業版についても増額をしております。

繰入金のほうは、一般財源等の増加に伴いまして、財政調整基金等の減額です。

14ページをお願いいたします。

一番上の復興基金の繰入金のほうは、危険家屋除却事業の分を再精査減額しますので、それに合わせまして繰入金のほうも減額。

雑入のほうでは、災害見舞金5億1,985万9,000円。役場庁舎等への15施設分の災害見舞金となっております。

義援金分の、義援金の配分残金230万円につきましては、義援金の配分が終了しましたので、義援金で残金となった分について、一般会計のほうで受け入れるための増額補正です。

16ページをお願いいたします。

歳出予算です。

総務費、一般管理費です。85万1,000円は、印刷製本で広報紙の印刷分です。

電子計算機運用費については、決算見込みに伴いまして1,317万1,000円の減額。

企画費のほうは、ふるさと納税の業務代行等で6,150万円の増額。

防災費につきましては、備蓄用の消耗品等の決算見込みにより1,380万7,000円の減額。

諸費のほうは、危険家屋等の除却事業の補助金等の減額等によりまして、1,834万5,000円の減額。

男女共同参画の事業費につきましても、計画策定の契約残等により79万7,000円の減額となっております。

18ページをお願いいたします。

民生費です。

社会福祉総務費です。

19節については、決算見込みによります給付費等の増額・減額、22節は前年度の事業の精算に伴います国・県への補助金の返還金、24節のほうは、義援金の残高を収入でいただいておりますので、その分を7×2つなぐ基金に積み立てるための増額補正。

社会福祉費については、憩の家の燃料費高騰負担に伴う助成金で300万円の増額。こちらのほうは、コロナの臨時交付金のほうを財源としております。

19ページです。

児童福祉総務費です。

18節の私立保育所等の運営給付費、子ども医療費等、決算見込みに伴い不足分を増額をしております。

児童福祉施設費のほうは、パートタイムの会計年度任用職員の方々の報酬等の増額分です。第

4、第5保育所になっております。

20ページをお願いいたします。

農林水産業費で、農業振興費です。

農地生産基盤パワーアップ事業については、歳入で県補助でいただいた分を交付する分として増額しているものです。

農地費につきましては、農業用水路の長寿命化の事業費増に伴う増額、それから土地改良・管理の農業水利の電気高騰に伴う補助関係で増額をしております。

21ページをお願いいたします。

土木費で、土地区画整理事業です。

区画整理の負担金、事業費の確定に伴います負担金の減額です。293万8,000円の減額。

街路事業費のほうでは、工作物補償費で3,176万4,000円、益城東西線の集合住宅建築の補償費の分になっております。

22ページは、9款消防施設費です。熊本市消防局常備消防事務委託料で1,741万5,000円の増額で、退職職員の増加によるものです。

10款の教育費で事務局費は、修学旅行中止助成金で実績がありませんでしたので、全額減額をしております。

学校管理費のほうでは小学校管理費です。国の補正予算等を活用して増額をしているもので、飯野小学校施設整備については増築分、広安小学校のほうはトイレ改修分になっております。委託料と合わせまして、設計委託料等を合わせて、2億8,550万円の増額です。

23ページの中学校の学校管理費では、木山中学校の長寿命化事業、設計委託料等と合わせて2億5,539万2,000円の増額。

学校給食費のほうでは、燃料高騰に伴う光熱水費100万円の増額です。

24ページでは、複合施設の造成工事、6,000万円の減額をしております。

予備費のほうが177万3,000円の増額となっております。

議案第5号につきましては、以上です。

次に、議案第6号です。令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算の予算書の第3号です。

1ページをお願いいたします。

議案第6号で令和4年度国民健康保険特別会計補正予算第3号ですが、1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ5億6,186万円の減額で、歳入歳出それぞれ50億923万7,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳入で、県支出金です。

保険給付費等交付金で、普通交付金5億6,186万円の減額で、歳出予算保険給付費等の減額に伴うものです。

7 ページです。

歳出予算で保険給付費等です。

療養給付費等が決算見込みによります。5 億1,186万円の減額。

それから、高額療養費につきましても、決算見込みによります5,000万円の減額。

医療給付費、こちらは国民健康保険事業の納付金です。医療給付費分で、本算定に伴う額の確定に伴い増額をしております。

8 ページの後期高齢者支援金、それから介護納付金等も内容は同じで、本算定に伴う減額となっております。

諸支出金につきましては、保険給付費等の返還金227万5,000円の増額、予備費が463万8,000円の減額となっております。

次に、議案第7号です。令和4年度下水道事業会計補正予算書第3号です。

1 ページをお願いいたします。

第2条で、業務予定量の補正です。320万円の増額予定になっております。

第3条では収益的収入になります。1,534万円の増額。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入支出の補正について、収入については2,450万円、支出のほうは320万円の増額です。

3 ページで、企業債の増額補正をしております。下水道事業債で補正後が8億4,700万円で、2,130万円の増額になっております。

5 ページをお願いいたします。

実施計画の明細書になります。

資本的収入です。

下水道事業、雑収益で、安永地区雨水ポンプ場造成本体工事負担金の契約解除違約金1,534万円の増額。

6 ページでは資本的収入支出になっていまして、収入が建設改良費の事業債の増額分。それから、その他資本的収入については、処理場の雷被害に伴う保険金の増額分320万円の増額です。支出のほうでは、処理場の建設改良費、雷被害の委託料分として320万円の増額をしております。

議案第7号につきましては、以上です。

議案第8号です。令和4年度益城町水道事業会計補正予算第2号です。

1 ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入支出の補正で、収入で247万5,000円、支出のほうは200万円、それぞれ増額です。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入の補正で、4,241万9,000円の増額となっております。

5 ページをお願いいたします。

実施計画の明細です。

資本的収入です。

受取利息及び配当金で110万9,000円、有価証券の利息になっております。その他の雑収益としましては、木山地区の区画整理事業に伴う給水管引込みの補償費で82万4,000円。過年度損益修正益については、消費税修正申告に伴う還付金で54万2,000円となっています。

収益的支出につきましては、消費税の納税分として200万円の増額です。

6ページのほうでは、資本的収入になっております。

工事の負担金として4,491万9,000円。木山地区の区画整理、それから中央線の道路改良に伴う補償費、下水道工事に伴う補償費で、合わせて4,491万9,000円です。

他会計からの補助金、一般会計からの補助金について、250万円の減額をしております。

議案第8号につきましては、以上です。

以上で、補正予算の関係、説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）から、日程第6、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第7、令和5年度施政方針について。

西村町長。

○町長（西村博則君） 令和5年度施政方針を申し上げます。

平成28年熊本地震から今年で7年の月日がたとうとしております。この間、多くの皆様の温かい御支援や協力によりまして、目に見える形で町の復興が進んでいることを日々実感しております。ここに改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルスの感染が確認され、一時期は猛威を振っていた感染力が最近では弱毒化しつつありますが、いまだ終息には至っておりません。町といたしましては、本年も引き続き、迅速な感染症対策や、経済的に困難な状況に陥っている方々などへの支援を、状況に応じ適切に実施してまいります。

また、熊本地震からの復旧復興につきましては、令和5年度は特に大きな動きがございます。

まず、この3月には、役場新庁舎が完成いたします。町民の皆様には、今まで大変御不便をおかけしてはりましたが、5月の連休明けから新庁舎で業務を開始する予定です。

オープンする新庁舎は、万が一の大地震の際にも災害対策本部機能を失わない安全な免震機能で、夜には明かりがとまり、町の未来を照らす灯台のような建物となっております。また、新庁舎の4階には、町の南側が一望できる展望スペースも設置いたしますので、町民の皆様にはぜひ御来庁いただければと思っております。

なお、新庁舎周辺には、今後、震災記念公園や交通広場を整備してまいりますので、町のにぎわいづくりの拠点になるものと期待をしております。

また、同じく3月には、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが供用開始されます。本町としましても、空港を地域資源の一つとして捉え、県の大空港構想と地域公共交通との連動や、

本年1月に友好交流協定を締結しました台湾台中市大甲区との交流などを通して、本町への交流人口の増加を図ってまいります。

さらに、同じく4月には、東海大学の農学部の拠点となる阿蘇くまもと臨空校舎の開校が予定されております。本町としましては、学生たちと一緒に進めるまちづくりとして、農村地域の活性化に取り組むほか、学生と地域のつながりを育む新たなチャレンジを、企業などと連携し、企画、実践してまいります。

また、震災からの復興のシンボルである県道熊本高森線4車線化事業や、木山地区の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業も着実に進展しており、事業が完了するまで、県と連携しながら歩みを進めてまいります。

今後も引き続き、オール益城の精神で、町民の皆様とともに、わくわくするようなまちづくりを目指してまいります。

それでは、令和5年第1回益城町議会定例会の開催に当たり、令和5年度の主要施策につきまして、第6次益城町総合計画に掲げております8つの大綱に沿いまして、述べさせていただきます。

まず、一つ目は「安全で安心して暮らしやすいまちづくり」についてです。

被災された方々の生活再建は本町にとりまして最重要課題であり、これまでもその基盤である住まいの再建を強力に推進してまいりました。

最後の仮設団地である木山仮設団地は、この3月末をもって閉鎖となりますが、公共事業の関係で、いまだ自宅再建ができない世帯もおられます。仮設団地の閉鎖後、入居者の方々に対しましては引き続き家賃補助などの支援を行い、それぞれの世帯に寄り添った適切な支援を、関係機関と連携しながら進めてまいります。

消防防災対策につきましては、消防積載車や小型動力ポンプを計画的に更新し、消防団活動の充実及び消防力の強化を図ります。

さらに、防災行政無線のデジタル化整備の完了により、町民の皆様は、災害情報をはじめとする行政情報を適時適切に発信できるようになります。具体的には、災害対策時におきまして、河川監視カメラの情報などをリアルタイムで視聴可能となりますことから、今後の防災対策に極めて有効であると考えております。

あわせて、最新の浸水想定区域などを反映させたハザードマップの更新を行い、冊子版の町内全戸への配布に加え、インターネット環境で閲覧可能なデジタルマップを作成し、町民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

また、安永・福富地区で進めております内水対策につきましては、残る福富本村地区ポンプ場建設工事に着手し、浸水被害を軽減してまいります。

次に、二つ目の「生き生きと健やかに暮らせるまちづくり」についてです。

まず、地域福祉につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の交流機会が減少し、地域活動が停滞している状況の中、地域コミュニティの再建に向け、社会福祉協議会な

どの関係団体と連携し、適切な支援を行ってまいります。

また、高齢化や経済的困窮の拡大などに起因する様々な課題に対応するため、令和3年度から準備事業として実施しておりました重層的支援体制整備事業を、令和5年度から本事業へ移行し、包括的な相談支援体制をさらに充実してまいります。

健康づくりにつきましては、町民主体の健康づくり教室の新規立ち上げや運動指導などの支援を継続するとともに、ましき健康づくり応援ポイントや健康アプリの利用者拡大を図り、楽しく運動を続けられる環境を整備することで、町民自らが「自分の健康は自分で守る」という意識を高めていただけるよう努めてまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、介護保険制度を持続しながら、地域包括支援センターを中心に関係機関などと連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域全体で支えるための各種取組を推進してまいります。

認知症施策につきましては、認知症地域支援推進員と連携しながら、認知症サポーターの養成や普及啓発活動を継続しますとともに、医療・介護の関係者で構成する認知症初期集中支援チームへの積極的な支援を行います。また、認知症サポーターを中心とした認知症本人や家族を支える仕組みであるチームオレンジの活動を推進し、認知症高齢者の見守り体制を充実してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、障がいのある方が、自身の個性を發揮しながら安心して生活を送ることができるよう、各種相談や障がい福祉サービスの拡充に努めてまいります。また、障がいのある子どもとその家族に対しまして、関係機関と連携し療養支援体制の整備を進めてまいります。

子育て支援につきましては、益城町子ども・子育て支援事業計画「すくすくえがお益城っ子プラン」に基づき、安心して子育てができる施策を推進してまいります。

特に、保育所の待機児童対策につきましては、本年4月に認可保育所1か所の開設を予定しており、待機児童の削減に寄与するものと考えております。なお、今後も保育需要の増加が見込まれますことから、計画的な施設整備やサービス拡充などを行い、待機児童の解消を図ってまいります。

また、放課後児童クラブの利用希望者数も増加が見込まれていることから、施設の整備や余裕教室の活用など、利用ニーズに対して柔軟な検討や対応を行い、受入れ体制の確保に努めてまいります。

併せて、全ての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援するため、子ども家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターが緊密に連携し、見守りや支援が必要な子どもとその家庭の早期発見、早期対応を図ってまいります。

なお、町立保育所の今後の在り方につきましては、第4次行政改革大綱に基づき、諮問委員会で協議を行っていただいております。その答申を踏まえ、町としての方針を検討してまいります。

次に、三つ目の「個性と創造力を育むまちづくり」についてです。

まず、学校教育につきましては、引き続き、本町独自の、いきいき益城っ子育成事業やドリーム益城っ子事業による支援、及びスクールサポートスタッフの配置による学習支援を実施してまいります。

また、特別支援教育支援員や医療支援員につきましても、引き続き、各小中学校に配置してまいります。

なお、震災やコロナ禍の影響で、メンタルに不安がある子どもたちのサポートにつきましては、スクールカウンセラーによる心のケアを行ってまいります。

また、増加傾向にある不登校児童生徒に対しましては、教育委員会に設置しております相談電話を活用しながら、町内2か所に設置しております適応指導教室の充実を図ってまいります。

次に、ICT教育の推進につきましては、GIGAスクール構想に伴い配付しましたタブレット端末の活用が軌道に乗ってきており、長引くコロナ禍におきましても学びを持続できるよう、引き続き家庭での活用を積極的に推進しますとともに、工夫を凝らした授業を展開することによりまして、子どもたちの「自ら学べる、学びとる学習態度」を育みながら、探求心や創造力を伸ばしてまいります。

また、小中学校連携による英語授業を推進することで、教育水準の向上を図ります。

コミュニティスクールの推進につきましては、「町全体が学びの場」構想の実現を目指し、子どもたちが地域において豊かな自然に触れ、人と交わりながら、遊びを通して自ら学び、成長していけるような環境づくりを進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、老朽化している校舎などの長寿命化事業を引き続き計画的に進めるとともに、土地区画整理事業の進捗や宅地開発に伴い増加が見込まれる児童生徒の受入れにつきましても、しっかりした対応を行ってまいります。

スポーツの振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年は様々なイベントなどが相次いで中止となりました。しかし、最近では、イベントなどが徐々に再開されている状況にあり、本町におきましても、関係者の皆様の意見を踏まえながら、順次再開をしてまいります。

文化財保護につきましては、令和5年7月に東海大学阿蘇キャンパス跡地に整備される、平成28年熊本地震震災ミュージアム中心拠点施設の供用開始に合わせまして、国天然記念物布田川断層帯の保存整備工事を行い、災害遺構の価値と地震の記憶の継承に活用してまいります。

また、本年1月に潮井自然公園の多目的広場に、子育て世代の憩いの場となるよう大型複合遊具施設を整備しました。今後は、潮井自然公園を本町の観光スポットとして、四季を通して潤いとにぎわいのある公園となるよう、公園内の湧水を活用した魅力的な公園整備に取り組んでまいります。

さらに、本年1月の台湾・大甲区との友好交流協定締結のきっかけの一つとなった、台湾・大甲の聖人と称される志賀哲太郎氏の功績の顕彰につきましても取り組み、小学校間の交流など、台湾との国際交流を積極的に図ってまいります。

次に、四つ目の「自然と調和した活力に満ちたまちづくり」についてです。

まず、令和4年3月に策定しました立地適正化計画に基づき、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

震災からの復旧事業の公共土木施設の復旧工事につきましては、ほぼ完了しております。

なお、復興基金事業であります、宅地地盤改良、私道復旧、共同墓地復旧、雑種地復旧の各事業につきましては、引き続き助成を継続してまいります。

復興事業につきましては、都市計画道路横町線、益城東西線、南北線、第2南北線の4路線の整備を順調に進めており、現在、全ての路線におきまして、用地取得及び道路工事に取り組んでおります。また、横町線につきましては、木山橋架け替え工事が昨年12月に竣工したところです。今後も引き続き、用地取得と併せ、着工可能となった区間から随時工事を進め、期限内の開通を目指してまいります。

県事業として進められている木山地区の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、これまで区画数割合で約79%の仮換地指定がなされております。今後も、権利者の皆様が一日も早く住宅や生業などを再建できるよう、県と一体となって事業の推進を図ってまいります。

県道熊本高森線の4車線化事業につきましては、9割以上の地権者の方々と用地買収契約が完了し、今春までには、熊本市から古閑の高速道路付近までの区間が順次供用開始をされる予定です。また、令和5年度末には惣領交差点までの供用開始が予定されており、今後も県と連携し、事業の推進を図ってまいります。

さらに、県道熊本高森線沿線に、狭小用地を活用したポケットパークを整備し、人々が歩き、集うことにより、にぎわいのある都市空間の形成を図ってまいります。

また、県道熊本高森線沿線の駐輪場整備につきましては、昨年8月に策定しました益城町駐輪場整備計画に沿って、公共交通の利用促進はもとより、沿道のにぎわい創出や、歩いて暮らせるまちづくりを推進していくこととしており、現在、施設整備を進めております。

水道事業につきましては、災害に強く安全で安心な水の安定供給に引き続き努めますとともに、宅地開発などに伴う給水需要増にも適切に対応してまいります。

水道施設の老朽化対策としましては、中期的な視点に立った資産管理計画を立て、水道施設のライフサイクル全体にわたり、効率的かつ効果的に施設を管理し、事業全体の経営改革と基盤強化に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、引き続き経営戦略に沿った堅実な運営を行ってまいります。

また、管路整備につきましては、下陳地区並びに益城第1土地区画整理事業、西地区及び中地区について、早急に整備を図ってまいります。

公共交通につきましては、益城町地域公共交通計画に沿って、昨年10月に福田地区乗り合いタクシーを見直し、同じく11月より津森地区乗り合いタクシーの実証事業を実施しております。

今後も引き続き、復興事業を踏まえたまちづくりやにぎわいづくりのための公共交通の施策及び交通空白地域の解消のための施策を進めてまいります。

次に、五つ目の「地域力により創出する活気あるまちづくり」についてです。

まず、商工業の活性化につきましては、コロナ禍や物価高騰による事業者への影響を最小限に食い止めながら、熊本地震からの創造的復興に向けた、まちのにぎわいづくりを実現するため、中心市街地におけるまちづくりや経済活力の向上に資する取組を引き続き進めてまいります。

加えて、商工会やまちづくり会社未来創生ましきと引き続き連携しながら、起業・創業希望者への相談に応じますとともに、起業・創業に係る経費の一部を助成するなど、起業・創業しやすい環境の整備を進めてまいります。

企業誘致につきましては、企業誘致の拠点となる産業団地の整備をスピード感を持って進めますとともに、県東京事務所などとも連携しながら、私自身のトップセールスによる誘致活動も引き続き展開してまいります。

また、にぎわいづくりに関するイベントや、新たな特産品開発などの取組を支援しますとともに、大学や民間企業などとの連携による新たな特産品の開発や販売にも取り組んでまいります。

併せて、この3月に阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルがオープンすることを契機として、空港との連携を深め、新たな空港のにぎわいをまちのにぎわいづくりにつなげてまいります。

次に、農業施策につきましては、引き続き、有機農業やレンゲ栽培などに取り組む農業者団体などに支援を行い、環境保全型農業により、より一層の推進を図ります。

また、国の方針に基づき、地域における農業の将来の在り方などにつきまして、農家や農業委員会、上益城農協などの農業関係者と協議し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための地域計画の策定にも取り組んでまいります。

また、農業用施設関係につきましては、農業用水利施設の機能維持や長寿命化対策に取り組むなど、農業生産基盤の強化を図るほか、多面的機能支払交付金を活用し、農地維持や地域資源の保全活動を支援してまいります。

次に、六つ目の「誰もが主役になれる個性的なまちづくり」についてです。

協働のまちづくりにつきましては、復興まちづくりセンター「にじいろ」やまちづくり活動支援センターなどを通して、まちづくり活動の支援や地域コミュニティの維持形成に係る支援を行いますとともに、今後、町民の皆様が地域コミュニティや趣味などを通じて相互につながりを持ちながら、個々が主役になって活動できる環境の整備や新たな支援策についての検討を行い、町民主体のまちづくりをより一層推進してまいります。

また、男女共同参画社会の実現につきましては、仕事や地域、家庭内で、男女がともに支え合うことができる社会を目指すことが重要です。特に、本町は四賢婦人ゆかりの地でもあり、社会における女性活躍のルーツを有している町でもあります。こうした社会情勢や地域特性も踏まえながら、女性がさらに活躍できる環境をつくり、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

さらに、基本的人権が尊重されることは、明るく住みよいまちづくりの基盤となります。各種関係団体と連携し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない姿勢を堅持し、人権問題の解決に向け、人権教育や人権啓発の推進に努め、差別のない明るい社会を目指してまいります。

次に、七つ目の「町の魅力を伝え、みんなに選ばれるまちづくり」についてです。

まずは、町の魅力や復旧復興状況などを町内外に積極的に発信することで、誘客や定住促進など、町のさらなる発展につなげてまいります。

具体的な取組としましては、町のプロモーション及び広報紙作成の一部を専門家に委託し、協力して業務を進めることにより、令和4年度の熊本県広報コンクールにおきまして、町村部の最高賞である特選を受賞することができました。今後もさらなるレベルアップを図り、町民の皆様にとさらに分かりやすく、興味を持っていただけるコンテンツづくりに努めてまいります。

また、急速なデジタル化が進む社会経済状況の中におきまして、インスタグラムなどのSNSのさらなる活用を図り、積極的な情報発信に努めてまいります。

最後に、八つ目の「効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり」についてです。

熊本地震から間もなく7年が経過する中、各種施策が進むにつれ、復旧復興や生活再建に必要な財源として借り入れた町債の残高は500億円に迫る状況で年々増加し、それに呼応して公債費の償還額も増加しており、町の財政運営は厳しさを増すことが予想されます。昨年9月に策定しました中期財政見通しにおきましても、令和6年度以降、歳入不足になる見込みとなっております。

このため、各種事業の精査や行政改革など合理化の取組により、歳出の適正化を図りながら、歳入面におきましても、適正課税、未収金対策、施設使用料などの見直しなどを行いますとともに、寄附額を伸ばしておりますふるさと納税の拡充などによる歳入の確保に幅広く取り組み、収支の均衡を図ってまいります。

さらに、TSMCの進出による企業誘致や定住促進の需要の高まりを最大のチャンスと捉え、積極的に町の将来の発展につながる施策に取り組むことで、町の財政基盤の強化に努めてまいります。

町民サービスの向上につきましては、マイナンバーカードの交付体制の強化を図り、各種証明書発行サービスを継続し、町民の皆様の利便性のさらなる向上に努めてまいります。

DXの推進につきましては、昨年12月に、住民の利便性と行政サービスのさらなる向上を目指す益城町DX推進計画を策定し、その推進体制として益城町DX推進本部を立ち上げ、全庁的なDXの推進を進めております。

具体的には、ロボットによる業務自動化であるRPAを活用した業務システム改革の推進など、デジタル技術を活用し、町民の皆様の利便性と行政サービスのさらなる向上に努めてまいります。

また、新庁舎の完成に伴い、中央公民館、男女共同参画センター、及び地域ふれあい交流館の三つの機能を持つ複合施設を仮設庁舎跡地に建設するための実施設計を令和4年度に完了し、令和5年度から建設工事に取り組んでまいります。

役場の組織機構につきましては、様々な住民ニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、より機動的で効率的な組織づくりを推進してまいります。

また、新庁舎では、新たに総合窓口の設置を行うなど、さらなる住民サービスの向上に取り組

みます。

熊本地震からの復興を強力に推進するための原動力となる職員の人材育成につきましては、職員に対し様々な研修機会を提供し、職員の資質の向上、能力の向上などを図ってまいります。

最後になりますが、熊本地震から7年を迎える令和5年度は、発展期への節目として、完全復興を目指す本町にとりまして、極めて重要な1年になると考えております。冒頭でも申し上げましたが、令和5年度は、本町に多大なる影響を与える動きが数多くあります。この機会を本町の発展の礎となる最大のチャンスと捉え、復興後の町の豊かでのぎやかな姿を見据えながら、完全復興に向けて、攻めの行政に全力で取り組んでまいり所存です。

町民の皆様、そして町議会の皆様には、引き続き温かい御支援と御協力をお願い申し上げ、令和5年度の私の施政方針といたします。

○議長（稲田忠則君） 令和5年度の施政方針についてが終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第8、議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」から、日程第14、議案第15号「令和5年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第9号から議案第15号について御説明をいたします。

令和5年度予算につきましては、震災から8年目の予算となり、これまでの復旧再生の取組を着実に進めながら、新型コロナウイルス感染症への対策、企業誘致に向けた産業団地の整備など、令和5年度予算編成要領に基づき、未来を見据えた町の発展につながる取組を進めていく予算編成といたしました。

それでは、まず、議案第9号、益城町一般会計予算の規模は216億3,170万9,000円で、骨格予算でありました前年度当初予算に比べ、4億4,087万9,000円、率にして2.1%増となっております。

歳入総額に対する、町税分担金及び負担金、繰越金などの自主財源の割合は38.6%、地方交付税、国・県支出金、町債などの依存財源の割合は61.4%となっております。

社会福祉振興基金ほかの繰入金が増額もございまして、前年度より自主財源比率が高くなっております。

一方、復旧復興事業の特定財源である国庫支出金や町債が減少し、さらには、元利償還に対して財政措置がある地方交付税が大きくなっているため、依存財源の占める割合は依然として高い割合であるものの、昨年度よりも減少している状況です。

歳出予算の主なものにつきましては、熊本地震からの復旧復興の取組としまして、複合施設整備事業、益城中央線整備事業や益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、都市再生整備計画事業、横町線などの無電柱化を含めた都市計画道路整備事業、さらには、避難路、避難地を整備する都市防災総合推進事業に係る費用を計上しております。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る取組としまして、前年度に引き続きワクチン接種体制確保事業費を計上しております。

町の発展を見据えたにぎわいづくりへの取組として、企業誘致の最前線である熊本県東京事務所への職員派遣費用、航空会社からの職員派遣による連携事業、観光プロモーション業務や、創業支援相談窓口の拡充、進出企業への土地取得等奨励金、TSMC進出に伴う関連企業誘致のための産業団地整備に係る費用を計上しております。

新庁舎における熊本地震記憶の継承展示スペースと、復興まちづくりセンター「にじいろ」及び布田川断層帯を連携活用していくための取組としまして、現在整備中の震災記念公園に加え、新庁舎南側への交通広場整備事業や、国天然記念物に指定されています堂園地区及び潮井地区の断層帯保存整備事業に係る費用を計上しております。

また、公債費につきましては、熊本地震からの復旧復興事業などで借り入れました町債の元利償還額が令和4年度より約1億2,000万円増加しておりますが、この増加分に含まれる災害対策債や補助災害復旧事業債の元利償還金に対しましては、95%の交付税措置があるほか、災害復旧関連事業につきましても、交付税措置がされることになっております。

次に、特別会計につきましては、議案第10号、国民健康保険特別会計予算は、総額を37億8,869万7,000円。

議案第11号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を5億1,518万1,000円。

議案第12号、介護保険特別会計予算は、総額を33億6,485万5,000円。

議案第13号、産業団地特別会計予算は、総額を12億3,194万1,000円。

議案第14号、下水道事業会計予算は、予算の収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益を15億2,582万3,000円、下水道事業費用を13億6,755万3,000円、資本的収入及び支出の資本的収入を22億7,861万円、資本的支出を27億5,752万4,000円とするものです。

議案第15号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を5億3,979万7,000円、水道事業費用を5億2,545万4,000円、また、資本的収入及び支出の、資本的収入を2億8,070万円、資本的支出を6億7,705万9,000円とするものでございます。

令和5年度の当初予算につきまして、予算書により、企画財政課長より詳細な説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。令和5年度予算について説明をいたします。

令和5年度益城町一般特別会計予算書、1ページを開けていただきたいと思います。

議案第9号です。令和5年度益城町一般会計予算になります。

令和4年度、昨年度の予算につきましては、骨格予算となっておりますので、令和5年度予算、通常予算になり、普通建設事業、単独事業等のある項目につきましては、伸び率が大きくなっているところがあることになっております。

第1条では歳入歳出の予算になります。歳入歳出それぞれ216億3,170万9,000円としております。

第2条が債務負担行為、それから第3条が地方債、第4条が一時借入金で、限度額を、最高額を30億円、それから第5条が歳入歳出予算の流用を定めております。

7ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為です。四つの事業を定めております。期間限度額として定めております。

8ページをお願いいたします。

第3表が地方債です。

8ページから10ページまで、43事業の限度額等を定めているところです。

合計としましては36億5,630万円で、令和4年度と比較しますと6億9,000万円程度減額になっております。

内容としましては、まず一つ目、臨時財政対策債については8,870万円で、令和4年度が3億5,000万円でしたので、2億6,000万円程度減額をしております。

五つ目、六つ目ぐらいのところの防災行政無線デジタル化事業債については1億8,450万円で、デジタル化の事業の財源とするもので、充当率が100%の事業になっております。

交付税措置のほうも、70%を予定をしております。

9ページのほうでは、五つ目ぐらいで、県道整備事業債、4車線化事業の財源とするもので、7,920万円。それから、下から五つ目ぐらいのところに、広崎西脇公園整備事業債で、借地公園でしたので、用地購入等の事業の財源として1億470万円。

10ページのほうでは、下から三つ目では社会体育施設の整備事業債で、飯野小学校横のグラウンド整備の財源に充てるもので6,370万円。一番最後が、複合施設災害復旧事業債で17億8,250万円としております。

13ページをお願いいたします。

町税です。

まず町民税、個人法人合わせて14億4,238万4,000円で、3,400万円程度の増額です。

固定資産税が19億1,967万2,000円で1億1,500万円程度増えております。臨空テクノパークの工業団地の売却に伴うもの、それから益城台地の西地区の区画整理事業、それから震災によって建て替えられて年数が経過しておりますので、その新築軽減とか、被災家屋特例期間の終了に伴い、そのようなもので増額となっているというところです。

15ページから、譲与税関係を掲載しております。

18ページをお願いいたします。

地方交付税です。41億2,707万6,000円で、4,200万円程度の増額です。

普通交付税のほうに3億7,000万円と特別交付税が4億2,707万6,000円、普通交付税を2億円増額をしております。

特別交付税のほうに1億5,800万円程度の減額で、中長期派遣職員とか任期付き職員の減少による減額となっております。

19ページが、15款分担金・負担金です。

老人ホームの入所者・扶養義務者の負担金、それから公立私立の保育料等で、20ページのほうに合計が記載してありまして、8,714万1,000円としております。

16款使用料では、主なものは住宅の使用料関係で、こちらのほうも2,000万円程度増額をしております、2億8,000万円程度。使用料の合計としましては、2億9,702万5,000円。

22ページからが国庫支出金になります。

国庫負担金で、民生費関係の国庫負担金では、障がい者自立支援給付費の国庫負担金や、児童福祉関係では児童手当関係、保健衛生費のほうでは新型コロナウイルスの負担金。合計でいきますと10億2,333万6,000円としています。

23ページは補助金のほうになります。

総務費のほうではマイナンバーカード関係の交付金とか、民生費のほうでは重層的支援体制の交付金、それから児童福祉の関係で子どものための教育保育給付・交付金、こちらのほうが、私立保育園のほうに認可保育所が増えますので、9,400万円程度増額をしております。

児童福祉の一番最後に、保育対策総合支援事業の補助金で、認可外保育施設の改修費に対する補助金を新しく追加をしております。

衛生費のほうでは、新型コロナウイルス関係の補助金、それから24ページのほうに行くと、土木費関係で、都市計画道路の補助金や都市防災総合推進事業、それから都市再生整備計画の補助金、社会資本整備総合交付金として都市公園分、住宅費のほうでは災害公営住宅の家賃低廉化の補助金等の継承、教育費のほうでは25ページで国宝重要文化財の保存活用の補助金等です。

国庫補助金、合計で21億5,910万4,000円です。

25ページが一番下からが県の支出金で、県の負担金になっております。

民生費の関係では、障がい者関係の負担金、それから26ページのほうで、後期高齢者関係の保険基盤関係の拠出金、児童福祉関係では児童手当関係、土木費のほうでは都市再生整備計画、県の負担金で交通広場の整備に伴うもので、県補助、県の負担金、合計のほうに8億1,084万2,000円です。

県の補助金のほうでは、総務費の補助金として熊本地震復興基金の交付金、みんなの家の移設等に充てるものです。

民生費のほうでは、重度心身障がい者の補助金、医療の補助金とか、重層的支援体制整備事業交付金が新たに加わっております。

28ページのほうでは、児童福祉の一番最後のほうですけれども、放課後児童クラブの利用料減

免の補助金、それから保育対策総合支援事業補助金で、保育所の雇用の強化、体制強化等への補助金が新しく入っております。

衛生費のほうの一番最後のほうに、出産・子育て応援交付金で868万5,000円。

29ページの農林水産業関係では、資源向上関係の交付金、それから最後のほうに、新規就農者の経営開始資金の交付金として、4人分600万円の計上をしています。

30ページでは、土木費関係で地籍調査の補助金、国の補正予算を活用した関係で令和3年度に前倒しをしましたので、令和4年度の計上はありませんでしたが、通常の補助金としていただいておりますので、地籍の分が増加をしております。

県補助金関係の合計として5億3,483万3,000円です。

県の委託金のほうでは、31ページのほうで、選挙費の委託金として、県知事選挙、それから県議会議員の選挙の委託金の受入をしております。合計として8,002万円となっています。

33ページです。

寄附金で、ふるさと納税8億円で、令和4年度から1億円減額をしております。令和3年度では20億近くの寄附をいただいておりますが、今年度が10億ちょっと超えたぐらいになっておりますので、予算としてちょっと1億程度減らしております。

21款の基金繰入金で29億7,637万1,000円で、10億7,000万円程度の増加となっております。増加の理由としましては、産業団地の特別会計の繰出金とか、企業の進出に伴います土地取得奨励金、それから新庁舎の重機の購入費、児童福祉費関係の増加等に伴いまして、10億程度の増額になっているというところです。

35ページが諸収入関係になっております。

雑入関係です。

36ページには、上から四つ目で社会雇用保険料、会計年度任用職員さん分で4,200万円とか、その四つぐらい下に職員駐車場利用者負担金216万円で、1人1台、職員から徴収するようにしております。

37ページのほうでは、四つ目に町営住宅の給水施設の電気料等を挙げておりまして、雑入、諸収入関係の合計としましては、1億1,285万6,000円となっております。

町債につきましては、先ほどの第3表のとおりになりますが、39ページに合計が記載をしております、6億9,100万円程度の減額となっているというところです。

40ページです。

歳出予算になります。

議会費です。1億1,670万1,000円で、大体前年同額程度の計上で、人件費が主な費用となっております。

42ページをお願いいたします。

総務費で、一般管理費です。7億8,410万3,000円で、2億1,700万円程度の減額です。職員の給料関係、2節、3、4、6節での減額ですが、主なものとしては6節のほうが大きく減額をし

ておりまして、定年の延長に伴う減額となっております。

それから46ページのほうで、12節の最後から四つ目、DX推進アドバイザー業務の委託料、DX推進のための新規の事業として業務委託料の計上をしております。

それから48ページです。

18節の分で、下から六つ目ぐらいですか、地域おこし企業人交流プログラム負担金。本年度もJAL、ANAさんから職員の派遣のほうをさせていただいておりますが、その負担金となるものです。

それから、下から三つ目の災害派遣職員人件費負担金3,700万円の計上ですが、こちらのほうも派遣される方が減っておりますので、2,900万円程度減額をさせてもらっております。

次に、財産管理費です。3億6,809万6,000円で、3,600万円程度増額をしております。増加の主なものは、10節の光熱水費、こちらのほうが1,300万円程度増えております。

12節のほうでも、庁舎の警備の委託料等が増額になっているところですよ。

あと、50ページのほうでは、13節役場駐車場の賃借料599万6,000円を新規で計上をしております。

24節の積立金では、減債基金の積立金について、令和4年度同様、2億7,000万円程度の増額の計上をしております。

次の電子計算機運用費1億7,028万円につきましては、大体前年同額等を計上しておりまして、内容としては、11節のほうではインターネットの通信料とか、12節のほうではソフトウェアの保守代、新庁舎ネットワークの運用保守等の計上です。

52ページです。

13節のほうではシステムの利用料、負担金のほうでは中間サーバープラットフォームの利用料負担金等の計上になります。

次の企画費です。5億8,462万6,000円で、8,300万円程度の減額になっております。減額の主なものとしましては、12節の二つ目のふるさと納税業務の委託料、収入を少し減らしておりますので、歳出のほうも減っているというところですよ。

それから、その四つぐらい下の広安地区コミュニティ交通運行モデル業務の委託料を新しく200万円の追加での計上。総合戦略の改訂に向けた業務委託料も新たに計上をしております。

55ページの、12節の一番最後ですが、復興推進エリアの調査業務委託料に300万円。今の総合計画で言いますと新住宅エリアになります。そのこの部分の調査業務の委託料分です。

18節のほうでは、55ページが一番最後に、地方バスの運行特別対策補助金で、こちらのほうも、コロナの緩和が見えてきておりまして、バスの利用者も増えた関係で、800万円程度減額をしております。

56ページのほうでは、定住促進の補助金には3,400万円の計上になります。

57ページで、防災費です。2億2,395万2,000円で、1億1,800万円ぐらい増えております。

59ページの12節では、ハザードマップの改訂業務の委託料に新たに700万円、それから14節の

ほうの防災行政無線デジタル化工事が1億7,600万円ぐらいで、こちらのほうが1億円程度、工事費のほうが増えているというような状況です。

60ページをお願いいたします。消費税5,784万6,000円。2,800万円程度の増額です。

次のページの18節の一番最後、危険家屋等除却事業補助金に3,000万円。本年度の途中で、補正予算で計上しましたので、当初予算の比較としては、この事業の補助金のほうが増えているというところになります。

63ページをお願いいたします。

徴税费になります。徴税费関係は前年と大体同程度が計上をされているというところでは。

税務総務費、それから、65ページのほうでは、賦課費です。固定資産の評価替え等の業務委託料が入っております。

それから67ページでは徴収費、それから最後の67ページ一番下に収納率の向上対策事業関係が計上されていて、徴税费の合計としては、68ページの一番上で、1億8,814万5,000円。収納率向上対策のほうでは、債権管理コンサル業務が入っているということです。

68ページの戸籍住民基本台帳費です。1億2,237万6,000円で2,200万円程度の増加となっております。

69ページの12節、委託料の一番上、住民窓口業務の委託料が1,600万円程度ですが、窓口業務の委託につきましては、9月で終了するという形になっておりますので、半減しているというふうな状況です。

70ページの一番上には、12節の委託料ですが、戸籍システム改修業務の委託料に3,498万円で、標準化に向けたシステムの改修というふうになっております。

それから、72ページをお願いいたします。県知事選挙費のほうで1,472万5,000円で、令和5年3月頃の執行予定になろうかと思えます。

73ページは、県議会議員選挙費として1,318万1,000円で、4月9日執行予定分です。

74ページのほうが町議会議員の選挙費、4月23日の予定で、3,317万8,000円。町議会議員の選挙につきましては、75ページ18節で、選挙公営負担金2,065万2,000円が、ポスターなどの公費負担に伴いまして、前回の選挙からすると、この項目が大きく増えているというふうな状況になっています。

77ページをお願いいたします。

民生費です。

社会福祉総務費で12億1,516万円で、1億円程度の増加となっております。

12節の80ページをお願いいたします。一番上、地域包括支援センター運営業務の委託については、制度の見直しの関係があり、特別会計から一般会計に移しております。

それから、82ページです。

19節の扶助費。三つ目と四つ目、介護訓練給付費、それから障がい児通所給付費が、サービス利用者が増加している関係で、こちら合わせて7,000万円程度増額になっております。

84ページをお願いいたします。

老人福祉費です。6億6,580万8,000円です。

84ページの7節、一番最後には、敬老祝金には557万円、それから12節のほうでは高齢者タクシー券の交付業務に880万円、お一人4,000円の交付となっております。

87ページの19節では老人保護措置費、養護老人ホームの措置費ですが、8,787万円。27節では、介護保険の特別会計への繰出金に4億9,600万円程度の計上です。

88ページをお願いいたします。地方改善費で829万8,000円で200万円程度の増額です。

次のページの14節のほうで平田墓地公園のフェンス設置工事のほうが増額となっております。

91ページをお願いいたします。

児童福祉総務費です。18億5,156万3,000円で、2,700万円程度の増額となっております。

93ページの12節、一番最初の項目が、放課後児童健全育成事業委託料で、児童クラブが2クラブ増加しますので、3,800万円程度増えております。

94ページの委託料の中の下から三つ目、保育所A I マッチングシステム導入の委託料につきましては新規で計上しております、保育所入所事務のためのシステムの導入費用になります。

次のページです。14節では、広安西小学校の児童クラブの建設工事に1,433万5,000円。18節では、保育所の運営給付金で11億7,600万円程度で、1園、私立保育園の認可保育所が増えますので、予算としては7,400万円程度の増額になっています。

96ページをお願いいたします。

18節の下から三つ目の保育補助者雇上強化事業補助金については新規事業で、2,687万2,000円。認可保育所の人件費の補助の関係になっております。その下の保育体制強化補助金につきましても、保育士以外の採用分についての補助金ということです。

それから、19節の一番上の子ども医療費の助成金につきましても、年齢を拡大しましたので、予算としては3,500万円程度増えております。

97ページが児童福祉施設費で、1億円程度の増額になっております。

99ページの12節で、下から三つ目の保育士等派遣業務の委託料のほうで1,200万円程度増えておると、その下の調理業務委託料につきましても、新たに職員の不足によりまして、業務委託料として計上をしております。

14節のほうでは、第2保育所の長寿命化の工事に3,700万円の計上です。

101ページのほうには、災害救助費で2,945万9,000円の計上で、18節で新たに、仮設のほうで3月いっぱい閉鎖いたしますので、そちらにお住まいの方などが公営住宅にお住まいされる場合の補助金として648万円の計上です。

102ページは、仮設住宅の運営費で8,306万5,000円。14節、みんなの家の移設工事に6,800万円、市ノ後公民館、津森小の児童クラブの移設工事費になっております。

4款の衛生費です。

保健衛生費、総務費では、5億4,009万1,000円で、5,000万円程度増えております。

105ページのほうで、18節の一番最後、出産・子育て応援ギフトのほうに5,000万円の計上。27節では、国民健康保険特別会計と水道事業会計への繰出金になります。

その下の予防費では2億448万5,000円の計上で、107ページの12節のほうでは、子ども4種混合の予防接種の委託料とか、母子健康保険の業務委託料、12節の一番最後には、健康づくり推進計画、自殺対策計画策定業務の委託料を、こちらのほうが新規で計上しています。

108ページの環境衛生費では2億2,103万6,000円で、18節のクリーンセンター等への負担金とか省エネ機器の購入に対する補助等の計上。

109ページの一番下では、健康増進事業で5,807万2,000円。

110ページの12節のほうで、ましき健診の委託料。

それから111ページのほうでは、18節、健康ポイント事業の負担金、連携中枢都市圏で事業と一緒にやっておりますので、その負担金としての計上をしております。

113ページでは、新型コロナウイルス関係の費用で1億6,251万1,000円。12節のワクチン接種業務の委託料が主なものとなっております。

114ページでは塵芥処理費です。12節のごみ収集業務の委託料、それからし尿処理のほうでは、18節のほうで衛生施設組合への負担金等が主なもの。

農林水産業費です。

116ページの農業総務費では8,891万1,000円で、ここはほとんど人件費になっております。

農業振興費4,563万円です。こちらのほうは120ページのほうで、最後から二つ目が、新規就農者経営発展支援事業の補助金に1,500万円。それから新規就農者経営開始資金支援補助金で、4名分600万円を計上しています。

農地費では1億9,839万3,000円で、3,100万円程度の増額です。

122ページのほうの、県営特定農業用管水路、県営事業負担金等の増額、それから一番最後のほうでは、農業水路の長寿命化関係の分で527万1,000円の計上。

123ページでは、農業振興促進事業費のほうでは、12節のほうで農振整備計画の策定業務に800万円の計上です。

それから125ページでは林道の維持費1,821万円で、126ページの14節、川内田の林道橋梁保全整備事業工事費に1,500万円の計上。

商工費。

127ページでは、商工業振興費に5,325万8,000円。

128ページです。

創業支援相談窓口運營業務の委託とか、いくばい笑店街の原状回復業務の委託が主なものです。それから、観光費のほうでは1,119万1,000円で、12節のほうでは観光プロモーションの業務委託に200万円、18節のほうの一番最後には語り部の育成への補助金に150万円。130ページの一番上では、にぎわい活性化の補助金に500万円です。

企業誘致推進費は7億4,292万4,000円で、18節で益城町土地取得奨励金で9,723万6,000円、三

つの企業への支出を予定をしております。

それから、特別会計の繰出金に6億3,094万1,000円。

土木費です。

土木総務費で3億356万8,000円、1億2,000万円程度の減額で、2・3・4節の人件費関係で6,600万円程度の減額。

それから、133ページの18節の一番最後、派遣職員の人件費の負担金、派遣職員の方が減少していることに伴いまして、5,200万円程度減額をしています。

地籍調査事業につきましては4,900万円程度増額になっておりますが、歳入と同じ内容で令和4年度では、令和3年度の国の補正予算を活用したことによるものです。

135ページは道路の維持費で1億388万7,000円、8,000万円程度の増額です。

136ページの14節のほうには、路面補修工事費に5,400万円。道路新設改良のほうでは3億4,165万円で、2億5,400万円程度増えています。

14節工事では、道路改良工事関係で1億2,000万円、用地購入に4,600万円程度、県道整備の負担金、4車線化を含む負担金に8,800万円です。

一番下の社会資本整備総合交付金事業は4,860万円。

138ページの14節のほうに道路改良工事費2,000万円、こちらのほうは潮井公園線になっております。それと、通学路関係に200万円の計上です。

139ページは都市計画総務費で8億8,483万5,000円。

141ページの、12節のほうに基本図の更新業務の委託料を新規で4,900万円程度の計上と、1節の一番最後が都市計画道路の申請業務委託料に2,500万円。

143ページの公園費のほうは4億338万9,000円で、2億4,500万円程度の増額です。

144ページの14節に、潮井公園の工事費、それから広崎西脇公園の防災施設関係の工事費の計上、16節のほうでは広崎西脇公園の用地取得費に7,800万円程度の計上です。

144ページの一番下、土地区画整理事業では1億5,739万7,000円で、145ページの18節、土地区画整理の負担金関係が主なものというところです。

街路事業としましては8億8,265万6,000円で、設計業務の委託料や工事費、それから公有財産、第2南北線関係の県への工事に伴う負担金、それから21節では工作物の補償費等を計上しています。

都市防災総合推進事業については、2億2,400万円の計上です。

149ページでは、都市再生整備計画の事業費に2億8,131万4,000円で、工事費のほうでは府内安永線の整備工事、それから、にぎわい創出整備工事、こちらのほうは惣領、福富、宮園地区になっております。それと、交通広場の整備工事です。あとは、町の駐車場の用地購入、同木山宮園線、それから横町線の高質化の負担金関係の計上になっています。

150ページでは、駐輪場の整備工事に2,500万円。住宅費のほうでは1億1,096万円で、151ページ12節のほうで、指定管理の委託料と明渡しの訴訟料を計上しています。

152ページから消防費になっております。

非常備消防で、消防団員の報酬とか団の運営交付金と合わせて5,697万2,000円の計上。

消防施設費としては4億722万6,000円で、主なものとしては次のページの委託料で、熊本市への事務委託、それから消防署の改修業務の設計委託料が入っております。

10款の教育費では、156ページ、事務局費で2億3,434万7,000円の計上をしております、159ページの12節、ICTタブレットの運営業務に7,200万円程度、それから支援員の配置に880万円程度、17節では備品の購入に500万円の計上です。

161ページが小学校の学校管理費です。2億1,095万6,000円で、1の報酬ではパートタイム会計年度任用職員の報酬に4,300万円程度で、補助教員、特別支援の先生方の報酬分になっております。

それから、163ページの12節の上から四つ目、学校送迎用バス運行業務の委託料は580万円程度で、3,300万円程度減額になっております。

それから14節では、西小学校の施設整備、パソコン教室を特別支援教室に変更するための費用として1,300万円。

165ページのほうでは中学校の学校管理費で9,030万3,000円の計上で、1節のパートタイム会計年度任用職員の報酬につきましても、小学校の管理費と内容は同じになっております。

166ページの12節のほうでは学力テストの業務委託とか、13節のほうでは自動車等の借上料と、それから169ページでは幼稚園費で1億1,099万9,000円で、人件費が主なものとなっております。

171ページのほうでは、12節の委託料で、長寿命化改修設計業務益城幼稚園分を800万円、それから業務の効率化の業務委託の分を新規で計上をしています。

172ページは社会教育総務費で、1億1,863万9,000円になっております。

175ページの18節で、地域コミュニティ施設の再建の補助金に2,200万円。それから新規で、全国九州大会への助成金10万円ですが、計上をしております。

176ページのほうでは、文化会館の運営費のほうでは5,244万3,000円、修繕料、それから指定管理料になります。

集会場の運営費では3,475万3,000円で、178ページの14節のほうに、バリアフリー化の改修工事のほうが2,700万円程度入っております。

四賢婦人記念館の運営費では、矢嶋楯子生誕190周年記念事業が、7節、13節のほうに計上をされております。

文化財保護対策費1億6,015万9,000円では、181ページ12節での四つ目、竣工記念、谷川断層のオープン記念の式典の業務の委託料に200万円。それから14節のほうでは、布田川断層帯の整備工事で、堂園・杉堂地区になります。

公有財産の購入につきましても、堂園・杉堂地区の駐車場予定地の購入費などです。

182ページです。18節のほうでは、指定文化財の災害復旧の補助金に、津森神宮、常楽寺などで6,400万円。

交流情報センター運営費では1億905万8,000円。

185ページ12節の委託料の一番最後のほうで、ましきっ子読書プラン策定業務の委託料、それから指定管理導入に向けた基本構想策定業務の委託料を新規で計上をしています。

186ページです。

保健体育総務費で4,304万2,000円です。内容としましては、188ページの12節のほうでは、JFAこころのプロジェクトの実施の委託料、それから18節のほうではジョギングフェアとかロードレース関係の補助金。

189ページのほうは体育施設費で1億5,696万8,000円、1億円程度増額になっております。

190ページの14節のほうで、飯野町民グラウンドの工事費のほうで8,500万円、新規で入っている、計上されているというところなんです。

学校給食費につきましては1億6,795万8,000円です。

193ページからが災害復旧関係の費用になっております。

194ページのほうに、複合施設の災害復旧工事費関係の計上をしておるところです。

195ページでは公債費のほうに、元利、償還金合わせて25億6,551万8,000円で、1億2,400万円程度の増加になっております。

予備費のほうで5,775万1,000円の計上をしているというところなんです。

議案第9号につきましては、以上となります。

あとの議案につきましては、また後ほど説明をいたします。

○議長（稲田忠則君） 午前中は、これで終わります。

午後は1時30分から開きます。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

山内企画財政課長、議案第10号から説明をお願いいたします。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。

午前中に引き続きまして、令和5年度の特別会計の予算について説明をいたします。

それでは、令和5年度益城町一般特別会計予算書の209ページをお願いいたします。

議案第10号、令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算。

第1条で、歳入歳出それぞれ37億8,869万7,000円としております。

第2条では、一時借入金で最高額を3億円と定めております。

215ページをお願いいたします。

国民健康保険税です。

一般被保険者国民健康保険税6億6,040万3,000円で、3,300万円程度の減少となっております。

て、被保険者数の減少によるものというところです。

216ページをお願いいたします。

県支出金で、保険給付費等交付金26億1,620万4,000円で、1億1,200万円程度の増額となっております。保険給付費、歳出予算等の増額に伴うものです。

それから217ページのほうでは、繰入金で、一般会計からの繰入金3億509万5,000円で、保険基盤安定とか総務費の事務費等になりまして、前年とあまり変わらない額の計上となっております。

218ページでは繰越金で2億円の計上。

219ページからが歳出予算になります。

総務費、一般管理費には1,927万6,000円で、パートタイム会計年度任用職員の報酬、それから11節のほうでは電算共同処理の手数料などになっております。

220ページをお願いいたします。

そのほか総務費のほうでは、国保連合会への負担金等の連合会負担金、それから賦課徴収費では印刷製本費などが増になっております。

222ページです。

保険給付費です。

療養諸費の分としましては合計で21億6,225万3,000円の計上で、本年度の実績をもとに、保険給付費としては見積りをしております。6,600万円程度の増額というところです。

223ページのほうでは、高額療養費については3億2,185万9,000円で、2,100万円程度の増額。出産・育児一時金については1,250万6,000円の計上になります。

224ページでは、医療給付費分として6億4,677万5,000円で、前年とあまり変わらない計上額になっています。

225ページでは、後期高齢者支援金分の納付金です。2億696万2,000円で、こちらのほうも前年と同等の額で、介護給付費についても前年とあまり変わらない額のほうを計上をしております。

226ページのほうでは、保健事業費です。

保健衛生普及費のほうでは、1,563万1,000円で、12節のほうに、国保の人間ドックの委託料分、それから健診業務の委託料等を計上をしております。

227ページの特定健康診査等事業費では、3,359万8,000円で、12節のほうで、健診業務の委託料等の計上です。

228ページでは、基金の積立金に5,000万5,000円。それから、予備費のほうで2億3,922万1,000円になっております。

議案第10号につきましては、以上となります。

続きまして、議案第11号です。令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算になります。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ5億1,518万1,000円としております。

第2条は一時借入金で、最高額は5,000万円です。

236ページをお願いします。

後期高齢の保険料になります。3億8,185万9,000円です。3,500万円程度の減です。

そのページの下のほうでは、繰入金で、一般会計からの繰入金、事務費、それから保険基盤関係の繰入金、合わせて1億2,891万7,000円。

237ページのほうでは、繰越金に280万円。

238ページからが歳出予算になります。

総務費のほうでは一般管理費と徴収費を計上しております、一般管理費では通信運搬費などで309万5,000円。それから徴収費のほうは印刷製本費などで190万8,000円の計上です。

239ページでは、後期高齢広域連合への納付金です。5億577万5,000円で、4,200万円程度の減額です。

諸支出金のほうでは保険料還付金に151万円、予備費のほうで289万3,000円の計上であります。

議案第11号につきましては、以上です。

次に、議案第12号です。令和5年度益城町介護保険特別会計予算です。

第1条で歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ33億6,485万5,000円。

第2条の一時借入金は、最高額3億円。

第3条では、歳出予算の流用の件を定めております。

247ページをお願いします。

介護保険料の第1号被保険者の保険料です。6億9,864万3,000円で、700万円の増加です。加入者の増加によるものと思います。

248ページのほうは国庫支出金で、介護給付費の負担金で、5億6,454万4,000円です。

それから国庫補助金のほうでは、調整の交付金とか地域支援事業交付金等の合計としては、2億988万円。

支払基金交付金としては、2項目合わせて8億7,380万8,000円。

県負担金では、介護給付費の県負担金として4億5,297万4,000円の計上。

250ページです。

県補助金で、地域支援事業交付金によりまして1,802万1,000円。繰入金のほうは、一般会計からの繰入金で、合わせて4億9,636万6,000円。繰越金が5,000万円。

収入につきましては以上で、253ページからが歳出予算になります。

総務費で一般管理費、パートタイム会計年度任用職員の報酬や通信運搬費によりまして、961万8,000円。

254ページのほうでは、一般管理費の中で、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務の委託料に300円の計上です。

255ページのほうでは、介護認定の調査費関係です。2,575万9,000円で、施設のほうでは会計年度任用職員の報酬、それから次のページのほうで、11節、主治医意見書作成業務手数料1,353万円で、件数の増加に伴い310万円程度増額をしております。

257ページからは保険給付費の支出になっております。

介護サービス諸費のほうに合わせて28億2,119万2,000円で、9,600万円程度の増額です。

5目の施設介護サービスのほうが6,600万円程度伸びておりまして、こちらのほうも国民健康保険同様、実績に基づく形で、予算等は見積りをしているところです。

258ページのほうは介護予防サービス諸費、合わせて1億1,974万8,000円。

それから259ページでは、高額介護サービス費で7,013万1,000円。

260ページのほうでは、特定入所者介護サービス等費で1億539万9,000円です。こちらのほうは、前年とあまり変わらないような金額になっております。

地域支援事業費については、介護予防生活支援サービス事業の分として1億145万3,000円。

それから、介護予防支援事業としては、943万円の計上になっております。

262ページのほうでは、地域支援事業の任意事業費で1,233万円。12節のほうで、在宅高齢者の安心確保の委託事業、それから認知症サポーター養成講座の委託等の計上です。

包括的支援事業の社会保障充実分に1,928万6,000円で、264ページの12節のほうに、認知症初期集中支援チームの委託とか、認知症施策推進事業の委託料等の計上になります。

それから267ページのほうでは、他会計への繰出金ということで、重層的支援体制整備事業の繰出金、一般会計への繰出金ですが、932万9,000円、予備費のほうが3,039万2,000円としております。

議案第12号につきましては、以上です。

議案第13号です。令和5年度益城町産業団地特別会計予算です。

第1条で歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ12億3,194万1,000円。

第2条では地方債。第3条で一時借入金、最高額を10億円と定めております。

272ページです。

第2表の地方債です。産業団地整備事業債で6億円としております。

275ページをお願いいたします。

歳入で、繰入金、一般会計からの繰入金で6億3,094万1,000円。

それから繰越金が100万円で、町債のほうで6億円と定めています。

276ページから歳出予算で、産業団地の整備事業です。

事業費のほうで12億3,184万1,000円で、12節のほうでは実施設計の業務委託、16節のほうでは公有財産の購入費で、用地購入のほうに11億5,648万円の計上、予備費のほうが10万円となっております。

議案第13号につきましては、以上になります。

次に議案第14号、令和5年度益城町下水道事業会計予算書になります。

1ページをお願いいたします。

議案第14号、下水道事業会計予算です。

第2条で業務予定量として排水処理戸数が1万2,100戸、それから年間総処理水量、1日平均

処理水量、主要な建設改良事業を定めております。

(1) の処理戸数については、300戸の戸数が前年から増加をしております。

第3条では収益的収入・支出で、収入のほうを15億3,772万4,000円、支出のほうを13億6,755万3,000円。

第4条が資本的収入・支出で、収入を22億7,861万円、支出のほうが27億5,752万4,000円としております。

3ページに、第5条で債務負担行為の設定、それから第6条では企業債のほうを限度額13億3,260万円としております。

4ページのほうでは、第7条で一時借入金の限度額を10億円。第8条では歳出予定支出の経費の流用の関係。第9条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費9,355万8,000円。第10条では他会計からの補助金等で、下水道経費5億6,917万5,000円としております。

31ページをお願いいたします。

当初予算の実施計画明細になります。

収益的収入支出で、まず収入です。

下水道事業収益15億3,772万4,000円で、営業収益のうち下水道使用料5億796万6,000円。令和4年度当初予算と比較しますと、1,780万円程度の増額になります。

それから営業外収益としましては、他会計からの補助金、一般会計からの補助金ですが、4億2,590万1,000円。

長期前受金戻入が、国庫補助金、一般会計からの繰入金、企業債等合わせて5億2,236万8,000円。消費税の還付金として8,120万3,000円の計上です。

32ページをお願いいたします。

収益的支出になります。

下水道事業費用としましては、予定額として13億6,755万3,000円。営業費用として、管渠費で4,393万円で、18節委託料では下水道台帳整備の委託料、それから21節の修繕費では下水道管渠老朽化に伴う修繕等が主なものというところです。

ポンプ場費では3,508万2,000円で、14節の光熱水費、それから18節のほうではポンプ場の保守点検業務の委託料などになります。

処理場費では2億3,496万2,000円で、14節の電気代等の光熱水費、それから18節の委託料では処理場施設運營業務の委託、それから脱水ケーキ処分の委託料等になっています。

34ページをお願いいたします。

19節のほうでは汚泥運搬等の手数料、総係費では1億2,419万9,000円で、職員の人件費関係、それから10節では受益者負担一括納付の報奨金、18節のほうでは使用料徴収事務の委託料、31節では区域外流入の負担金等の計上、減価償却費では構築物、機械装置等の、合わせて7億5,774万8,000円。

36ページをお願いいたします。

営業外費用としましては、企業債の利息分9,369万4,000円。公共、特環、農集分になっております。

それからその下の、資本的収入及び支出の、収入です。

資本的収入合計の22億7,861万円、企業債のほうは13億3,260万円で、建設改良債では公共下水道、特環、農集分、合わせて11億7,260万円です。

他会計からの補助金としては、一般会計からの補助金で1億4,327万4,000円。事業を実施するための国庫補助金として7億6,044万円、受益者負担金が2,479万5,000円です。

益城中央線の拡幅に伴う修正設計、県の補償費として1,750万1,000円。

37ページからが資本的支出になっています。

資本的支出、合計の27億5,752万4,000円で、管路建設費には4億7,859万1,000円、27節の工事費では、益城台地の西地区と中地区、それから下陳地区等の建設工事を計上。

管路改良費のほうでは4億6,720万円で、18節委託料では監督支援業務の委託料や設計業務委託、次の38ページ、27節の工事のほうでは、総合地震対策工事や第2南北線の污水管の築造工事、ましき野管路改築工事等の費用、負担金としましては益城中央線の拡幅工事等に伴う負担金。

ポンプ場建設改良費では5億631万1,000円で、職員の人件費。それから27節の工事費では、本村ポンプ場の造成本体工事、それから遠隔監視システムの設置工事など。31節のほうでは、区画整理事業に伴う都市水路改修工事、県施行への負担金です。

39ページでは、処理場建設改良費5億5,028万円。委託料のほうで処理場の更新業務の委託料、それから工事請負費のほうでは2,500万円の処理場設備改修等の工事費を計上をしています。

固定資産の購入としては、本村ポンプ場の用地購入費など。

企業債償還については、元金分として7億3,514万2,000円の計上です。

議案第14号につきましては、以上になります。

続きまして議案第15号です。令和5年度益城町水道事業会計予算です。

1ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業会計予算です。

第2条で業務予定量の定めです。給水戸数が1万2,900戸、それから年間総配水量、1日平均配水量、主な建設改良事業等の予定量を定めております。給水戸数につきましては、令和4年度当初予算と比較しますと300戸増加しております。

第3条では収益的収入及び支出で、収入に5億3,979万7,000円。支出のほうは5億2,545万4,000円。

第4条では資本的収入及び支出で、収入のほうは2億8,070万円、支出のほうは6億7,705万9,000円としております。

第5条では債務負担行為の補正で、事項としましては、水道料金等徴収業務委託、令和6年から10年度まで、2億円と設定をしております。

3ページでは、第6条で企業債です。水道整備事業で1億9,800万円の限度額です。

第7条では、予定支出の経費の流用の件についての定め。

それから第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員給与費8,078万円としております。

22ページをお願いいたします。実施計画の明細書になります。

収益的収入支出。まず、収入です。

水道事業収益で、そのうち給水収益4億3,808万4,000円で、水道料金となっております。

その他の営業収益としましては、下水道料金徴収に伴う委託料等により、合わせて3,328万8,000円。

営業外収益としましては、長期前受金戻入等により6,842万5,000円。

23ページでは収益的支出になります。

営業費用の原水及び浄水費で、修繕料等に併せて2,353万9,000円。

配水及び給水費では、メーター器の取り替え、それから修繕料等によって4,363万4,000円。

総係費では2億391万6,000円で、職員の人件費。それから24ページでは12節のほうで、電気代等の光熱水費、16節では検針業務の委託料等。25ページの、委託料の一番最後から二つ目で、水道料金等徴収業務の委託については、新規の事業として計上をしております。

26ページをお願いいたします。

収益的支出です。

支出の減価償却のほうが、有形固定資産の減価償却等によって2億1,358万5,000円。

営業外費用のほうは、企業債の利息で2,506万6,000円。消費税として1,000万円。

27ページです。

資本的収入です。

企業債のほうを木山地区の土地区画整理事業や中央線の整備等の企業債として、その事業に伴う配水管の布設工事関係の分の企業債として1億9,800万円。

工事負担金としましては、木山地区の区画整理、中央線の拡幅の補償費として4,000万円。加入分担金としましては1,320万円です。

他会計の補助金として、一般会計から、消火栓設置分、簡水元金償還、合わせて2,950万円です。

28ページをお願いいたします。

資本的支出になります。

建設改良費のほうが、拡張事業費に2億9,181万円で、34節では、益城中央線の整備に伴う配水管布設工事。それから、都市計画道路整備に伴う配水管の布設、益城台地の中地区の配水管の布設工事が入っております。

改良事業費では2億1,329万円になっていまして、29ページの34節、工事費では、総合団地内の配水管布設工事、木山地区の土地区画整理の配水管布設、それから第6水源地取水ポンプの更

新工事等になっています。

企業債の償還金としましては、元金償還金として1億6,277万5,000円です。

議案第15号につきましては、以上となります。

令和5年度予算につきましては、以上です。

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」から、日程第14、議案第15号「令和5年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

続いて、日程第15、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第32、議案第33号「町道の路線認定について」までの発言を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第16号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、新庁舎での業務開始に伴い、職員駐車場の使用について料金が発生するため、職員の給与から駐車場使用料を控除できるよう条例を改正するものです。

具体的には、職員の給与から控除できるものに、今回、駐車場使用料を追加するものです。

議案第17号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、新庁舎での業務開始に伴い、職員駐車場の使用について料金が発生するため、一般職の職員と同様に会計年度任用職員の給与から職員駐車場使用料を控除できるよう条例を改正するものです。

具体的には、会計年度任用職員の給与から控除できるものに、今回、駐車場使用料を追加するものです。

議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されたことに伴うものです。

これまで、民間、国、地方公共団体で別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになりましたので、現在、町で規定している個人情報保護条例を廃止するとともに、改正後の個人情報保護法で町に委任された事項について条例で定めるものです。

議案第19号、益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、さきに御説明しました益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定と同じく、個人情報保護法の改正に伴うもので、改正された新しい個人情報保護法第78条の不開示情報と、益城町情報公開条例第7条で規定している不開示情報と整合させるものです。

議案第20号、益城町個人情報保護制度審議会条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、さきに御説明しました益城町個人情報の保護に関する法律施行条例

の制定に伴い、益城町個人情報保護条例が廃止されることで、廃止条例に基づき設置されていた個人情報保護制度審議会も廃止されるため、改めて条例で設置し直すものです。

議案第21号、益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、益城町防災会議条例第3条第5項に規定する、防災会議委員の任命または委嘱につきまして、所属する機関名などの要件を整理し整合性を図るため、条例を改正するものです。

議案第22号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の基準額を引き上げるものです。

具体的には、負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図る観点から、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税等に係る課税限度額について、現行の20万円を22万円に、また、軽減措置に係る5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、現行の28万5,000円を29万円に、さらに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、現行の52万円を53万5,000円に、それぞれ引き上げるものです。

議案第23号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、健康保険法施行令の一部改正により、出産・育児一時金の金額が40万8,000円から48万8,000円へ変更されたことに伴い、益城町国民健康保険条例に定める出産一時金の額につきましても、同様の変更を行うものです。

議案第24号、益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、条例附則第5条から第8条までが2条ずつ繰上げられたことに伴い、第2条第8号中、広域連合条例附則第5条を、広域連合条例附則第3条に改めるものです。

議案第25号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回提案しました議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、及び、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としましては、児童の安全確保のため、施設などへ安全計画の策定の義務化、及び、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加となります。

議案第26号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としましては、放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定や、自動車を運転する場合における利用者の所在の確認、業務継続計画の策定を義務づけるものなどです。

議案第27号、益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、中小企業者が、店舗などの新築・改装や設備・機械などの導入に必要な資金の融資を受けた場合、その利子補給を行うことで、中小企業の近代化、または経営の改善を促進することを目的としております。

今回の改正は、町内事業者にとって、より利用しやすい制度とするため、対象となる融資期間の追加、申請期限の緩和などを行うものです。

議案第28号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

今回的一部変更は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務について、玉名市が令和5年6月30日をもって脱退することによるものです。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方自治体の議会の議決を経る必要がありますので、今回、議会に提出するものです。

議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について御説明申し上げます。

今回提案しました議案は、損害賠償の額の決定及び調停に関することにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その主な内容は、調停の相手方は、反訴被告株式会社真栄、反訴原告株式会社 e e h o m e で、損害賠償の額につきましては3,176万3,123円でございます。

調停の内容につきましては、記載のとおりでございます。

事件の概要につきましては、まず、株式会社真栄から町に対し、益城町大字宮園字辻668番1及び668番2を申請地とした、都市計画法第53条第1項に基づく集合住宅の許可申請が提出されました。

当該申請地は、街路事業都市計画道路益城東西線における事業認可取得及び事業着手予定路線に含まれる土地でありましたことから、町は株式会社真栄に対し、当該許可申請の自主的な取下げを依頼しました。しかし、この時点で既に、株式会社真栄と株式会社 e e h o m e とによる工事請負契約が締結されておりました。

その後、双方による任意の交渉後、訴訟が提起されるに至ったため、町は当該訴訟及び調停に参加し、株式会社真栄と締結した覚書に基づき、株式会社真栄と株式会社 e e h o m e が被った損害を賠償することについて協議を行い、損害賠償金3,176万3,123円を支払うことで調停が調いましたので、今回提案するものです。

議案第30号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第2回益城町議会定例会において議決をいただきました議案第76号、益城町防災行政無線システムデジタル化整備工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額3億8,280万円を4億301万4,700円に変更するもので、2,021万4,700円の増額となります。

変更の主な理由としましては、工事内容の変更によるもので、屋外拡声子局スピーカーの構成及び数量の変更、屋外拡声子局の増設、鋼管柱塗装本数の追加、船野山中継局の撤去及び整地方法の見直しによる増額、及び戸別受信機設置予定数の減少による減額などがございます。

議案第31号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和4年第3回益城町議会定例会において議決をいただきました議案第61号、木山中学校管理室棟・コンピューター室棟改修工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額1億2,859万円を1億3,173万3,765円に変更するもので、314万3,765円の増額となります。

変更の主な理由としまして、既存塗膜除去を行った際に、当初設計に見込んでいなかった補修箇所が発見されたため、外壁補修工事を追加施工するものです。

議案第32号、町道の路線廃止について御説明を申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号431の復興土地区画整理9号線のほか3路線です。

この路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、起点終点の変更となりますため、路線の廃止を行うものです。

議案第33号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号431の復興土地区画整理9号線のほか8路線です。

この9路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地指定が終了した土地に面する道路の路線認定を行うものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 日程第15、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第32、議案第33号「町道の路線認定について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午後2時13分

3 月 7 日（火曜日）

令和5年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集
2. 令和5年3月7日午前10時00分開会
3. 令和5年3月7日午後2時28分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君

生涯学習課長 富永清徳君 下水道課長 吉本秀一君
水道課長 山口拓郎君 代表監査委員 戸塚誠司君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

質問する時間がないとちょっと具合が悪いので、2点だけちょっと確認をさせていただきます。

まず1点目が、議案第5号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）の中で、ページは15ページです。15ページ。24、町債です。今回、この町債は、総務債、土木債については減額されておりますけれども、教育債については増加をして、合計で増えた分が3億5,400万円が増加をして、トータル的に今回で500億円を突破いたしました。500億円、何と言うんですか、大きなハードルを越してしまったんですが、この増えた要因について再度教えていただきたいと思えます。1点目。

それから、2点目は、議案第5号中のページは21ページ。21ページの8項の土木費の中の、項目で言いますと街路事業費、ここの右側の備考の欄に工作物等補償費3,176万4,000円、この経費が上がっています。これについては、同じく議案の中で、29号の議案だろーと思えますので、29号の中で質疑をさせていただきたいと思えます。これは省略をします。

1点だけちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、一般会計補正予算書のページが15ページ、町債ですけれども、町債が3億5,400万円増えているが、その要因は何かということの御質問です。

今回の地方債につきましては、総務債等は事業を執行しないことでの減額をしておりますし、また、増えた分につきましては、小学校の増築分とかトイレの改修、それから、木山中学校の長

寿命化の工事等で増えております。そちらのほうは、飯野小学校の増築分につきましては通常の国の予算を活用したものの前倒しでの事業になっておりますが、トイレの改修と長寿命化につきましては、国の補正予算を活用したものとなっております。国の補正予算につきましては、以前からお話をしていますとおり、地方財政措置が有利になっておりまして、起債については100%の充当ができて、交付税措置につきましても有利な交付税措置となっております。その関係で今回は教育債のほうが増加をしているというところです。

起債につきましては、どうしても建設事業がある場合には、交付税措置があるものについては借入れを行うようにしておりますので、このような国補正予算等を活用する場合にはどうしても起債が増えてしまうというようなことは仕方がないというふうに考えております。

そういう国の補正予算等を活用したことによって、今回は起債のほうが増加をしているということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。内容的にはよく分かりました。

ただ、ちょっと心配しますのは、この12月議会でも私は中期財政見通しについてちょっと質問したんですが、このときの4年度の年度末の経費が494億円だったんです。それが、この3か月で500億円をとっばしたということで、かなりやっぱりちょっと増えている。そうしますと、この中期財政見通しから見ても、この収支、財源不足額といいますか、これが、収支が財政調整基金を充当しないと足りなくなるというような形になってしまうんじゃないかと、こういうふうに思います。

それからやっぱり500億円町債になったということは、例えば3分の2が国からの補助があったとしても、160億円から170億円は町が自腹で払わなきゃいかん。それを約20年かけて払うんですよね。大体1年間で、利息も含めると8億円から9億円。これが20年間、町の財政にぐっとのしかかってくると。当然いろいろ心配はされておるとは思いますけれども、本当にこの1年間に8億円ぐらいの金をどうやって工面をするかというのについては、当然考えておられると思いますけれども、何かその考え方が分かっていたら教えていただければありがたいなと思います。

ともかくやっぱり次の世代にあんまり借金を残すと、非常に次の世代は新規事業も何もできないと。借金返済だけに追われてしまう。こういう形になってしまうんじゃないかと心配をします。

最後に2回目の質問で、企画財政課長の借金に対する返済の方法、要領、考え方について、分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

町債のほうで500億円を超えて、3分の1程度が町負担になるので、その返済方法はどのようにするかというふうな御質問だったと思います。

中期財政見通しにつきましては、決算ベースで見通しを立てている関係で、どうしても予算と

比較しますと、少しは予算のほうが大きくなってしまいうところはあろうかと思しますので、中期財政見通しと額が違うということは御理解をいただきたいというふうに考えております。

また、起債をしております多くの事業の起債については、交付税措置等があつて、国からの支援等もあるというところがありますし、また、今、一番収入が上がっておりますのは、ふるさと納税が上がっておりますので、そちらのほうをしっかりと活用していくというようなこと、それと、歳入につきましても定住促進と企業誘致等を進めながら、町税をしっかりと増やしていくような取組は続けてやっていこうと。それから、引き続き行革の取組をやって、しっかりと歳出削減等の取組もしていく。このようなことを通して、町の収支のバランスをしっかりと取りつつ、持続可能な財政運営となるようにやっていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） もう3回目でありますけれども、今、山内課長から言われたとおりなんですけれども、最後に一つお願いをしておきたいと思ひます。

町長も施政方針の中で述べられました8項目めに、事業を効率的にやりたいと、効果的にやりたいと、こういうお話で、今、町が非常に災害復旧をいろいろやっております。それなりに成果を上げてます。しかしながら、やっぱりその負の遺産として町債、これが非常に増えていると。これに対してきちっと手を打っていかないと、やっぱり後で将来の子どもたちが非常に不平不満を言う。こういうことを念頭に置いて、やっぱり財政運営については厳しい上にも厳しくやっていただければありがたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

議案第5号、益城町一般会計補正予算書の中から2点ぐらい、ちょっとお伺ひします。

ページ、22ページ、23ページですね。

22ページの10款教育費、2項小学校費の1目学校管理費の中で12節と14節で、ここで、ちょっと先ほど企画財政課長のほうからありましたけれども、この町債については国の補助のあれで起債100%ということでありました。この100%起債で、言われました交付税措置というのはどれぐらい、何%ぐらいあるのか。

それが1件と、それから、23ページのほうの同じ学校管理、中学校管理のほうの中でも同じ施設整備費で同じような起債をしてあるわけですけども、ここで国、県からの支出金、要するに補助というか、これが小学校と中学校ではちょっとこの補助率というのか、これが違うんですけども、この辺はどういう違いなのか。小学校の施設整備のほうでは16%ぐらいかな。中学校のほうでは22%の国、県支出金があつてんですが、同じ施設整備費ですけども、その違いはどうなのかということをお伺ひします。

それから、その次のページ、24ページ、11款災害復旧費、5項のその他公共施設災害復旧費の中の1目ですね。ここの施設造成工事費6,000万円の減額になってますが、この28億円を減額し

て28億9,111万1,000円ですか。これは造成費だけの金額ですかね。これをちょっとお伺いします。その2点です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。おはようございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和4年度益城町一般会計補正予算書の中から、補正予算で飯野小学校、広安小学校のトイレ、中学校の改修、こちらで補助の内容が違うということでの御質問でよろしいでしょうか。

まず、飯野小学校の増築なんですけれども、こちらのほうは公共学校施設整備国庫負担金事業、これを利用いたしまして、補助率のほうは2分の1というふうにこちらのほうはなっております。それと、事業の違いで、広安小学校のトイレの改修及び木山中の教室とポンプ室等の改修工事、こちらにつきましては、学校施設環境改善交付金事業というところで、補助率が3分の1というふうになっております。補助以外のところについては、補正予算債ということで利用する予定になっておりますけれども、こちらのほうのまず飯野小学校の事業につきましては、学校教育債を利用しているというところで交付税率は70%、それと、学校施設の環境改善交付金事業の起債につきましては、補正予算債ということで交付税は50%ということに理解しております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 新庁舎等建設課の田上でございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、益城町一般会計補正予算書（第8号）中、24ページ目、11款災害復旧費、5項1目その他公共施設災害復旧費、14節工事請負費の減額6,000万円につきまして、こちらの分が、金額全体が複合施設に分かというような御質問だったのでしょうか。

○14番（中村健二君） 造成費用かということ。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 造成費用かということですね。

造成費用につきましては、令和4年度と5年度の債務負担行為のほうを設定させていただいております。令和4年度の40%分、6,000万円について今回、令和4年度の造成費用として計上させていただいております。残りの60%、9,000万円につきましては、令和5年度で一応計上する予定としておりましたが、こちらのほうは減額いたしまして、全額令和5年度の予算で再度、改めて計上させていただくという形に考えております。

そして、全体のこの金額につきましては、新庁舎の建設工事の令和4年度の残りの支払い分ということになってまいります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 今の説明で分かったような分からないような感じだったんですが、小学校の整備費、それと中学校の整備費。小学校の整備費については交付税措置が70%ですかね。

○学校教育課長（遠山伸也君） 飯野小分。

○14番（中村健二君） 飯野小について。それから、補助率については2分の1と言われたな。

○学校教育課長（遠山伸也君） 飯野小について。

○14番（中村健二君） 飯野小については2分の1。で、中学校の分は3分の1で、交付税措置が50%ということだったですかね。

ただ、ここで私が聞きたいのは、その補助率が2分の1とか3分の1なんだけれども、ここで国、県の支出金というのは、小学校のほうの補正のほうは4,796万3,000円で、パーセントからするとこれは16.何%しかなくなってないですよ。それから、中学校のほうのやつは5,598万6,000円で、これは約22%ぐらい、国、県の支出金が出てるんだけど、説明からすると補助率は小学校のほうが大きいのだけれども、これでは国、県支出金は逆になつとるような感じだ、パーセントから言うところです。ですから、その辺が何でかなと思って。そこ辺の違いですね、それをちょっと聞きたかった。

それと、24ページのほうの複合施設造成工事の分、これは6,000万円減額して、造成の分は5年度の分の9,000万円と合わせて、ということは1億5,000万円、造成のほうで不要ということで、あとの残りは、あとの複合施設の整備工事費というやつかな。令和5年度では17億6,000万円ほど公共施設の整備が組んであるんですけれども、それと1億5,000万円を組んでも28億9,000万円よりも少ないのだけれども、この28億9,100万円というのは、造成費だけでなく、建設費全てを含んだ費用だということですか。そこら辺がちょっとあれだったもんですからどうなのかなと。造成費で補正してあったからですね。それだったら。だけん、令和5年度では17億6,000万円整備費を組んであるわけですよ。17億6,200万円ですね。

それと、今度の補正の28億9,000万円で、6,000万円減額したとが28億9,151万1,000円というふうな。これとの5年度の整備費の17億6,200万円というのは、これは建設費ですかね。何かその辺の違いが。ここで28億円、一緒に組んであるのに、5年度にはこの金を繰越しか何かしてまたあれするのか。だから、聞いたのは、この28億9,100万円というのは、全ての工事費がこれに含まれとっとかどうかと聞いたんです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。14番中村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

説明がちょっと数式がややこしいところがありますので、資料を作っておりますので、後ほど提示するというところでようございますでしょうか。

○14番（中村健二君） はい、分かりました。

○学校教育課長（遠山伸也君） 申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

24ページの11款5項1目14節の工事請負費ですね。こちらの合計28億9,111万1,000円、こちら

は複合施設ではなくて新庁舎建設工事の令和4年度の支払い分というふうになっております。ですので、複合施設の工事費につきましては、一応全額令和5年度で今回上程させていただいてるところでございます。いずれにせよ、その新庁舎建設工事の分と、ですから、ここで減額しております複合施設の造成費、こちらも含めた形の当初予算というふうになっております。申し訳ございません、新庁舎建設工事のみではございません。複合施設の造成工事も含めておりました。その分でこの金額になっているというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 補正前の額が29億5,111万1,000円ですけれども、これというのは新庁舎のほうの建設費ですか。それと複合施設の造成費を一緒に組んであったわけですか。ちょっと何か、そういう組み方を普通するかな。そういうふうになつとるわけですか。造成費だけはこの中に一緒に組み込んだのかな。いや、だから、これは複合施設造成工事費で減額が6,000万円となっておるものですから。ちょっとこの金額が違うから、28億円と、複合施設の整備工事費が17億6,000万円で、ちょっと金額が違うから何でかなと、これは思ったんですよ。新庁舎の建設費用ということですか。ちょっとそこら辺がえらいややこしいですね。説明でちょっと分からなかったもので、そこを尋ねている。はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番吉村です。

令和4年度益城町一般会計補正予算書（第8号）の中から、ページ数は20ページ、産地生産基盤パワーアップ事業で1億6,521万1,000円が計上されております。これは、歳入のほうで12ページで産地生産基盤パワーアップ事業補助金で同額の1億6,521万1,000円が計上されております。この具体的な内容として、前回の説明だと低コストハウス建設に伴うということと言われたと思うんですけども、これをもう少しちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） おはようございます。産業振興課の松本です。7番吉村議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和4年度益城町一般会計補正予算書（第8号）中、20ページの6款1項3目の18節負担金補助及び交付金の産地生産基盤パワーアップ事業、この内容についての御質問かと思えます。

まず、この事業なんですけれども、国の令和4年度の補正予算、こちらのほうに民間の農業法人のほうの手を挙げられまして、そちらについて今回採択され、予算のほうを計上させていただいているというものになります。事業の補助等につきましては、事業費の50%、こちらを国のほうが補助するという内容になります。ですので、町の負担というのは発生しないということになっております。

今回、民間の農業法人のほうが、低コスト耐候性ハウスを56棟建設するということになっております。低コスト耐候性ハウスとはどういうものかということですが、一般的に普及して

おります鉄骨補強のパイプハウス、こちらの基礎部分とか接合部分、こちらは強風とか積雪に耐えられるように補強改良するというので、十分な強度を確保したハウス、これを56棟、今回、民間の農業法人のほうで設置するといったことになっております。内容としては以上のような内容になります。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 説明ありがとうございました。この金額というのは、民間から手を挙げて、それを国が補正予算で承認したということだと思えますけれども、結構56棟と言うと大きくなると思えますけれども、この場所等が分かってらっしゃれば教えていただければと思います。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本です。7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回の民間の農業法人が設置される低コスト耐候性ハウスの設置場所ということですが、ちょっと点在しております。まず、第二空港線と農免道路の間の平田から田原にかけて、それと、今度は空港の南側、堂園小森線と農免道路の間、町のほうで空港のほうに道路を接続しておりますけれども、ちょうどあの付近となっております。あと、一部、菊陽町のほうも入っておりますけれども、こちらについては関係機関と協議の際、菊陽町で申請するよりは益城町のほうで一緒に申請したほうが国のほうも通りやすいといったところで、一部、菊陽町の方も入っているということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答、ありがとうございました。今の場所を聞いて思ったんですけれども、これは、低コストハウスというのはカライモのハウスでしょうか。もしあれが分かれば教えてください。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本です。7番吉村議員の3回目の御質問にお答えします。

具体的に何用というところまではちょっと私も把握しておりませんが、恐らく今回採択された企業がベビーリーフ等を作っておりますので、恐らくそれじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までについての質疑を終わります。

次に、議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」から、議案第15号「令和5年度益城町水

道事業会計予算」までの質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。何点か質問させていただきます。

まず、議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算書から、まず、7ページ、これは99ページのほうとも一緒になってるんですが、債務負担行為として令和6年度から令和8年度まで1億5,120万円、債務負担行為が設定されております。99ページのほうには、委託料として、人員不足のため調理業務の委託料1,680万円、これが組まれております。人員不足のためということだったんですが、ちょっとこの詳細を教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

それと、2点目が、ページ、30ページ、18款県支出金、7目土木費県補助金の中で、2節地籍調査事業の補助金ということで3,400万円ありますが、やっど地籍調査のほうが進んでいくのかなと思います。この流れ、どこからどういうふうに進めていくのかというのをちょっと教えてください。

それと、これは50ページ、2款総務費、1項総務管理費の中で13節の使用料及び賃借料で、役場駐車場賃借料599万6,000円で、これはどこの分なのか。役場は移っていくんですが、どこの分で面積がどれくらいあるのかということをお教えください。併せて149ページのほうで、ここでも16節の公有財産購入費の中で町の駐車場用地購入費、これが2,230万円。これも併せて面積とどこに購入を予定しているのか。以上、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 吉川こども未来課長。

○こども未来課長（吉川博文君） おはようございます。こども未来課長の吉川です。3番上村議員の御質問にお答えします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算書7ページ、第2表債務負担行為及び99ページの調理員の人員不足についての詳しい説明はということで御質問がっております。お答えさせていただきます。

現在、町内の公立保育所5園では、直営によって給食調理業務を実施しており、職員配置は各園に一人の正職員と3人から4人の会計年度任用職員及び派遣職員により運営しております。来年度、二人の正職員の再任用職員が退職される予定です。このことで令和6年度より2園で正職員が不足となること、また、会計年度任用職員の高齢化、また、会計年度任用職員を募集しても応募がなく、現在、5名の派遣職員との契約を行っていることなど、現状の体制では突発的な欠勤や欠員などの対応が難しく、安心して安定した給食提供が懸念されております。このようなことから、質の高い安定した給食の提供ができる体制を確保するために、2園分の調理業務委託3年間の債務負担行為を計上させていただいております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 村上建設課長。

○建設課長（村上康幸君） 建設課長の村上でございます。3番上村議員の御質問にお答えします。

上村議員の御質問は、歳入のほうでおっしゃいましたが、ページ数としましては133ページに支出のほうが出てまいりまして、地籍調査事業費ということで計上しております。こちらのほうの特に予算の中で、134ページになります、8款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査事業費、12節委託料、この中で登記業務委託料、こちらのほうの予算といたしましては、まず今年度、現在も数年前から続けておりますが、熊本地震による基準点や図根点、境界部位の移動の調査、再立会費用として、新年度予算の中では上陳、小谷の一部を予定しております。

あと、この中では寺中、上陳の一部の以前から地区の筆界未定の部分がございますので、その解消のための測量費、また、この中で1報酬の中で人件費等も計上しておりますが、こちらのほうは新たに3名の会計年度任用職員を採用し、以前からの認証遅延箇所の事務作業等の作業を行い、例えば権利関係の以前から認証遅延になっている部分の整理等を行い、最終的な登記業務を行うための費用を計上しております。この認証遅延をまず解消いたしまして、その後、新たに新規の地籍調査、立会業務に入っていくところでの来年度予算の計上を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。3番上村議員の御質問にお答えをいたします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算書のページ、50ページ、2目の13節使用料及び賃借料の中で役場駐車場賃借料についての御質問かと思えます。

こちらについては、役場新庁舎の駐車スペースが限られてるということで、新庁舎だけでは職員の駐車場を賄うことができないために、役場周辺の民有地を借り上げて職員駐車場として確保するものでございます。

場所につきましては、新庁舎東側に3か所、南側に1か所を想定をしております。面積的には約3,000平米、計上しております予算につきましては、仮庁舎等の借地料と同様の算定方式で行っておりまして、約平米2,000円で借り上げるということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本です。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度益城町一般会計予算のページが149ページですね。8款4項12目都市再生整備計画事業費の中の16節公有財産購入費、この町の駐車場、この場所と面積ということでよろしいですかね、質問は。

場所は、木山交差点のちょうど今、第一信用金庫がありますけれども、あちらの南側付近になります。全部で3か所ございまして、それぞれ面積がありまして、1か所は220平米、もう1か所が240平米で、もう1か所が220平米ということで、合わせて680平米ほどの面積ということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） まず、地籍調査の補助金については分かりました。上陳と小谷のほうからやっていくということで、認証地点をまずきちんと決めるということですよ。そこから始めていくということで、これについては分かりました。

そして、役場駐車場については、新庁舎駐車場が足りないために職員駐車場を確保すると。東側に3か所、南側に1か所だったですかね。合計で3,000平米を借り受けるということで、これについても分かりました。

そして、町の駐車場用地購入費、これについても木山交差点の第一信金の南側に220平米、そして、3か所購入するというので、220平米、240平米、220平米、これを公有財産の購入費で購入するというので、これもちょっと内容は分かりました。

最初に質問しておりました町立保育所の調理業務委託、これについてが2園分ということで、3年分を債務負担行為で設定するというですけれども、ちょっと思うんですが、例えば給食センター、こういったところを活用してできないんですかね。それをちょっと1点だけ教えてください。

○議長（稲田忠則君） 吉川こども未来課長。

○こども未来課長（吉川博文君） こども未来課長の吉川です。3番上村議員の2回目の質問にお答えします。

調理業務を給食センターに委託してはという御質問だと思います。

一応、保育所に関しましては、自園での給食調理というふうになっておりますので、そのことで今回も園での調理というふうになっております。以上です。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。

令和5年度益城町一般特別会計予算書中。

○議長（稲田忠則君） 議案第何号か言うてください。

○9番（榮 正敏君） 議案第9号、3款民生費。

○議長（稲田忠則君） ページば言うて聞きなっせ。

○9番（榮 正敏君） ページは後から言う。102ページ。3款民生費、3項災害救助費の14節、これがまず1点目。このみんなの家移設工事費、これは今までのみんなの家の移設工事費が一番金額が多いんですが、何物件合わせた工事なのか。その工事の内訳として詳細なところをちょっと一つ教えてほしい。

それから、181ページ、10款教育費、6項社会教育費の14節工事請負費、布田川断層帯保存整備工事費。これは、今やってるのが第4期工事だったと思いますけれども、これがもうすぐ完了するというので5期に入るということなのかと思いますが、この工事の覆屋工事は終わったの

で、外構工事の詳細をちょっと。そっちのほうに入ってくるんだらうと思いますので、その詳細を教えていただきたい。

それから、216ページ、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、議案は第10号ですか。ちょっと議案を言ってください。

○9番（榮 正敏君） 議案第10号。この中で保険税督促手数料37万円と出ておりますが、この督促手数料、手数料とすれば切手代と紙代。だけん、1件当たりの督促を知らせるその手数料とすりゃ100円ちょっとぐらいしかかからんと思いますけれども、これは37万円という、大体何件分に相当するこの督促手数料としてあるのか。この内訳。それと、この件は総額幾らぐらいあるのか。これを教えていただきたい。以上、この3点です。

○議長（稲田忠則君） 中村福祉課審議員。

○福祉課審議員（中村康広君） おはようございます。福祉課審議員の中村です。9番榮議員の質問にお答えします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算書の102ページの歳出、3款民生費、3項災害救助費、2目仮設住宅運営費の14節工事請負費、みんなの家移築工事6,800万円についての内容のお尋ねかと思います。

現在、木山仮設にあります4棟のみんなの家のうち2棟、西集会所と北集会所を市ノ後行政区公民館として、さらには残り2棟、東集会所談話室を津森小学校児童クラブに移設予定をしております、そのための工事費として計上するものでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） おはようございます。生涯学習課長の富永です。9番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第9号、益城町一般会計予算のページ数が181ページになります。10款6項6目文化財保護対策費の14節工事請負費4,431万8,000円についての御質問だと思いますけれども、こちらは谷川の分の5期工事ではありません。こちらは、5期工事の分は12月の補正で組んでおりますので、谷川の5期工事分は令和4年度予算になります。

今回の計上している金額4,431万8,000円に関しましては、もう二つ、杉堂地区の整備、こちらが潮井神社の境内の断層保存整備、こちらは潮井公園の断層の覆屋、それから、潮井神社の社殿の補強整備工事、それから、堂園地区になりますけれども、見学用の駐車場の整備工事、それから、見学用のトイレ整備工事、こちらの金額を合わせて4,431万8,000円になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 健康保険課の松永です。9番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第10号、益城町国民健康保険特別会計中、216ページ中、4款1目1節保険税督促手数料37万円の件だと思っておりますけれども、こちらはあくまで手数料でございますので、督促手数料

100円の3,700件分の37万円ということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） まず、みんなの家、今、答弁いただきましたが、通常1棟1,000万円で今まで1工事をやっておりました。だから、この分は2棟、市ノ後とどこだったか、その合わせて4棟。4棟分だったら通常は4,000万円の工事費ちゅうことは、2,800万円はこれはどこか附帯工事費が入るとお思いますけれども、これはどっちが幾ら、どっちが幾らと今出ますか。附帯工事費、整地とか、擁壁とか、いろいろあるとお思いますけれども、それだけまず教えてください。

○議長（稲田忠則君） あとはいいですか。

○9番（榮 正敏君） まとめてですか。

○議長（稲田忠則君） あとの答弁はいいですか。あとの課長さんの答弁は。

○9番（榮 正敏君） まとめるとわけのわからんごつなる。一問一答で行く。

それともう一つ。布田川断層帯。これは項目に堂園地区とか、谷川地区とか、そうあっちこっちあるわけじゃないけん、一つ入れていただくと分かりやすいとお思います。

それと、最後の保険税督促手数料。この手数料は分かります。だったら、1件100円だから3,700件分か。相当な件数があります。だけん、この保険税額ちゅうとは分かりますか。この今、督促をかけてる税額というとは。相当な金額になるとお思います。この件数があれば。分からんならいいですけれども。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村福祉課審議員。

○福祉課審議員（中村康広君） 榮議員の2回目の質問にお答えします。

移設費用の2か所分の内容をという御質問かとおと思いますが、現在、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど内容のほうをお伝えさせていただければとお思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 健康保険課の松永です。榮議員の2回目の質問にお答えいたします。

この督促を出した税額ということになるんですかね。

○9番（榮 正敏君） 保険税の一つ一つ積み重ねた三十。

○健康保険課長（松永 昇君） ここではちょっと詳細な資料がございませんので、申し訳ございませんけれども、ちょっとお答えすることができないので。すみません。

○9番（榮 正敏君） 今の保険税のことですけど、やっぱりこれだけの件数が督促かけんとならんような案件があるちゅうことは、相当な金額になるとお思います。これをぴしゃっと手続して、取り上げると言うと言い方は悪いですけれども、できる限り生活の負担にならん範囲内で回収してって、全体の保険のあれに絡んできますので、なるべく回収できるような方法を取っていただきたいとお思います。

それから、金額につきましては、個人情報も絡みますので、総額だけでどのぐらいということの後で教えていただければいいとお思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐です。3点ほどお尋ねします。

議案第9号、ページ、61ページ、諸費の中で18節負担金補助及び交付金、危険家屋等除却事業補助金3,000万円ほど上がっています。令和4年度の実績はどうだったのか。それから、今年度はどのぐらい予定をされているのか。これが第1点。

第2点は、ページ131、企業誘致推進費の中で18節の負担金補助及び交付金、益城町土地取得等奨励金9,723万6,000円と上がってますが、8企業というふうにお聞きしました。これの計算根拠等を教えてください。

それから、ページ151、住宅管理費の12節委託料、住宅明渡し訴訟業務委託料1,100万円とあります。昨年、災害公営住宅入居者に対して家賃を入れないので訴訟予定というふう聞いております。金額的にも1,100万円ですから、ほかの住宅の案件だとか、どのぐらい訴訟として予定をされているのか。で、訴訟の内容についてお尋ねをします。以上3点。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） おはようございます。危機管理課の岩本でございます。8番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算書中、61ページ、2款1項7目諸費の負担金補助及び交付金についての質問だったと思います。

まず、令和4年度の実績としまして、昨年の6月定例会において3,000万円の補正予算を組まさせていただきました。その中で、実績としましては5件の申請がありまして、まだこの交付金額が確定はしておりませんが、今、速報値で1,260万円程度の支出を行っております。先ほどの4年度の補正予算の中でも上げておりましたけれども、3,000万円の予算額に対して1,200万円程度の支出でしたから1,500万円は減額補正させていただいてるところです。これが4年度の実績となります。

5年度につきましては、同じような金額で1件当たり上限が300万円という上限ですので、300万円掛ける10件分で、4年度と同じ金額の3,000万円を令和5年度予算として計上させていただいております。以上となります。

○議長（稲田忠則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本です。8番甲斐議員の1回目の御質問にお答えいたします。

議案第9号の令和5年度一般会計予算のページとして131ページ、7款1項4目企業誘致費の18節負担金補助及び交付金の益城町土地取得等奨励金、これの算出の根拠についてということで、こちらは町の実況に即して奨励金を支払うというものになります。種類として2種類ございまして、一つが用地取得奨励金と、もう一つが雇用促進奨励金ということになります。それぞれ要件がございましてけれども、用地取得奨励金であれば、土地取得の面積が研究施設であれば2,000平米以上、それ以外だったら3,000平米以上とかいうのがございまして。そして、奨励金の額としましては、一応取得額の10%で、ただし上限が定められておまして、面積に応じて例えば0.2ヘクタール以上で5ヘクタール未満であれば上限額は5,000万円、5ヘクタール以上10ヘクタール未満であれば1億円、10ヘクタール以上であれば2億円となっております。

それともう一つ、雇用促進奨励金のほうにつきましては、町内で新規に雇用される方につきましてお1人当たり30万円と。ただし、上限額が600万円というふうになっております。

今回、奨励金を支払う企業が一応3社になっておまして、それぞれ今のところは上限額のほうを計上させていただいております。実際支払うときには、今申し上げた形で再度計算をしてから支払うということになってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課長の齊藤です。8番甲斐議員の御質問にお答えします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算の中で151ページの8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費の12節委託料の中で住宅明渡し業務委託料1,100万円の住宅の対象と、それから、何件あたりの訴訟を検討しているのかという御質問だったかと思っております。

住宅の対象につきましては、令和2年度から災害公営住宅も町の町営住宅として行っておりますが、対象としましては全住宅が対象になります。

それから、何件を対象としているのかについての御質問ですが、家賃の滞納者への対応につきましては、益城町住宅条例に基づきまして督促状の送付のほか、納付に関する相談や指導を行っているところです。また、滞納者のうち悪質な方に対しましては、まず弁護士を通じて法的措置の前に書状なりを送らせていただいているところです。そうしたことに對しましても対応していただけないような悪質な滞納者につきましては、1件当たりの着手金が約30万円から40万円、それから、家賃とか住宅の築年数にもよりますが、成功報酬として約70万円程度かかってまいりますので、約10名程度の明渡し訴訟を令和5年度の予算として計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 御回答ありがとうございました。61ページの危険家屋等については、昨年は5件ほどで、大体今1,260万円だというふうにお聞きしました。大体1件当たり300万円というふうな上限を聞いていますので、今年度も10件ぐらいあるんだろうということで計上したということについては分かりました。

企業誘致につきましては、用地取得と雇用促進という二つがありますよと。上限で払うような

形で計上しているということです。はい、これについても分かります。

最後の住宅管理費についてですが、住宅明渡しについて、去年は訴訟予定というふうに聞いておりましたが、これは訴訟されましたか、してませんか、その辺についてお尋ねをしたいと。

それから、今後、滞納者があれば督促を重ねて弁護士に委託してということです。10名程度を考えてますが、やはり滞納者がそのくらいいらっしゃるということでしょうか。それについてお尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。甲斐議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、昨年度訴訟手続を行っているのかという御質問に対しまして、令和3年度は行っておりません。

来年度、10件の予定をしているが、それぐらいの対象者がいるのかということですが、先ほども御答弁させていただきましたが、滞納者につきましては督促状の送付のほか、納付に関する相談や指導を行っておりまして、そういった弁護士サイドからの督促などに対しまして相談に来られる方につきましては、そういった指導なりをして、滞納金の納付などがあつたりとかしております。この明渡しに対しましては、悪質な滞納と言っておりますけれども、そういった約束を取り付けていてもなかなか守っていただけないとか、そういった方を対象としておりますので、今後のまた指導とか、そういった相談で内容のほうは変わってくるかとは思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） お聞きしたかったのは、去年の訴訟があつたのかどうか。昨年、説明を受けたところでは、かなり悪質な世帯だと。全然応じないというようなことがあつたので、いかにもすぐ令和4年で訴訟をかけるような案件があるというふうにお聞きしたんですけれども、それはなかつたのかどうかですね。

当然、話し合いに応じてね、全額は払えないけれども一部条件の変更とかで払っていくということであれば、やはりそれを見守るということが必要だろうと思います。

その4年度であつたのかどうかだけ。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。甲斐議員の3回目の御質問にお答えします。

大変失礼しました。令和4年度の訴訟につきましては、12月議会でも議案に上程させていただきましたとおり、訴訟手続を行っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。質問することがいっぱいありますんで、ゆっくり言いま

す。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算について、まず最初、44ページ、総務費、総務管理費、9節交際費170万円。この170万円って多いんじゃないかなと思ったんですけども、この公債費、大体何件分ぐらいを想定されているのか。その件数をお聞きいたします。

続いて、50ページ、総務費、総務管理費の24節積立金で、減債基金積立金で2億7,185万9,000円。この減債基金というのは、満期時に一度に多額の償還財源の必要になり、地方債の本来の機能である世代間の公平を果たさなくなることから、満期日が来るまでの間、一定のルールに基づいて償還財源を積み立てて基金を設置し、満期日に備えるようにしてるのが減債基金だと思えますけれども、この減債基金、令和5年度は2億7,185万9,000円となっておりますけれども、これは単年度でなくてまだ来年度、再来年度とずっとこの基金を積み立てると思うんですけども、その内容をちょっとお知らせください。

それから、54ページ、総務費、総務管理費、12節委託料、広安地区コミュニティ交通運行モデル業務委託料で200万円、これは具体的にどういったことなのか、お知らせください。

それから、その下の総合戦略改訂業務委託料で658万7,000円。これも具体的にどういったものなのか、お知らせください。

58ページ、総務費、総務管理費の10節需用費の中に災害備蓄用消耗品費で549万3,000円計上されています。これは災害備蓄のローリングストックで、また消耗品を補完するためのやつだと思えますけれども、この中に液体ミルクは入っているのかどうか、お聞きいたします。

それから、59ページ、委託料、ハザードマップ改訂業務委託料で700万円計上されてあります。ハザードマップはいつ頃改訂するのか、その時期が分かれば教えてください。

それから、14節工事請負費で防災行政無線デジタル化工事費で1億7,634万円計上されておりますけれども、これでこのデジタル化の工事は完了するのかどうか、教えてください。

60ページ、総務管理費の負担金補助及び交付金で、防災士育成補助金が24万円計上されてますけれども、これは県の火の国ぼうさいに拠出するものなのか、この24万円というのは何人分を想定されているのか。それから、町独自にまた防災士を育成という形で計画はないのかどうか、お聞きいたします。

79ページ、民生費、社会福祉費、委託料で上益城地域活動支援センター事業委託料で370万円計上されてますけれども、これは一体どういう仕事なのか。業務内容をお知らせください。

民生費は委員会で質問しますので、商工費、129ページ、1目観光費で18節の負担金補助及び交付金で防災教育旅行語り部育成支援補助金で150万円計上されております。これは何人を育成するのか、お知らせください。

土木費、141ページ、1項都市計画費の委託料、基本図更新業務委託料で4,957万7,000円が計上されておりますけれども、これはどこの基本図の更新なのか、お知らせください。

154ページ、消防費、1項消防費、17節備品購入費、小型動力ポンプ購入費と消防団ポンプ積載車購入費、益城西原消防署連絡車購入費でそれぞれ656万1,000円、1,051万5,000円、299万円

が計上されてますけれども、これはそれぞれ1台の金額でしょうか。それを教えてください。

それから、160ページ、10款教育費、1項教育総務費、12節委託料、外国語指導業務委託料で1,584万円が計上されてますけれども、これは何人分を考えておられるんでしょうか、人員数を教えてください。

175ページ、教育費、6目社会教育費、18節負担金補助及び交付金で175ページの地域コミュニティ施設等再建支援補助金で2,200万円計上されてますけれども、これはどこのことかをお教えください。

178ページ、10款教育費、6項社会教育費の14節工事請負費で集会所バリアフリー化改修工事費で2,777万円計上されてますけれども、これはどこの集会所のことなのか。馬水の集会所かなという気もしますけれども、1件なのか、それともほかにあるのか、お教えください。

最後に、195ページ、災害復旧費、その他の公共施設災害復旧費で17節の備品購入費で2億円、新庁舎什器備品購入費、これは2億円もするのかなどなのか、この内訳をお教えください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えをいたします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算から44ページ、2款1項1目9節の交際費170万円、こちらの件数ということでのお尋ねだったかと思いますが、こちらについては過去の状況を見ながら計上しておりますので、件数では上げておりません。令和4年度予算と同額の170万円を計上させていただいております。

なお、ちょっとここの手持ちで分かる範囲で申し上げますが、令和3年度の決算については三十数万円ということで、ここ数年につきましてはコロナの関係で行事等も制約をされておりますので低い金額となっております。

なお、以前は500万円近い交際費を設定をしてございましたが、実績等々を見ましてこの金額に抑えているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第9号の一般会計予算書のページが50ページ、24節の減債基金の積立金についての御質問です。

減債基金につきましては、今現在、普通建設事業、生活再建に係る事業等で起債をいっぱい発行しておりますので、残高も500億円程度になってきているというところになります。その将来的な償還金に充てるための基金として、今現在、積立てをさせていただいてるところです。

それから、次が、ページが54ページです。12節の広安地区コミュニティ交通運行モデル業務の委託料200万円についての御質問についてになりますが、こちらにつきましては、広安地区にお

きましてバス停までの距離が結構遠かったりとか、公共施設への公共交通機関が不足しているとかいうところがございますので、そういう地区を対象としたモデル事業として10月から6か月間実施をしたいというふうに考えております。

次にその下の総合戦略改訂業務の委託料につきましては、総合戦略につきましては令和5年度までの計画になっております。令和6年度からの改訂になります。その事前の評価の業務の委託とか、課題調査分析業務あたりを業務委託をして改訂に向けての備えをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課の岩本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えします。

まず、58ページ、2款1項6目防災費の需用費、災害備蓄品関係の消耗品費というところで、この中に液体ミルクが含まれているのかどうかという御質問だったと思います。

この消耗品費については、町内一円に配置します防災倉庫用というところでこの金額を計上させていただきます。箇所数については5か所分というところで一応計上させていただきます。液体ミルクに関しましては、保存方法等いろいろ課題がありますから、町内各地に配備する防災倉庫の中には入れない方向で、今、検討をしてるところです。

次が、59ページ、2款1項6目防災費、同じ防災費の委託料、ハザードマップの作成委託料というところだったと思います。

こちらにつきましては、歳入のほうにも上げてますけれども、防災安全交付金2分の1補助の分を使って、冊子タイプとウェブ版、2通り作成する予定としております。配布時期につきましては、こちらのほうとしてはできるだけ早めに、できるだけ梅雨前の配布ということを考えていますけれども、ただ、熊本県からのデータとかいろんなものをもらいながらということになるものですから、目標としては梅雨前という目標を持てますけれども、時期的にはもしかしたら台風襲来期前に配布ということになるかもしれません。それについてはちょっとまだ調整とかが必要になるものですから、まだ今のところはまだ未確定ということになります。

続きまして、同じく59ページの防災費の中の防災行政無線のデジタル化は完了かというところですが、防災行政無線のデジタル化につきましては、令和3年度から債務負担行為をさせていただいていまして、令和5年度が最終の年になります。今回計上させていただいている金額が最終精算の金額の支払いということになりますから、今のところ工期は5月31日をもって終了するという予定で事業を進めております。

続きまして、今度が60ページですね。同じく防災費の中の負担金補助及び交付金の中で防災士の資格取得に係る経費を計上させていただいております。こちらにつきましては20名分の補助金を予定しております。こちらについては、熊本県が行います火の国ぼうさい塾を受講される方に対して、益城町在住者の方の分20名ということで計上させていただいております。吉村議員御指摘の町独自のところですが、町独自の防災士養成講座の経費については上げており

ません。

続きまして、154ページの9款1項2目消防施設費の17節の備品購入費で、車両の内訳について御質問だったと思います。

まず、消防団に関するものが、小型動力ポンプが3台、1の7櫛島消防団、2の3福富消防団、4の2福原南内寺、3台分のポンプになります。次が、今度は積載車、小型動力ポンプ積載車が2の3福富と4の3川内田の2台分になります。こちらのポンプと積載車については、緊急防災減災事業債を活用しますから、100%充当の70%交付税というところになります。

続きまして、今度は益城西原消防署の連絡車の購入ですけれども、こちらのほうは益城西原消防署に配備しております連絡車の更新時期が来ましたものですから、5年度に計上させていただいております。なお、この経費については地域活性化事業債を活用することにしてまして、充当率が90%、交付税措置率が30%ということになっております。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員、79ページのこの3款の民生費の中の12節の委託料のことは、これについては委員会でいいですかね。

○7番（吉村建文君） 委員会で。はい。

○議長（稲田忠則君） なら、ここは割愛させていただきます。

次、松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第9号の令和5年度益城町一般会計予算のページが129ページですね。7款1項3目観光費の18節負担金補助及び交付金、この中の防災教育旅行語り部育成支援助成金、これにつきまして何人育成するのかという御質問だったかと思えます。

すみません、こちらにつきましては名称が語り部育成というふうになっておりますけれども、具体としましては、今あります語り部の団体への補助金の支給ということになってまいります。この中でその団体がいろんな活動、あるいはその中でスキルアップとかそういったことをやっていただくということになってくるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課の齊藤です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

同じく議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算の中で141ページ、8款4項1目12節の委託料の中で基本図更新業務委託料4,957万7,000円、これは何の図を更新するのかという御質問だったかと思えます。

これは、都市計画課の窓口でも販売を行っております都市計画基本図の更新を行うものでございます。こちらの更新につきましては、国庫補助事業の都市空間情報デジタル基盤構築支援事業という事業を活用して、国補助2分の1を活用して行うものです。都市計画を立案する上で基礎となる図書で、開発などの申請や協議の際に活用する統括図、それから、計画図書の基本となる地形図でございます。本町が保有している都市計画基本図は、熊本地震以前の平成28年3月時点

のものでありますので、現況とかなり乖離が見られますので、今回、この補助事業に併せて更新を行う予定としております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算中、ページが160ページ、10款教育費、1項教育総務費、3目語学指導費の中の委託料、外国語指導業務委託料1,584万円が何名分かという御質問であったかと思えます。

民間の派遣業者に委託をいたしまして、研修指導等を受けたALTを派遣いただいているところでございます。計画としては3名を予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永でございます。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第9号の令和5年度益城町一般会計予算のページ数が175ページになります。10款6項1目社会教育総務費の中の18節地域コミュニティの施設等再建支援補助金の件なんですけれども、こちらはどこの件かということなんですけれども、こちらは、御存じかと思えますけれども、平成28年熊本地震に伴う再建のための補助金になります。祭りや行事などコミュニティ活動に現に活用されまして、今後も活用を継続するものであるというところで、補助金の枠といたしましては事業に要した経費の2分の1、上限が1,000万円になります。こちらのほうが、今のところうちで予想される件数という形で今回計上させていただいております。1,000万円が1地区、それから、200万円が1地区、100万円が10地区という形で計上いたしております。

続きまして、178ページになります。10款6項4目集会所運営費の中の14節工事請負費2,770万円の集会所バリアフリー化の改修工事費の件なんですけれども、こちらの件に関しましては、こちらは平田集会所と馬水集会所の2か所になります。工事の内容としましては、トイレの改修工事、それから、スロープ設置工事になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 新庁舎等建設課の田上でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算、195ページ、11款災害復旧費、5項1目その他公共施設公用施設災害復旧費、17節備品購入費につきまして2億円を計上しておりますが、2億円の予算が必要なのかという御質問だったかと思えます。

新規什器備品購入費2億円につきましては、令和4年第2回定例会で令和4年度と5年度の2か年の債務負担行為を設定させていただき、全額納品が完了する令和5年度支払いとなる予算であります。内容としましては、第4回定例会で承認いただきました新庁舎建設に伴う什器備品等購入の3本の契約に伴う購入費、こちらで既に1億7,000万円ほどの金額になってまいります。

そのほか町有林材を活用した什器備品購入費、窓口カウンター用の感染防止対策パーテーションやデジタルサイネージ、サニタリーボックス、傘立てなど、その他もろもろの備品購入費が上げられます。そのような備品等を全て計上いたしますと約2億円ほどとなってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 説明ありがとうございました。1点だけ確認させていただきます。

58ページの10節需用費の災害備蓄用消耗品で549万3,000円が計上されております。説明では、防災倉庫5か所分ということをお聞きしましたけれども、この中に液体ミルクが入ってるかどうかというのをお聞きしたんですけれども、この中には入ってないということでしたけれども、新庁舎にまた防災用品を備蓄すると思うんですけれども、その中に液体ミルクが入る予定はありますでしょうか。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 7番吉村議員の2回目の御質問についてお答え申し上げます。

備蓄品として新庁舎の倉庫のほうに液体ミルクを備蓄するのかどうかというところでの質問だったと思います。

確かに新庁舎のほうに屋外備蓄倉庫、屋内備蓄倉庫がございます。その中で液体ミルクを備蓄するのかどうかについては、保存年限とか保存方法とかを今現在検討しているところです。でき得る限り常温保存とかができるような液体ミルクで、かつ品質劣化がないような、そういった液体ミルク等を精査しながら、備蓄に向けて検討を行っているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

液体ミルクについては、前々回の質問のときに前向きに検討するという回答をいただいておりますけれども、常温保存で半年もしくは1年のメーカーによって2種類あるんですけれども、それは私の自宅でも常温保存して品質管理も分かっておりますので、早めに検討じゃなくて準備をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに議案第9号から15号までの質疑はございますか。ありましたら午後から始めたいと思いますけれども、ありますか、質疑は。ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） それでは、これで議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」から、議案第15号「令和5年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から開きます。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第27号「益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐です。

議案第18号並びに議案第19号、この二つは関連してますので一緒にやりたいというふうに思います。

18号は益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、19号は益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。私は、昨年9月議会で個人情報保護条例に関する質問を行いました。2021年5月に成立しましたデジタル関連法で改定された個人情報保護法を全国的な共通ルールの下に一元化するとして、益城町個人情報保護条例を廃止するものであります。個人情報保護法の改正は、民間事業者から利用の提案があった場合は、個人情報を匿名加工して提供することになります。単に名前や住所を削除しても、ほかの情報と突き合わせることで個人が特定される危険性も懸念されることがあると言われております。9月議会の答弁では、町での実施は任意とされているので、現時点では匿名加工情報の提供は行わない、このようなことであります。来月4月から施行されることとなりますが、今もこの姿勢は変わりありませんか。

次、議案第19号、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものなどは公にできないとされていますが、国家公務員や独立行政法人などについては除くとあります。どういふことなのか教えていただきたいと思っております。以上、2点でお願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。8番甲斐議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、匿名加工情報の提供についてはという御質問かと思っております。匿名加工情報の提供につきましては、昨年の9月議会でも町長のほうから答弁をさせていただいておりますけれども、当分の間、都道府県及び政令指定都市のみに適用され、他の地方公共団体などにつきましては任意規定となっております。議員がおっしゃいましたように、匿名加工情報の作成に当たりましては、個人情報の特定、復元ができないようにする必要がありますが、個人情報の種類、特性、利用目的などによって加工すべき程度が異なるため、加工の難易度が非常に高く、その都度高度な判断が求められます。また、情報の母数が少ないと、単に名前や住所を削除しても他の情報との突き合わせにより個人が特定されてしまうといった危険性も懸念をされます。このような状況であることを考慮しまして、当分の間、町での実施は任意とされておりますので、今回の条例でも民間事業者への匿名加

工情報の提供については規定はしていないところでございます。

続きまして、議案第19号、益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてから、この条例改正の内容というところですよ。こちらについては、先ほどの18号と同様で、個人情報保護法の改正に伴うもので、改正された個人情報保護法第78条の不開示情報と益城町情報公開条例第7条で規定しております不開示情報の整合を取るためのものがございます。主な改正としましては、第7条で規定しております公文書の開示義務の2号におきまして、「記述等」とありますが、その後に「文書、図面、電磁的記録」が追加をされております。また、2号ウの2行目にあります「国家公務員」の後に「独立行政法人等」の記載が追加をされております。このように個人情報保護法の改正に伴いまして文言の修正と、78条と7条の不一致の部分を整合させるための修正となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 18号については、全国共通の個人情報保護法については、匿名加工して提供してもいいですよということになってるんですけども、町ではそういうことについては現時点では行わないということの答弁でございました。基本的には、この個人情報保護法は、個人が特定される危険性もあるということが言われておりますので、これについては問題があるというふうに思います。

それから、19号については分かりました。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第27号「益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第28号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第33号「町道の路線認定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について、何点か質問させていただきます。

まず、これについて、以前、前もって説明があったわけですが、その中でお願いベースにより建築確認を取下げをお願いし、それによって取り下げられた。取り下げられたというか、そこで当事者、建築主の建築会社のほうでちょっと紛争が起きたということでこれにつながってるんですが、お願いベースというのは大体どれほどの効力を持っているのか。これについては建築主の判断であり、自由なのではないかと思えます。まず、建築確認を出す以上、まず、建築屋というのは調べるんですよ。その地区がどういった地域にあるか、また、計画道路等そういったものがないか。それで、分かった上で事業承認のほうはまだ取れてはいない、町のほうで取ってはい

ないんですが、計画道路が存在してるところに建築しようとしているということは分かってることかと思えます。それなりのリスクというのはそのときに分かるものだと思うんですよね。それについては、建てる、やめる、これは当事者間の問題ではないか、そういうふうに思いますが、町のほうではまずおとしの9月の24日においては、既に町とA社、建築屋による覚書が締結されているということで、それには、そのとき、覚書の中で、例えば建築する前にその時点でやめるんだったらば幾らぐらいの損害賠償の額になるかということと、併せて、例えばそのまま建築が進んで、最終的に道路の事業認可が下り、最終的に買収のときに補償額がどれぐらいになるかということで計算のほうがされておりますが、何というか、このおとしの9月24日から、この覚書、この内容ありきで進んでいったのではないかと、そういうふうに思うんですが、それについては町のほうはどんな考えなんですかね。

それと、この計画道路内に何棟の家が今現在建っているのが2点目。

そして、3点目が、事業完了を何年で終えようと思込んでいるのか。この辺をちょっと説明のほうをお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。3番上村議員の御質問にお答えします。

3点あったかと思えますけれども、1点目のどのぐらいのお願いベースの依頼であったかというところなんですけれども、あくまでも任意でのお願いというところで、都市計画法の第53条の申請によりまして申請が出されまして、54条のほうでは許可しなければならないということになっておりますので、あくまでもお願いベースで取り下げただけであればというところをお願いしております。

続いて、2点目が都市計画区域の未認可区域に何軒、現在建っているかというところなんですけれども、大体23軒ほど住宅のほうが建っております。

2点目は覚書の件でしたかね。

○3番（上村幸輝君） そうですね、覚書。

○街路課長（石橋 淳君） 覚書のほうが、当初、53条の申請が出まして、それから、任意によって快諾していただいて取下げをしていただいて、その後、業者と地権者さんで任意の協議というか、話合いがっております。その後、訴訟とか調停に移行しましたので、それで、覚書を町が締結して、解決を図ってきたところになっております。

続いて、3点目になりますけれども、事業の完了予定ですかね。こちらにつきましては、現在、東西線の3工区につきましては、用地買収のほうが残りの1軒になっておりますので、事業の完了というのも3工区は見えてきておりますし、南北線にしても大分進んできておりますので、次は事業認可というところで、現在、県と事前協議のほうを重ねておまして、来年度当初あたりぐらいにはどうにか事業認可を取得したいと思っております。翌年、令和6年度あたりには詳細設計に入らせていただいて、令和7年度あたりに用地交渉とかに入っていきたいと思っております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 以前の説明によると、おととしの8月4日にA社がB社に対し工事代金の返還等、そういったものを求めて提訴したとあるんですが、それから、その年、おととしの9月24日、覚書を締結した。覚書締結前でなおかつ8月4日以降においても、この提訴された問題に対しては、町は早くから入っていたということなんですかね。

それが1点と、あと、この計算、先ほど申しました建築前に差止めをした場合の損害賠償の額と建築が行われて、先々、補償額として提示された9,100万円なんですが、この9,100万円については、例えば減価償却とかそういったものは全然見てないのか、それとも事業承認後は恐らく、例えば9,100万円、すぐに解体をせなんと、補償をせなんとということであっても、事業承認後は恐らくこれは丸々町の負担にはならんとすると思うんですけども、多少は国の事業認可のほうから補償が来るというのも、多少は来ると思うんですが、その辺についてはどうですかね。

また、これほどの大きな問題であるにもかかわらず、議会のほうには一切説明がなかったというのはどういったことなのか。別に議会のほうに説明するほどの内容ではないということでおられたのか。ちょっとそれを2点目、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。3番上村議員の2回目の御質問にお答えします。

こちらは3点あったかと思えますけれども、町がいつ訴訟あたりに入っていたのかということなんですかけれども、町としましては双方の任意の協議のときには、地権者さんと連絡を取り合ってます、その際は顧問弁護士あたりに相談しながら進めておりました。本格的に双方間で訴訟になったものですから、それからは正式に訴訟のほうに、利害関係人のほうで入らせていただいております。

続いて2点目になりますけれども、減価償却についてということなんですかけれども、こちらのほうが、今、その9,100万円というので概算の補償費ということを出しておりますけれども、こちらの分が先ほど言いましたスケジュールに基づいて平成8年度から用地交渉に入って取得できた場合の金額で算出しております。平成8年度に用地取得をしたところで、結局、令和3年から5年間ですかね。

○3番（上村幸輝君） 平成8年ですか。

○街路課長（石橋 淳君） すみません、令和8年です。令和3年に建築をして、令和8年に用地買収に入った場合の金額は9,100万円ということになります。5年後ですかね。

あと、議会の報告がなぜ今になったのかということなんですかけれども、こちらの案件が双方によって当初は任意の協議ということになっておりまして、その後、訴訟、そして、調停というふうに移って行っています。そのときに、まだ補償額とか損害額とかがまだ確定していない状況もありまして、議会のほうへの報告は差し控えさせていただいておりました。今回、補償金額あたりがある程度確定してまいりましたので、この場をもって上程させていただいた運びになります。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 頭の中がごちゃごちゃしてきたもので、であれば、例えば覚書を締結する、この覚書をした時点ではこれぐらいの概算額というのは分かっておったですよ。金額が全然どれぐらいになるかも想像もできんで、ただその辺の補償はしていきますよという覚書がなされたのか。恐らく金額はある程度は概算で出してあったと思うんですよ。それについてはやっぱり額が決定するのどうのこうの以前に、まず議会にも、こういう問題が起きてこういう流れになっているということ自体をお知らせ願いたいと思いますが、どうですか。今後もこれは起こり得るかもしれませんけれども、どうですか。3回目、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。3番上村議員の3回目の質問にお答えいたします。

議会への報告についてなんですけれども、繰り返しになりますけれども、今回の案件については金額あたりも、まだ裁判もあつてる途中で、微妙な関係もあつたものですから差し控えさせていただきます。

従来は、事あるごとに、限度はありますけれども、議会のほうには随時状況あたりを報告していくべきだと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。議案第29号について、同僚議員が質問しましたが、私は1点だけ質問したいと思います。

今後、このような都市計画が決定され、事業の未認可地域で建設申請がなされた場合には、町はどのような対応をされますか。23軒残っているそうですので、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。4番下田議員の御質問にお答えします。

事業未認可区域に、今回があつたんですけれども、今後、このようなのがあつた場合はどのような対応をするかというところだつたと思いますけれども、基本的には都市計画法の第54条の規定に基づきまして判断していきたいと思っております。今回のような類似案件につきましては、状況に応じて適切な対応をしてみたいと思っております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 適切な処置ということは、全く同じことをするということですかね。その辺をもう一遍。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。4番下田議員の2回目の質問にお答えします。

適切な対応というところなんですけれども、財政面だったり事業の進捗の具合とかをきちんと

精査しながら、適切な方法で検討しながら進めてまいりたいと思っております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。同僚議員から議案第29号について質問がありましたが、私もこれについて1点だけちょっと質問、確認をさせていただきます。

まず、話を聞いていて、当該許可申請の取下げをお願いベースで依頼をしたと。だけど、損害賠償で3,000万円近く金を払う羽目になったと。これはどこに原因があつて、どこにあれがあるのか。ここについて担当課長からちょっと詳しく、どこがミスったから、もしくはどこがどうだったから3,000万円払うようになったのか、これについて1点教えていただきたいと思います。

2点目は、そのやり取りの中で誰にどのような責任が生じたのか。全く誰も悪くない、責任はない、だけど、町民の税金である3,000万円を払う、こういう話だとやっぱり町民は納得しないと思うんですね。どこかにまずいところがあったから、どこかを改善しないと今後も起き得るだろうと。ここについて、1点目に関係して2点目も、その点をよろしく、まず質問をします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。12番宮崎議員の御質問にお答えします。

2点あったかと思えますけれども、まず1点目が、3,000万円もの補償費を支払うことになってるところの落ち度の点についての質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、この申請地は都市計画法を決定をしている区間でございます、近年中に事業認可を受ける予定で、今後、多数の権利者が存するアパートのほうに建築される場合には、用地取得に全戸の住民の方が対象になりまして、同意を得るための交渉の長期化と困難性が予見されます。かつ多額の補償費の支出の可能性が想定されましたことから、財政面からも検討した上で申請の取下げをお願いいたしました。以上になります。

と、2点目になりますけれども、これは事業の進捗でよろしかったでしょうか。

○12番（宮崎金次君） いや、責任。責任者は誰なのか。責任は誰にあるのか。

○街路課長（石橋 淳君） この件に関してですか。

この建設を財政面とか交渉の長期化あたりを検討した上で取下げをしていただきましたけれども、その結果、昨今の材料費の高騰だったり、そういうのがあった関係で、金額的にも一応上がったような形にはなっております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 課長も非常に大変だと思いますけれども、途中から交代されて課長になられたのかもしれませんが。

もう1回、私の質問の趣旨を言いますよ。

まず、お願いベースで取下げを向こうにお願いされたんですね。だから、向こうは勝手に断ることが十分できたわけですね。にもかかわらずそれが徐々に進展して行って、いつの間にか損害賠償、3,000万円払うと、こういう形になっちゃったわけですよ。だから、それは何でだと。

どこに原因があったんだと。いいですか。理解できますか。

続いて2点目は、この経過を通じて、これは誰の責任でこの業務を進めて、誰に責任があったんだと。そこを明らかにしていないと、また同じようなことが起き得る。別にやっちゃったことをどうのこうのではないんですけれども、それをはっきりしておかないと、やっぱりまた今後こういうことが起きる。どこかでこういう形にならないように止めるのか、それとも最初のお問い合わせのところから3,000万円、これは要るんだとかいうことでお願いされたのか、ここらあたりを含めてお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。12番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

この今回の問い合わせベースでの建築中止についてどこに原因があったのかというところなんですけれども、事業認可が取得できてないところというところがあったかと思えますけれども、事業認可については町としましても、今、東西線にしても1、2工区、3工区というふうに事業を進めておまして、事業認可を一度に全路線取るというところはマンパワー的にも財政面にしてもちょっと厳しいところがございますので、効率的に、部分的にですけれども順番を打って事業認可を取っていったところなんです。

その補償費については、今お支払いするのかというところと、建ってしまってから補償費で支払うというところでは何ら問題はないと思いますので、責任はどなたでもないかなと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 3回目の質問になります。

課長を非常にいじめるようで非常に申し訳ないんですけれども、我々は、言われるまでもなく住民を代表して議会に立ってます。ですから、我々は議会であったことを住民に説明しなきゃいかんのですよね。そのとき、何でこうなったんだろうというのをやっぱり住民の方は確認されると思うんです。今日は新聞にも出てましたですよね。そしたら、絶対聞かれるんですよ。それで、ここの議場で質問をするんですけれども、なかなか質問に対する答えをしていただけませんので、もう一回最後に同じ質問をします。いいですか。

今回、問い合わせベースで建築許可取消しをされたんですよ。その状況で、時間がたつにつれていろんなことがあったんでしょう。いつの間にか損害賠償3,000万円と、こういう形になったんですよ。この間、1年半ぐらい進んでるかもしれんけど。で、どうして、その原因は何だったんだろうと。先ほど、課長の答弁では、事業認可されてなかったから。事業認可されてないのは当然最初からの話ですから分かってますよね。そのほかにいろいろな理由があるんでしょう。それを教えてください。

それから、二つ目は誰に責任があるんだと。担当者なのか課長なのか、それともっと上なのか。この責任がね、きちっと責任の所在を明らかにしないとこういうのは解決しないんです。と思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

責任の在り方というか、誰に責任があったのかというところなんですけれども、この案件につきましては、繰り返しになりますけれども、事業認可はまだ取ってありませんけれども、都市計画決定がされている区間でもありまして、事業認可を後日受ける予定で進めている事業でございまして、建築が済んでからの入居者への用地交渉とかの混乱性とか、多額の財政面の負担というところを考えまして、検討した上で取下げを行った次第でございます。

責任についてはどなたにもないと思っております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田でございます。議案第29号ですかね、今の流れで質問を引き続き私のほうからもさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

簡単な質問からさせていただきたいと思えます。

この東西線ですか、都市計画決定の告示日を教えてください。都市計画決定を告示日。

事業認可はまだ取ってないとおっしゃいました、先ほど。いつ取るのかを教えてください。

それと、全区間の工事竣工は何年後になるか分からないということによろしいのでしょうか。

それと、今回、3,176万円を補償費として支払うということになつととですかね。この財源は一般財源となっています。一般財源とは何ですかを教えてください。

今回、先ほどの質問の中で、同僚議員の中で、これは都市計画法53条の1項に基づき許可申請がなされたということですよ。で、都市計画法54条第3項の許可基準に基づき今まで行ってきたということによろしいですか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。11番野田議員の御質問にお答えします。

まず1点目、都市計画決定の告示日と認可日ですかね。都市計画決定のほうは平成30年の7月ですね。事業認可のほうは10月になります。

○11番（野田祐士君） 事業認可は取れてるんですか。

○街路課長（石橋 淳君） 現在のところは取れてないところですね。東西線については、残りの1、2工区、3工区については10月に取ってあるような形です、事業認可が。よろしいですか。

○11番（野田祐士君） はい、どうぞ。

○街路課長（石橋 淳君） 2点目が、工事のスケジュールの完了予定日というところによろしかったですかね。

こちらの東西線につきましては、3工区につきましても、繰り返しになりますけれども、残り地権者の用地買収のほうは1件になっておりまして、順次工事に着手しているところになります。今後の予定につきましては、認可済みの区間の事業が進んでまいりましたので、順次県と事業認可の協議を現在行っておりますけれども、手続を進めながら事業の進捗を図ってまいりたいと思

っております。

○11番（野田祐士君） いや、東西線の完了日は未定と言われたけれども。

○街路課長（石橋 淳君） はい、今のところ未定になりますね。

と、3,176万円につきましては、一般財源というところで、通常は交付税措置で補助率55%で、残りの補助裏のところの起債充当率が90%で、交付税措置が20%になっておりますけれども、こちらの案件につきましては全くの町単費になります。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の質問になります。

東西線、これは都市計画決定を分けてしてるわけじゃないわけですよ。一遍にやってるわけでしょう。244メートルになってるかな、これ。都市計画決定はですね。

基本的なお話として、これ、都市計画決定に当たり施工予定者を定めたときは、施工予定者は都市計画の告示から2年以内に事業認可承認の申請をしなければならないとなつて思うんですけれども、それについてはどういうふうに考えてますか。

先ほど、同僚議員の質問の中で、責任は誰にもないと思いきりおっしゃってましたけれども、責任が誰にもなくて町民の税金を3,176万円払わんといかんわけですよ、今のまんまで行けばですね。それも、建物もしくは土地を買収するとか、建物を取り壊すとか何かをすることであれば、そういう理由も分かりますけれども、これは都市計画法の53条1項により許可の申請書が出されただけでしょ。いわゆる紙切れ1枚出されたということですよ、極端に言えば。何もない状態から3,176万円の出費をしなければならない。単費ですね、これは。ということで、責任の所在はありませんと言われても、やはり町民の皆さんは納得できないということになりますので、先ほど言ったように都市計画の告示から2年以内に事業認可承認の申請をしなければならないとなっておりますので、それについてはどこかに、平成30年ということは5年、6年たっておりますので、それをしていなかったということになればそれなりの責任がどこかに生じるというお話ではないでしょうか。まずその回答をいただきたいと思います。

それから、全工区の竣工日は全くの未定と。先ほどのお話でいけば、来年度ですかね、令和5年度に事業認可を取る予定。令和6年度から詳細設計と言われたんですかね。で、令和7年度以降に用地の交渉ということであれば、工事に着手できるのはどんな早くても令和8年度からと。多分5年置きの見直しになると思いますので、5年で終わると。23軒あるわけでしょう、用地交渉するところもですね。ということは、5年置きに第1期で終わるといのは予想できませんので、少なくとも10年以上はかかるという中で、何もない状態で3,176万円を町単費で出す必要があったのかということになると思いますので、先ほどから出ている取下げを依頼ベースでやっとなった部分をなぜ今回3,176万円にしなければならなかったのかということにつながってくると思います。質問の内容として、2年以内に事業認可承認の申請をしなければならないとなっておりますけれども、これについてはいかがですか。もししていないのであれば、そこに責任があるというふうに捉えられても仕方がないと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。11番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

都市計画決定されてから2年以内に事業認可を取らなければならないというところになります。こちらが事業予定者を定めた場合というところになってますよね。一応、うちの街路の都市計画決定のほうでは、事業予定者というのが指定されておられませんので、これには当たらないのかなと思っております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ということは、3,176万円の単費の出費、町の独自の出費については、責任は誰の責任でもないという結論という結果でよろしいですかね、今言われたのが答えとしてですね。まずそこを確認しないと、責任がなくて3,176万円を出すんだと。カーブミラーを1基つけてくれと言って、大体金がないと言われるとですね、町からは。カーブミラー1基で多分数十万円、20万円か30万円だと思うんですけども、その金はなくて3,176万円は出すんですから、今後はその辺も考慮していただきたいと切に思います。

それと、今後、23軒あるわけですね。残りが23軒ですね。それについて、先ほど、一番最初にもちょっと言いましたけれども、一番最初の第1問の質問ですね。今回、都市計画法の54条第3項の基準に基づき行っていきますよと。要するに23軒についてもそれに基づき行っていくという判断をされているということをお答えいただいたと思うんですけども、今回行ったことももちろん都計法の54条の第3項に基づき行ったということですよ。もちろん基本のお話としてですね。ということは、今後も53条の1項の規定に基づいて建築確認が出されたら、それを承認し、認めて、またその補償をしていくということをおっしゃっているという認識でありますけれども、それに違いはありませんか。もし財政面がよくなるか悪くなるかは分かりませんが、今回の建築確認ですね、53条1項によって出された場合は、何もなくとも補償をするんだよというお話になりますけれども、それでよろしいでしょうかというお話です。

それと、最後にもう1点だけ。今回の建築に係る費用ですけども、5,700万円と聞いております。5,700万円ですね。5,700万円のうちの半分以上を補償として出すということになっておりますから、それについてはいかがなものかと思っておりますけれどもどう考えますかというお話と、一番最初に契約をされたとき、このA社、B社といいますか、建築確認を出される方々が契約を出されたときの手付けは500万円と聞いてます。益城町はこの500万円だけを補償すれば、少なくともよかったのではないかと、素人考えに思いますがどうか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 石橋街路課長。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課の石橋です。11番野田議員の3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、今後の53条の申請が出された場合、どう対応していくのかということだと思いますけれども、基本的には53条の申請が出された場合には都市計画法54条の規定に基づいて判断していきたいと思っております。今回と同様な案件につきましては、しっかりと検討を行いながらじっくりと決めていきたいと思っております。その事業認可のほうを併せて県との事前協議

とかを行いながら、早期の事業認可取得に向けて進めてまいりたいと思っております。

続いて、内金の500万円につきましては、確かに地権者のほうから契約時に内金として500万円支払われておりますが、その後、うちのお願いベースでの取下げによって双方の話合いというか、協議が行われておりますけれども、そこで500万円というのは施工業者からしたら足りないというところで、そういう話も出てきておりましたので、その500万円というところで町が負担するというのはちょっと変わってきてるかなという形で思っております。

あと、5,700万円は、すみません。

○11番（野田祐士君） 建築費は5,700万円だったろう。

○街路課長（石橋 淳君） はい。当初の益城町に建築予定であった物件の建築費は一応5,700万円というところで聞いております。

○11番（野田祐士君） そのうちの3,000万円を出すということについていかがですかということ。

○街路課長（石橋 淳君） その5,700万円というところで見積もりあたりが出ておりますけれども、そのうちの3,000万円を、結果的に物価の高騰とか裁判とかに移行してまいりましたので、イレギュラー的な支出のほうは3,000万円の中には含まれているかなというふうに考えております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで、議案第28号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第33号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、議案第33号「町道の路線認定について」までの29議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、議案第33号「町道の路線認定について」までの29議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後2時28分

3 月 8 日（水曜日）

令和5年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集
2. 令和5年3月8日午前10時00分開議
3. 令和5年3月8日午後2時59分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 2番 西山洋一議員
- 3番 上村幸輝議員
- 8番 甲斐康之議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君

健康保険課長	松 永 昇 君	産業振興課長	松 本 浩 治 君
建設課長	村 上 康 幸 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
復興整備課長	水 口 清 君	街路課長	石 橋 淳 君
新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君	下水道課長	吉 本 秀 一 君
水道課長	山 口 拓 郎 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、15番渡辺議員から午前中欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は7名です。

一般質問は、本日と明日9日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に西山洋一議員、3番目に上村幸輝議員、4番目に甲斐康之議員。

明日9日は、1番目に宮崎金次議員、2番目に野田祐士議員、3番目に榮正敏議員。

以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。傍聴の方々、また、仮庁舎でモニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださりありがとうございます。

世界に目を向けると、昨年2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻を始めて、連日、そのニュースが報道されています。既に1年を過ぎようとしています。また、トルコ、シリアでの大地震で5万人を超える方々がお亡くなりになっています。被害に遭われた方々に哀悼の意を表します。

熊本地震から間もなく7年の月日がたちます。仮設住宅で生活を余儀なくされている町民の方々もおられました。3月末で仮設住宅の提供を終了するため、町の災害公営住宅に無償で入居してもらうことになりました。今後も見守っていきたいと思います。

本日は5点到って質問をさせていただきます。

1点目、保育施設でのおむつの回収について。2点目、人口増加による保育園の受入れ体制について。3点目、社会福祉協議会の事務所問題について。4点目、益城町児童館の運営について。

5点目、役場のDXに取り組む姿勢について。

以上5点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、保育施設でのおむつの回収についてであります。

小さなお子さんを持つ若いお母さんから、保育所のおむつの処理について住民相談を受けました。保育所から帰るときにお買物をしているが、おむつの臭いが気になって不衛生さを感じるものがあってどうにかならないかとのことでした。民間の保育園の方に聞いてみると、ほとんどの園では園内で処理をしているとの回答がありました。

そこで、現在、町立保育所、また民間の保育園でおむつの回収はどのようになっているのか、お尋ねいたします。町立保育所でもおむつの回収を園ですべきであると思いますが、いかがでしょうか。

本年の1月23日、厚生労働省は、保育園でのおむつ処分をめぐる方針を初めて日本の自治体に示しております。おむつの持ち帰りがなくなることは、保護者の大きな負担軽減となり、保育園も保育士が使用済みおむつを振り分ける業務がなくなると述べています。使い終わったおむつをめぐっては、保護者に持ち帰りを求めるか、保育園で処分するかで対応が分かれ、それぞれから負担感を訴える声が長年あっていました。

これを受けて、厚生労働省は、昨年10月、公立保育園で保護者におむつの持ち帰りを求めている自治体723か所を調査、その結果、半数の自治体では園で処分する方針を設けていたことが判明しました。そのうち72%はこの5年以内につくられたことが分かりました。こうした状況も踏まえて、国としても同様の方針を示すことにしたとありました。

また、その際、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所において、保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、保育環境改善等事業により、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等の費用の補助を行うことが可能であるため、積極的に御活用いただきたいとの事務連絡も発出しています。

そこで、厚生労働省でおむつの処分をめぐる方針に対し、本町での取組をお伺いいたします。

最後に、保護者、保育園、回収業者、三つの立場から、全てがよかったと思える方針を本町でも示すべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

令和5年第1回益城町議会定例会も3日目を迎えております。今回は一般質問ということで、7名の議員の皆様をいただいております。本日は4名の議員の皆様に質問させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、7番吉村議員の保育施設でのおむつの回収についての御質問にお答えをさせていただきます。

7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、現在、町立保育園、または民間の保育園でのおむつの回収はどのようになっているのかにつきまして、お答えをします。

本町におきましては、民間の認可保育所では、各保育所で園児の使用済み紙おむつを処理しておりますが、町立保育所では保護者に持ち帰っていただいております。

次に、一つ目の御質問の2点目、厚生労働省でおむつの処分をめぐる方針を自治体に示したが本町での取組は、につきましてお答えします。

議員御指摘のとおり、厚生労働省からの通知では、使用済みおむつの持ち帰りがなくなるとは、保護者にとりましては大きな負担軽減になりますとともに、保育士や保育教諭にとりましても、使用済みおむつを子どもごとに振り分ける作業がなくなることによって負担軽減にもつながりますことから、保育所などにおきまして使用済みおむつの処分を行うことを推奨すると示したところからです。

本年度、町立保育所では、園児ごとの使用済みおむつの保管方法が衛生的に問題があるということから、保育所での処分ができないか検討しておりました。そのような中、今回、国から保育所での処理を推奨されましたことから、本町としましても、保育所での園児ごとの保管や持ち帰り時の衛生面、また保育士や保護者の負担軽減などを考慮し、令和5年度から使用済みおむつの処分を保育所で行う予定としており、令和5年度当初予算に処分費を計上させていただいております。

最後に、一つ目の御質問の3点目、保護者、保育園、回収業者、三つの立場から、全てがよかったと思われる方針を本町でも示すべきではないかにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、町としましても、それぞれの立場の方に御納得いただける処理方針を考える必要があると認識をしております。

まず、おむつの処理費用につきましては、民間の保育所ではほとんどの園で運営費の中で負担されており、保護者負担はない状況でありますため、町立保育所におきましても同様におむつの処理を行いたいと考えております。

また、衛生面につきましては、毎日収集することが理想であります。収集回数が増えると費用が膨らむため、国の保育対策総合支援事業補助金の事業メニューを活用し、使用済みおむつの保管用ごみ箱を購入するなど、保管場所の確保や適切な衛生管理を図ることで、効率的かつ衛生的な対応ができないか検討を進めていくところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

このおむつの回収については、保護者の方々より何とかしてほしいとの声が上がっていたものでもありましたから、民間保育園では園で処分されており、町立の保育所では持ち帰りをさせていて不公平感があったものと思われれます。令和5年度から町立の保育所でも使用済みのおむつの処分が保育所でされると聞いて安心をいたしました。

おむつの持ち帰りがなくなるとは、保護者にとっても大きな負担軽減にもなりますし、保育士が使用済みのおむつを振り分ける業務がなくなることによって負担軽減につながるものと思います。

また、使用済み紙おむつの保管用ごみ箱の購入等の費用補助も保育環境改善等事業により活用

ができるため、なるべく早く設置をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、財源としても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用している自治体もあることを申し添えます。

次に、人口増による保育園の受入れ体制について質問させていただきます。

先日、益城町保育施設の現状と今後の課題について会議がありました。その際、保育の状況として、令和4年4月時点での町の認可保育施設を利用している児童は1,200人、広域入所制度を利用し、町外の認可保育施設を利用している児童は17人、認可外保育施設を利用している児童は65人、認可保育施設に入れていない保留児童が33人で、保育施設の利用を希望している児童は1,315人で、人口1,884人のうち、全体の69.8%を占めているとのことでした。

そして、令和4年3月に第2期町子ども・子育て支援事業計画を見直し、令和5年4月からの供用開始に向け、100人規模の私立の認可保育所を創設する計画としていますとのことでした。さらには、今後、未就学児童の転入増加が予測されるため、200人程度の保育施設の拡充を令和5年1月17日に開催した町子ども・子育て会議の中で決定し、町の保育環境の向上を進めていく計画としますとのことですが、今後も益城インターチェンジ沿いの益城台地西地区の区画整理事業や木山復興土地区画整理事業、町災害復興ゾーンでの分譲地の整備の影響でさらに増加する可能性が高いと予測されていますが、どのように対応されるのか、お伺ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問、益城台地西地区での人口増による保育施設の増加が必要になるが、本町での取組は、につきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、未就学児童の人口は令和4年4月1日時点で1,880人でしたが、令和5年2月7日時点では1,955人となり、75人増加しております。これは、震災後の宅地などの復旧や創造的復興が着実に進展してきたこと、また、土地区画整理事業や民間による宅地分譲地の開発が進んだことにより、転入者が増加していることによるものと考えております。

このような中で、本年4月には100人規模の保育施設が開設されるものの、今後の宅地開発の進展やTSMC進出の影響により未就学児童のさらなる転入増加が見込まれますことから、令和5年1月17日に開催されました益城町子ども・子育て会議におきまして、町子ども・子育て支援事業計画を見直しますとともに、新たに200人程度の保育の受皿体制の整備が必要という意見をいただいたところです。

町としましては、この意見を踏まえ、令和6年4月から新たに200人程度の未就学児童の受入れができるよう施設整備に取り組むこととし、まず、先月に、町内で地域型保育事業を実施している小規模保育施設などの6園を対象として保育所への移行希望調査を実施しました。その結果、3事業所から申請の希望が表明されており、今後、希望される事業所から具体的な事業計画書などを提出していただき、選定委員会の審査を経て、今年度内に事業者を決定したいと考えております。

なお、仮に今回の整備によっても200人の受皿を確保することができない場合には、さらなる整備方策を検討してまいります。

将来人口の推移を予測することが非常に厳しい状況になっておりますが、今後も人口動向を十分注視、精査しながら子育て環境の整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） この保育施設の増加については大きな問題があると認識しております。町民アンケートの結果から見る益城町の現状について、暮らしやすさのアンケートの中で、暮らしやすいが34.6%、どちらかといえば暮らしやすいが47.3%もあり、合計すると、81.9%の人が暮らしやすいと回答されております。

しかしながら、この人口増に対して単純に喜んでいただけないのが現実であります。住み続けたいまち、次世代に継承したいまちが復興将来像として掲げられておりますけれども、ほかのまちから来られた皆様が、引っ越ししてきたが受入れ体制がなっていないと感じられることがないように、保育施設の問題や、さらに学校施設の問題等、様々なことを整備していかなければならないと考えています。

町長のいま一度の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の2回目にお答えをします。

町長の見解ということで、やはり、先ほども申しましたように、なかなか人口増加は見えない状況があるんですが、いろんな場面で益城町が住みたいまち、住み続けたいまちということで今やっておりますが、様々な形で取り組んでいかなければ定住は進んでいかない。その中でも、保育施設の整備というのは非常に大事な。それから、学校の放課後児童クラブあたりの整備も必要ということで考えておりますので、しっかりまた、そこ辺りも動向を注視しながら取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、社会福祉協議会の事務所問題について質問させていただきます。

2016年の熊本地震後、社協の事務所は移転を繰り返してはいますが、新事務所を設置すべきではないかと思っております。そもそも社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間団体であります。上益城郡内、または近隣の社協の事務所の現況は別紙に示してあるとおりです。

今日の議会で、郡内及び近隣町社会福祉協議会事務所関係の各社協への聞き取り及び現況報告書を参考に文書を配付しておりますが、別紙にもあるように、建物の所有者は町であり、賃料も無料であり、駐車場も町有地になっております。このように、社協の存在が町の住民にとって必要不可欠なものであり、住民目線で捉えることが一番大切であると思っております。

第4期益城町地域福祉計画及び第4期益城町地域福祉活動計画において、町と社協は相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められるため、一体的に策定することとし、社協の果たすべき役割は大事であります。町の新庁舎が5月から業務を開始いたしますが、社協の事務所問題についても早急に考えるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問、社会福祉協議会の事務所問題につきましてお答えをします。

社会福祉協議会の事務所につきましては、熊本地震までは役場庁舎北側にありました旧健康管理センターを改修しまして使用されていたところです。地震により建物が被災した後は、旧益城中央小学校跡地にプレハブの事務所を建設し、仮の事務所として使用されていました。

そのような中、社会福祉協議会から町に対して、経費削減と利用者の利便性向上を図るため、町有施設の一部を事務所として使用することができないかとの相談がありました。それを受け、保健福祉センターはびねすの一部を社会福祉協議会の事務所として利用いただいているところです。

これまで、社会福祉協議会には、行政との緊密な連携の下、様々な福祉サービスの担い手として、さらにはボランティア活動の支援に至るまで、幅広い活動を通じて地域福祉の向上に貢献していただいております。そして、今後、町民の福祉ニーズが複雑化、多様化していく中で、その役割はますます大きくなるものと考えております。

そうした意味で、拠点となる事務所が安定的に確保され、その活動がより機能的で効果的になっていくことは重要なことだと考えております。そのため、今後、町としましても、社会福祉協議会の意向を踏まえながら、この課題と一緒にあって取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁ありがとうございました。

社協の役割は、先ほども申し上げましたが、町の福祉課と車の両輪となってその活動を推進していかなければならないと思います。高齢化社会が確実に移行していく中で、職員のモチベーションも上げていかなければならないと思っております。社協の事務所が安定的に確保され、その活動がより機能的で効果的に発揮できるよう善処していただきたいと思っております。

次に、益城町児童館の運営についてお伺いいたします。

先日、益城町児童館運営会議がありましたが、コロナ禍にあつて、児童館の床暖房があるにもかかわらず、2年間も利用できていないことが分かりました。町はこの状態を把握していたのかどうか。どうしてこのようなことになったのか。本来、住民ファーストの施設なのにその機能が果たされなかったのか。

児童館には常時、保育士等の資格を持つ職員が2名おり、詳しい話を聞いてきました。令和3年度が、利用者は2,709名、令和4年度は12月までの累計で2,308名、コロナ禍の影響もあり、減少傾向にあるとのことでした。ただ、子どもたちの声として、子ども室が寒いというものもあって来づらくなっているということもあるとのことでした。

実際、1月27日の午後2時過ぎに子ども室を見学させていただきましたが、天井の暖房だけでは寒かったです。保育士さんたちも、11月から3月の寒い時期だけでも床暖房を利用させていただきたいとのことでした。この現状をどう判断されるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問、コロナ禍にあって児童館の床暖房があるにもかかわらず利用できていないことにつきましてお答えをします。

児童館の床暖房につきましては、施設を利用される子どもたちや保護者の皆様が快適にお過ごしいただけるよう設置をしているところです。また、保健福祉センターはびねすでは、多目的室にも床暖房を設置しております。

児童館を含む保健福祉センターはびねす全体の電気使用につきましては、省エネ、環境保護などの観点から、館内に使用電力を監視する警報表示器を設置し、適正な管理に努めているところです。このようなことから、施設の使用電力を調整するため、児童館にも使用電力の抑制に御協力をいただいているところです。そのため、床暖房が常時使用できないといった状況ではありませんが、施設管理者からの説明が十分ではなかったため、児童館担当者としては、どのような場合でも床暖房は使用できないと判断されていたようです。

床暖房が適切に使用されていなかったことにより、利用者の皆様には御迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。児童館は、子どもたちや保護者の皆様がいつお越しいただいても楽しく快適に過ごすことができる施設であると考えております。今後の床暖房の使用につきましては、天候や気温などの状況により使用電力の抑制への協力をお願いするかどうか判断するとともに、電力を抑制する場合にも可能な限り児童館以外での調整が行えるよう工夫をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

この問題の最大の原因は連携不足にあると考えます。児童館運営はこども未来課がやっており、児童館が入っている保健福祉センターは健康保険課が所管しており、その連携がうまくいってなかったためにこのような問題が起きたわけです。

今後新庁舎ができ、5月8日から業務を開始するわけですが、各課連携をしっかりとって業務を遂行していただきたいと思います。

最後に、役場のDX、デジタルトランスフォーメーションに取り組む姿勢についてお伺いいたします。

デジタル技術の活用による地域活性化を目指すデジタル田園都市国家構想があります。政府が昨年12月に決定した総合戦略で、デジタル実装に取り組む自治体を2027年度までに1,500に増やす目標を掲げました。この実装とは、デジタル技術を活用した事業を実用化することです。

自治体のデジタル化への取組を後押しするため、国は今年度、デジタル田園都市国家構想交付金を創設いたしました。それまであった同構想推進交付金など三つの交付金を統合したもので、22年度補正予算と23年度予算案で合わせて1,800億円が計上され、そのうち400億円をデジタル実装タイプとして、デジタルを活用した地方公共団体の取組を支援することとなりました。

本町での対応はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、デジタル実装に取り組む自治体数の拡大に効果を上げているのが、他の地域で実績を上げている好事例の横展開であります。

その一つに書かない窓口があります。同サービスは、自治体の窓口で証明書の請求や届出を行う際に申請書を書かなくても済むということです。北海道北見市で2016年に実用化されました。窓口で身分証明書を提示すれば、職員が必要な情報を入力し、印刷した書面の内容を確認、署名することで手続が完了します。申請時の負担を軽減するとともに、書き損じや複数申請の際に何度も同じ内容を記入する手間も省けます。この取組が話題を呼び、全国で導入する自治体が広がっています。

昨年11月から、マイナンバーカードを活用した書かない窓口を実施しているのが埼玉県伊奈町です。同町の担当者は、実績のある取組を導入することで町のデジタル化を加速化させたいと語っています。同町は、マイナンバーカード、または運転免許証を読み取り、必要な書類を選択するだけで、住所や氏名などの情報が印字される機器を導入、住民の負担軽減に加え、滞在時間の短縮による新型コロナウイルス感染リスクの低減などの効果を期待します。実際に機器を利用した町民の女性は、早くて便利、字を書かずに済んで楽だと喜んでおられ、横展開の例は、同町のような行政サービスのデジタル化の好事例だと思います。

書かない窓口を新庁舎業務開始に合わせて実施できないものか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の五つ目の御質問の1点目、現在、DX、デジタルトランスフォーメーションへの取組が自治体にも求められているが、本町での対応はどうしているのかにつきましてお答えをします。

昨今のデジタル技術の急速な普及、進展に加えまして、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨などの災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、地域社会や行政におけるICTの活用をより一層進めていくことが急務です。

このため、昨年12月に住民の利便性と行政サービスのさらなる向上を目指したデジタル変革を基本理念とする益城町DX推進計画を策定し、その推進体制として、副町長を本部長とする益城町DX推進本部を立ち上げたところです。

なお、この推進体制をより強固にするために、昨年5月に本町に進出されましたIT企業の株式会社iroha.の大熊代表取締役をDX推進アドバイザーへ就任いただき、専門的知見からの助言をいただいております。

本町におけるDXの推進に当たりましては、国の自治体DX推進計画にのっとり、重点取組事項であります自治体情報システムの標準化、共通化はもとより、人工知能のAI、ロボットによる業務自動化であるRPAの利用促進などの業務システム改革に加えまして、デジタル機器に不慣れな方を対象としましたスマホ教室などのデジタルデバインド対策や、申請書などへの押印、対面での手続といった条例などにおけるアナログ規制の見直しなどに計画的に取り組んでいくこととしております。

また、これからの自治体業務を遂行していく上で、DXの活用は、より一層、その比重が増していくと見込まれますことから、職員のDXやデジタル技術に対する理解を深めていくことが重要です。

このため、管理職をはじめとする全職員のDXに対する理解醸成と基本的なデジタル技術の習得を推進するとともに、各課に配置しましたDX人材の育成に特化して、より専門的、実践的な知識や技術の習得を図ることとしております。

本年度の取組としましては、昨年12月にDX推進アドバイザーの大熊様を講師にお招きし、私を含めた管理職対象の研修会を開催しました。また、本年2月には係長対象研修会も実施しております。あわせて、ふるさと納税に係る業務など、本町で既に各種業務効率化のために導入しているRPAソフトの操作研修会を実施し、より専門性の高いDX人材の育成にも取り組んでいるところです。

議員御指摘のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、現時点ではまだ活用しておりませんが、今後、窓口業務や母子保健業務のデジタル化、ふるさと納税業務などへのRPAの導入など、デジタル技術を活用した事業の実用化を進める中で本交付金の活用も視野に入れてまいります。

来年度も引き続き職員のDXの理解醸成、専門人材の育成を図りますとともに、デジタル技術を活用し、住民の利便性向上と業務効率化に総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

次に、五つ目の御質問の2点目、他の自治体で実績を上げている好事例の一つに書かない窓口があるが、マイナンバーカードを活用した書かない窓口を新庁舎業務開始に合わせて実施できないかにつきましてお答えします。

本町では、書かない窓口に関する取組の一つとしまして、キオスク端末でのマイナンバーカードなどを活用したコンビニ交付サービスを実施しております。このサービスは、これまではコンビニエンスストアでの利用に限られておりましたが、町民の皆様により便利に手軽に御利用いただくため、コンビニエンスストアのない福田、津森両地区の郵便局にもキオスク端末を設置し、今年の3月7日からは全ての校区におきましてコンビニ交付サービスを利用いただけるようになりました。

また、議員御提案のマイナンバーカードを活用した書かない窓口とはやや異なりますが、本町におきましては、新庁舎の開庁に合わせて、ワンストップサービスのための総合窓口を住民課に設置します。さらに、書かない窓口の実現を図るため、総合窓口システムを導入し、まずは本システムを活用しました死亡届に基づく手続を開始します。具体的には、申請などに来庁された町民の皆様から職員が聞き取りを行い、必要な情報を総合窓口システムに入力することで、あらかじめ届けの情報が記載されました戸籍証明などの交付申請書や国民健康保険世帯主変更届などの申請書類を出力し、町民の皆様には内容確認のための署名のみをいただくというもので、現在、それに対応する窓口体制の構築に向けて準備を進めているところです。

また、今後は転入と同時にされる頻度の高い印鑑登録申請手続、転入転居及び婚姻届などの戸籍届に基づくマイナンバーカードや住民基本台帳カードの券面記載事項変更手続などにつきましても、運用に向けた準備を進めて、総合窓口システムのさらなる利用拡大を図ってまいります。

一方、他の自治体で実績のある事例につきましても情報を収集するとともに、業務量調査を実施し、既存の業務プロセスを適宜見直すことにより、時代に即した書かない、待たせない、町

民に優しい窓口の実現や、サービスの平準化及び職員負担の軽減を図ってまいります。

あわせて、本年2月6日からは、全ての市区町村におきまして、マイナンバーカードを用いた転出元市町村への転出届の提出や転入予定市町村への転入予約が可能となりました。

今後、このような国が実施する便利なオンラインサービスにつきましても、引き続きしっかりと周知し、普及促進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

町長が述べられておりました、RPAソフト、RPAとは一体何なんでしょうか。これを調べてみました。そしたら、RPAとは、ロボテックプロセスオートメーションとは、事務系の定型作業を自動化、代行するツールのことで、これまで手作業で行っていたルーチンワークを自動化できるので、事務効率の向上と人為的ミスの予防に役立ち、生産性の向上が見込めるといことです。今から役場での応用が見込めると同時に、RPAソフトの操作研修会も実施していただき、デジタルトランスフォーメーション人材の育成に力を入れていただきたいと思います。

また、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も視野に入れながら、デジタル技術を活用して、住民の利便性向上と業務の効率化に取り組んでいただきたいと思います。と考えております。

公明党は、統一地方選挙の重点政策に書かない窓口の推進を掲げております。住民と行政の双方がデジタル化のメリットを実感できる取組であり、導入する自治体を拡大したいと考えております。書かない窓口の実現を図るため、総合窓口システムを導入し、まずは本システムを活用した死亡届に基づく手続を開始されるということ。また、死亡届出に基づく手続運用後は、転入と同時にされる頻度の高い印鑑登録申請手続、転入転居及び婚姻届等の戸籍届に基づくマイナンバーカードや住民基本台帳カードの券面記載事項変更手続等についても運用できるよう併せて構築を進めており、今後も総合窓口システムの利用拡大を図っていくとのこと。既存の業務プロセスを適宜に見直すことにより、時代に即した、書かない、待たせない、町民に優しい窓口の実現やサービスの平準化及び職員負担の軽減を図っていただきたいと思います。と考えております。

新庁舎ができるに当たって、このような書かない窓口等が実現できるよう、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。と考えております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時55分から再開します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

2番西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 皆さん、おはようございます。2番西山でございます。今回も一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。そして、また、傍聴席においでの方の皆さん、町政に興味を持っていただいております。これからよりよい益城町を創造していくために、私たち、一生懸命頑張っておりますので、よろしく願いをいたします。

今現在、復旧事業、もう大分めどがついてきました。特にハード事業については大分形として復旧の状況が見えてきたところでございます。そのような状況の中で、これからはソフト事業の面もこれからのまちづくりという意味では大きな業務になってくるのではないかとこのように考えております。

そのような観点から、今回は四つの質問をさせていただきます。

まず、1点目は、まだ案の段階ではあります、3月に決定するようでございますが、第6次益城町総合計画基本計画において、益城ブランドの復興プロジェクトについて。2点目が、これからの町の公共交通をつくっていく上で、益城町の地域交通計画について。3点目は、マイナポイントで皆さんもつくられていると思いますが、マイナンバーカードの普及状況について。4点目が、前回は質問させていただきましたけれども、木山仮設団地の跡地の利用について質問をさせていただきます。以上4点、よろしく願いをいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

まず、益城ブランド復興プロジェクトについてでございます。

先ほども言いました第6次益城町総合計画の第2期基本計画が、まだ案の段階ではあります、ほぼ出来上がっております。その内容を見せていただいて、非常にこれからのまちづくりについては有意義な取組がたくさん書かれておりました。その中でも、これから元気なまちをつくり上げていくという意味も込めまして、この第6次益城町総合計画第2期基本計画の中で、復興に向けた取組を先導するシンボルプロジェクトとしての4番目に、益城ブランド復興プロジェクトとして、町全体で本町の魅力を高め、住民や民間等を含め、町全体で外部に発信をし、企業誘致や交流人口の増加を目指すという文面があります。非常に将来を見据えた取組であろうと思いますが、現時点において具体的な施策を考えていることがあれば、どのようなものをお考えられるのか、まず、1点、お聞かせをいただきたい。

そして、2点目の質問は、現在、総合運動公園の中の交流情報センター、ミナテラス敷地内に設置されております麦わらの一味、サンジ像であります。このサンジ像については、当面は仮置きだという話を聞いておりますが、今年の5月から新庁舎が開庁になりますけれども、そこら辺に合わせて、新庁舎の完成後に移設する計画等はないのかということで、2点お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の1点目、第6次益城町総合計画第2期基本計画における復興に向けた取組を先導するシンボルプロジェクトの4番目、益城ブランド復興プロジェクトとして、本町の魅力を高め、住民や民間などを含め町全体で外部に発信し、企業誘致や交流人口の増加を目指す施策につきましてお答えをします。

総合計画は、まちづくりを進める上での根幹となる計画であり、町の様々な計画の中で最上位に位置づけられる計画です。現在の第6次総合計画第1期基本計画は、熊本地震からの復旧復興などを掲げた復興計画を組み込む形で策定をしており、その計画の期間が令和4年度をもちまして終了しますことから、本年度、第6次総合計画第2期基本計画の策定を進めているところです。

また、計画策定に当たりましての基本的な考え方としましては、第1期基本計画の期間で達成できなかった課題などの検証を行いますとともに、新型コロナウイルス感染症などの影響による新たな課題解決や、熊本地震からの完全復興に向けて、魅力的で活力あり、発展する町を目指すこととしております。

さらに策定に当たりましては、広く住民の方々のまちづくりに対する思いを把握するため、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントを実施しますとともに、外部の諮問機関であります益城町総合計画審議会の意見も踏まえながら、しっかりと検討を重ね、よりよい計画となるよう進めてきたところです。

議員御質問の第2期基本計画のシンボルプロジェクトの一つであります益城ブランド復興プロジェクトでは、現時点では復興計画に掲げていた内容を踏襲することとしており、本町の魅力を高め、創出し、全国に発信していくことで、本町のブランド力を高め、誘致企業や交流人口の増加を目指すこととしております。

具体的には、産業団地整備を核としました企業誘致の受皿づくりをはじめ、阿蘇くまもと空港新旅客ターミナルビル、東海大学阿蘇くまもと臨空校舎、県のUXプロジェクトと連動した、空港周辺にふさわしい産業活動の推進、さらには都市計画道路益城中央線4車線化整備に伴う沿道を活用しました新たな町並みや駐輪場整備によるにぎわいづくり、商業施設の進出を促す環境を整備し、買物の利便性向上を図りたいと考えております。

このような施策に加え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実や高齢者支援施策、男女共同参画の推進やスポーツを通じたまちづくりなど、ハード事業、ソフト事業を複合的に展開し、魅力あるまちを創出してまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、現在、交流情報センター、ミナテラス敷地内に設置されているサンジ像を新庁舎の完成後に移設する計画などはないのかにつきましてお答えをします。

熊本「火の国」に上陸した麦わらの一味が、熊本地震の被害が広範囲に及び、今なお住民が苦しんでいることを知り、船長ルフィーが一味の仲間たちに被災地復興の手助けを指示し、その仲間たちはそれぞれの特技で被災地の困り事を解決し、復興へのエールを送り、ルフィーと県庁での再会を誓うとのストーリーで企画されました麦わらの一味であります。

サンジ像の選定につきましては、町からの提案を基に配置が決定しました。本町にサンジ像が設置されたのは、2度の震度7の地震で学校給食センターが被災しましたため、コックのサンジが駆けつけ、地元農産物を使い、おいしく温かい給食を作ることで、未来を担う子どもたちの健康と笑顔をつくり出し、復興の手助けをするとのストーリーによるものです。

設置場所につきましては、設置に関する覚書におきまして、サンジ像は交流情報センター、ミナテラスに仮設し、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内に移設することとしており、

移設の時期や場所につきましては、県との協議の上、決定することになっております。また、設置する場所につきましても、写真を撮影するに当たり、ファンがSNSに投稿したいと思う場所であるか、他のキャラクターや広告看板などが入り込んでいないか、像が向いている方向に何らかの意味があるかなどの様々な条件をクリアする必要があります。

議員御質問の新庁舎敷地内への移設につきましては、木山土地区画整理事業地内になりますので可能ではありますが、先ほど申しあげましたサンジ像の設置に係る様々な条件や熊本地震からの復興状況を考慮しつつ、町民の方々の御意見も参考にしながら、移設時期や移設場所などを検討してまいります。

サンジ像は、これまでも誘客の核となる資源であり、また、アフターコロナで増加する交流人口や関係人口の拡大に欠かせないものだと思っておりますので、移設を行う場合には、よりよい場所を選定し、本町の魅力がさらに高まるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 1回目の答弁、ありがとうございました。今、町長から答弁をいただきましたけれども、非常に内容的には魅力ある取組計画であったり、そして、また、サンジ像の状況もお答えいただきました。

そこで、2回目の質問になります。

今、先ほど言いましたハード事業の進捗については着々と進んでいる段階であります。また、ちょっと余談にはなりますが、今現在、WBCで大谷翔平選手が大リーグから帰ってきて非常に話題を呼んでおります。このスーパースター、一人の存在が、一つのイベントを大きく左右していいと言っても過言ではないかというふうに考えております。そして、また、熊本県では、昨年、ヤクルトの村上選手が三冠王を取った。これで、また熊本県自体も大きな影響を受けたのではないかというふうに思っております。

それでは、質問の本題に入っていきます。

益城ブランド復興プロジェクトでは、本町の魅力を高め、創出し、全国に発信していくということで、本町のブランド力を高め、誘致企業や交流人口の増加を目指すということでもあります。復興に向けたハード事業、そして、またソフト事業の複合的な展開により、にぎわいある町を創出していくというコンセプトであります。

そこで、2回目の質問になります。本町に設置されたサンジ像を活用して、益城町の魅力を全国に発信してはどうかということでございます。益城町には熊本地震で学校給食センターが被災したため、コックのサンジが駆けつけ、地元農産物を使い、おいしく温かい給食を作るということで、未来を担う子どもたちの健康と笑顔をつくり出し、復興の手助けをするというストーリーでサンジが選定されております。

サンジ像の移設につきましては、まだこれからの様々な条件等、検討事項もあるということで、どこになるかというのはまだはっきりしないということでありましたが、熊本地震に全国から温かい御支援をいただいた皆様に、益城町の復興という状況を全国に発信する意味も込めて、熊本地震からの復興に活気を与えるという存在としてサンジ像の存在を活用してはどうか、また、県

下では、この麦わらの一味の像が10か所設置をされております。あわせて、オール熊本で、この麦わらの一味の像を活用してはどうかというものです。

一応提案、質問と提案という形になりますが。ただ、麦わらの一味の像を利用、活用するとなれば、ライセンスの問題等もいろいろあると思います。これは私の個人的な案であります。例えば、サンジはコックでございますので、サンジのキッチンカーをどなたか意欲のある若いシェフに担っていただいて、この一味の像が設置された場所に、いつ、どこに出没するか分からないというような遊び心を持ったわくわくとするような取組として、益城町から全国に発信してはどうかというふうに個人的に考えております。

この辺は、まちづくり等とは若干違いますが、益城町の復興状況を全国にアピールするという意味も込めて、町長の見解をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、サンジ像を活用して、遊び心を持ったわくわくするような取組として全国に発信してはどうかということで、このわくわくするというのが非常にキーワード、益城が元気になるようなキーワードかなと思っております。先ほどWBCも出たんですが、非常に経済効果もありまして、日本国全体が元気になるかなと思ってます。こちら選手たちは物すごいプレッシャーがあると思います。皆さん方の応援もお願いしたいなと思ってます。

それで、サンジ像を活用した取組としまして、町では、サンジの誕生日を祝う竹あかりイベントの開催や記念カードの配布、フィギュアの販売などを行い、本町への誘客に努めてきたところです。

また、今年度からは、ワンピース像が設置された10か所の市町村で趣向を凝らした誕生日イベントが開催をされております。本町では先日3月2日にJAL折り紙ヒコーキ教室を同時開催し、益城中央小学校3年生の皆さんと紙飛行機を飛ばしてサンジの誕生日をお祝いしたところです。

今後につきましても、議員御提案のとおり、ライセンスに留意した上で、ワンピース像の設置目的である熊本地震からの復興の原動力をにぎわいのあるまちづくりにつなげられるよう、県や関係自治体、関係機関とも連携しまして、サンジ像の活用を検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 2回目の答弁ありがとうございました。非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

このワンピース像の設置目的である、熊本地震からの復興の原動力となり、にぎわいのあるまちづくりを目指して、県や関係自治体と連携した取組がぜひ実現し、先ほど、誕生日を紙飛行機で祝ったという話がありましたけども、サンジ像に翼を与えていただいて、熊本から発信する紙飛行機をつくっていただきたいというふうに思います。

また、町長の施政方針の七つ目に町民の皆様に興味を持っていただけるコンテンツづくりにも努めるという項目がありました。そのような意味からもぜひお願いしたいと思います。

また、現在もそうですが、これから急速なデジタル化が進む社会経済情勢の中で、インスタグラムなどのSNSのさらなる活用を図り、積極的な情報発信に努めると。復興をアピールするにも活用できるのではないかとこのように思いますので、益城町から全国への復興メッセージの発信として、何回も言いますが、サンジ像を利用してはどうかということをお願いしてこの質問を終わります。

次に、二つ目の質問に入らせていただきます。

益城地域公共交通についてでございます。

現在、益城の地域公共交通については、まだ地震の後、益城循環バスであったり、それからデマンド交通であったり、いろいろな取組がなされております。ただ、これは熊本県全域に当たることですが、熊本の場合は車がないとなかなか生活しづらいというのが、どこの地域にいても現状でございます。というふうに思います。

そのような中で、今後さらに高齢化が進展すると見込まれる中で、高齢者の移動手段をいかに確保するか。そして、また、今、車を持っておられる方が免許返納をされた後、不便な生活にならないように、この移動手段を確保するということの必要性は大きな今後の課題というふうに捉えております。

そこで、これから益城町として地域交通網の形成をどのように取り組もうとされているのか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目ですが、この地域公共交通として、福田、津森地区においてはデマンド交通を導入されております。そのデマンド交通の現在の利用状況についてお伺いをいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問の1点目、今後さらに高齢化が進展する中で、高齢者の移動手段を確保する必要性は大きな課題として捉えられていると思うが、これからの地域交通網の形成をどのように取り組むのかにつきましてお答えします。

熊本地震から間もなく7年が経過し、市街化区域である木山地区や広安地区では、土地区画整理事業や県道4車線化整備事業、町道4路線の街路整備事業などの都市計画事業を実施しており、新たな都市構造を目指し、取組を進めております。

一方で、この市街地におきましても、高齢者人口は今後増加していくことが予想されることに加え、郊外部の飯野地区、福田地区、津森地区では高齢化率がさらに高くなると考えられます。

このため、高齢者の方々も安心して暮らしていただけるよう、令和3年3月に策定しました益城町地域公共交通計画におきまして、路線バスをはじめとする公共交通の充実を図ることとしております。

地域公共交通の課題としまして、まず、木山・広安地区におきましては、都市機能が立地している県道熊本高森線まで移動するための南北方向や、住宅エリア北部の東西方向の公共交通サービスが不足していること。また、飯野・津森地区では、バス停までの距離が離れていることや運行本数が少ないことなどを認識しております。このため、地域公共交通計画では、街路の整備状

況に合わせた市街地循環バスの充実や、市街地コミュニティ交通の導入、郊外部ではデマンド交通の充実や導入を実施していくこととしております。

この計画に基づき、本年度は、福田地区におきまして乗り合いタクシーの指定停留所の追加や増便を行い、また、津森地区では新たに乗り合いタクシーを導入するなど、利便性の向上を図ったところです。

一方で、地域公共交通の改善、充実には多額の予算が必要となり、令和3年度の決算では、地方バスの赤字負担金が7,500万円となっております。また、近隣市町村のコミュニティバスでは、導入状況にもよりますが、2,000万円程度から、多いところでは7,000万円の負担が発生している状況です。

しかしながら、町としましては、高齢者が安心して暮らせるまちづくりのためには地域公共交通の充実が必要であると認識しておりますので、財政負担を考慮しつつ、また、先日、高齢者の移動手段のためにと御好意で寄附をいただいたワゴン車、1階に展示しておりますが、ありがたいカーですね。コミュニティ交通として活用しますとともに、さらに交通事業者の御協力もいただきながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や充実に努めてまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目、福田・津森地区におきましてはデマンド交通を導入しているが、現在の利用状況はどうなっているのかについてお答えをします。

乗り合いタクシーにつきましては、路線バスに代わる公共交通機関として、平成24年10月に福田地区で導入しております。導入当初は、片道2便、指定停留所が3か所で運行しておりましたが、利用者の方々の御意見を伺いながら、改善を重ね、昨年10月には、片道4便、指定停留所13か所へと見直し、利便性の向上に努めているところです。

議員御質問の現在の利用状況につきましては、福田地区で便数などを見直した昨年10月が75名、11月が59名、12月が52名、1月が46名となっており、増便などを行う以前の4月から9月の平均が37名の利用でしたので、増便などによる改善効果で利用者が増加している状況です。

また、津森地区におきましては、昨年11月から実証事業として運行を始めており、11月が23名、12月が29名、1月が16名の利用となっております。実証事業を開始するに当たりましては、地域サロンなどの集まりに直接出向き、乗り合いタクシーの運行時間や指定停留所、予約の仕方などの説明を行いますとともに、熊本大学の学生に御協力をいただきながら、利用者御自身が予約時間などをより簡単に確認できるよう、マイ時刻表の作成をお手伝いしたところです。

引き続き、利用状況や利用者の方々の御意見を伺いながら、さらなる改善に努め、多くの方に利用いただけるような取組を実施してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 丁寧な答弁をありがとうございました。非常に様々な取組、それから様々な課題に前向きに取り組んでおられるというのがうかがえました。

地域によっては、必要となる形態はそれぞれ異なるとは思いますが、ただ全体的に見て、デマンド交通については、便数を見直したり、時間を見直したりということで、利用者は増えたということでしたが、ただ、スタートからすると、右肩下がりに少しずつ減少しているという

状況も伺います。

そこで、2回目の質問に入ります。

高齢者の移動手段としては、先ほども言いましたが、自家用車と家族の送迎が90%を超えているという町のアンケートの結果が出ております。そのような状況で、買い物、もしくは通院に対する今後の利便性向上が望まれているというふうに思われます。

また、話は変わりますけれども、先日、熊日新聞に熊本市の路線バスレーンの新設の記事が掲載されておりました。特に益城方面、それから長嶺方面への2方面で優先的に路線バスのレーンの新設を検討するというふうになっておりました。

また、益城町地域公共交通計画の目標として、町内外の移動利便性を高め、復興まちづくり、まちのにぎわいづくりを加速させる持続可能な公共交通体系の構築をするということがうたわれております。路線によっては、1日の利用がほとんどないようなバス路線も存在しているかというふうに思います。私もバスが通るときに何人乗っ取るかなということをよく注意して見ておりますが、運転手だけというのが非常に多いかなというようになっております。そのように路線によってはほとんど利用がないようなバス路線もあり、そこで発生している財政負担は先ほど答弁の中にあっただとおりでと思います。

なかなか画一した公共交通サービスをしていくというのは難しいことだとは思いますが、今の現状と、それから将来に向けて、このサービス等の見直し、検討をしていく必要もあるのではないかとこのように思います。

また、熊本市の新たなバスレーンとして益城方面への便数を増やすということでもありますので、この熊本市といえば秋津までですが、そこら辺のバスレーンとの連携も、益城町独自のバス路線、益城は産交バスしかありませんけれども、産交バスの運行あたりも一緒に考えたり、提案したりしていく必要があるのではないかとこのように思います。

いずれにしても、公共交通の利便性向上の検討、これは今までのやり方だけではできないと思いますので、思い切った検討、改善も必要ではないかと思いますが、この点について、町長の見解をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問の2回目、1日の利用がほとんどないようなバス路線もあり、そこで発生している財政負担を違った形で地域公共交通サービスとして見直し、検討する必要もあるのではないかと。また、新たなバスレーンと連携するような、益城町独自のバス路線の提案であったり、公共交通の利便性向上の検討も必要ではないかについてお答えをします。

路線バスにつきましては、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、赤字負担が大きくなっている状況です。路線ごとに見ると、木山・広安循環線や御船町への路線、西原村方面への路線におきましては、輸送量が少なく、赤字負担額が大きくなっております。

議員御指摘の財政負担を違った形で地域公共交通のサービスにして、見直し、検討する必要があるのではにつきましては、先ほど述べました路線だけではなく、その他の路線でも利用者が少

ない時間帯の減便などによる見直しを行い、財政負担と地域公共交通サービスの両立に努めていかなければならないと考えております。

特に、木山・広安循環線につきましては、現在、街路の整備を進めておりますので、その進捗状況に合わせ、町民の皆様の御意見を伺いながらルートの見直しなどの検討を進めてまいります。

一方で、複数市町村を運行する路線バスにつきましては、まずは通過する市町村と協議し、考え方をすり合わせる必要がありますので、違う考えをお持ちの市町村があれば、現状を変更するのは難しくなります。

同様に、熊本市と連携しました新たなバスレーンを活用するような独自路線バスにつきましても熊本市との協議が必要となりますので、実現にはかなりハードルが高いと感じております。また、今回、熊本市が路線バスのレーン新設を検討しているのは、健軍商店街から自衛隊通りに向かう県庁通りの路線であり、健軍商店街から益城方面へは含まれておりません。

いずれにしても、今年5月には4車線化される県道熊本高森線の一部が供用を開始する予定ですので、今後とも公共交通の利便性をさらに高めていきますとともに、町民ニーズを踏まえながら路線バスの見直しを図っていく必要があると考えており、引き続き地域公共交通ネットワークの充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

非常に熊本市のバスレーンの新設との連携は難しいと。特にバスにおいては、汽車の連結と違って、乗換えと違って、乗換えにもまた初乗りから払わなければいけないというような問題も生じてきます。都会で生活していて、電車を利用すると、目的地さえまでの料金を払えば何回乗り換えても同じ料金で行けるというわけでもないのです、そこら辺は非常に難しいかというのは理解できました。

また、本町の地域公共交通サービスも街路の整備が前提ではありますけれども、この新たな街路整備に基づいたデマンド交通や循環バス、それから路線バスの連携、その辺を今後模索していく必要があるのではないかとこのように思いますし、その沿線における買物や通院の利便性向上を今後検討していただいた上で図っていただきたいということを申し上げて、三つ目の質問にさせていただきます。

3番目の質問はマイナンバーカードの普及についてでございます。

マイナンバーカードについては全国的に取組をされております。マイナポイントが最大2万ポイント付与されるということで、マイナンバーカードの普及を促しているところでございますが、なかなかつかられない方もおられると。そのような方にお伺いしますと、もう高齢でそぎゃんとは要らんとされる方もいらっしゃるし、銀行口座とかマイナンバーカードの個人番号でいろんなもの全部国にばれてしまうとか、そういう方も中にはいらっしゃいます。そして、また、銀行口座等を持っておられない小さなお子さんとか、その辺がどうしてもネックになってくるのではないかとお思います。

そこで、マイナポイント、この2万ポイントの付与の対象となるマイナンバーカードの申請期

限が今年の2月末で一旦、一旦と言うとまだあるようなあれですが、終了しておりますけれども、今後の残りの普及対策と現在の発行状況を年代別にお伺いをいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の三つ目の御質問、マイナポイントの付与の対象となるマイナンバーカードの申請期限が2月末で終了したが、今後の普及対策と現在の発行状況を年代別に伺うにつきまして、お答えをします。

マイナポイント事業につきましては、マイナンバーカードの普及と消費活性化策としまして令和2年9月1日から開始されており、マイナンバーカードの取得に対して、電子決済で買物などに利用できるマイナポイントを受け取ることができます。

令和4年1月からは健康保険証の利用申込み、公金受取口座の登録に対してもポイントが受け取れるマイナポイント第2弾が実施されており、その対象となるマイナンバーカードの申請期限が本年2月末で終了したところです。

議員御質問の現在の年代別交付率につきましては、令和5年2月14日時点で、18歳未満が56.7%、18歳以上65歳未満が62.5%、65歳以上75歳未満が66.4%、75歳以上が50.2%という状況で、マイナンバーカードの交付率は、令和2年9月時点の19.18%から、令和5年2月末時点では63.87%へと大幅に増加しております。

今後、行政手続などにおきまして、町民の皆様の利便性向上のためにはマイナンバーカードの普及は必要不可欠であると考えております。町では、以前から、マイナンバーカードを用いたコンビニ交付サービスによる住民票などの各種証明書の交付手数料を窓口交付の場合と比べて50円安く設定しておりましたが、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、本年の2月1日からはさらに50円減額し、窓口での交付よりも100円安い料金としております。

また、先ほど吉村議員にもお答えしましたとおり、町内でコンビニエンスストアがない福田地区及び津森地区の二つの郵便局に証明書交付対応行政キオスク端末を設置し、3月7日からマイナンバーカードによる証明発行サービスを開始したところです。

これらのサービスにより、町民の皆様は、身近な窓口で申請書を書くことなく、また窓口で待つことなく証明書を受け取ることができるようになりました。

今後も引き続きマイナンバーカードの利点を広く周知していくことに加え、住民課窓口で交付申請手続に必要な写真撮影を行うなど、マイナンバーカードの申請に係る支援体制を継続し、さらなる普及促進に努めてまいります。

また、今後は、実際にマイナンバーカードを利用する機会を拡大していくことも重要だと考えております。そのため、現在、マイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化につきましては、国が進める情報基幹系システムの標準化、共通化と並行して進めており、あわせて、オンライン決済などの導入を図り、自宅に居ながらにして行政手続が完了するような仕組みづくりも進めてまいりたいと考えております。

さらに、全国の状況を見ますと、マイナンバーカードを図書館カードや避難所受付などに活用している自治体もあり、国もそうした先進事例の全国展開を目指すとしておりますので、本町に

おきましても様々な手続に活用できるよう検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） マイナンバーカードについて答弁いただきました。もう現状は、約64%の方が発行済みであると。あと残り36%の方が益城町でも持っておられていないということで、今後、カードの利便性といいますか、有効性等を当然PRしながら取り組んでいただくというのは当然でございます。

ただ、高齢者、もしくは小さなお子さん等、まだまだ普及率が低いようでございますので、町長が答弁されたとおり、支援体制も十分継続していただいてサービスに努めていただきたいというふうに思います。

一旦、2月でマイナンバーカードの2万ポイント付与の発行期限は終わりましたけれども、今後、また、そのカードの受け取りであったり、マイナポイントの申請手続というのも残っておりますので、ぜひ窓口による支援体制というのも継続して住民サービスに努めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問です。木山仮設団地の跡地利用についてでございます。

昨年9月の定例議会においても、木山仮設住宅の現状と今後についてということでお伺いをいたしました。いよいよ3月をもって仮設住宅の供用が終了するというようになっておりますが、この木山仮設団地の跡地利用については、関係法令等との整合性などを十分に考慮し、地域活性化につながるような有効的な土地利用を検討するというふうに答弁をいただいております。

そこで、この答弁の内容から、もう供用が3月末で終了すると、もう目の前に迫ってきておりますので、今現在、この跡地利用をどのような検討が進められているのか。また、取組が進んでいるのであれば、どのような方向性で検討がなされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の四つ目の御質問、木山仮設団地の跡地利用に関する検討状況につきましてお答えします。

木山仮設団地につきましては、地権者の方々の御理解と御協力を得て、平成28年度に建設して以降、7年近くもの間、被害者の方々に提供を続けてまいりましたが、令和5年3月末をもって閉鎖することとしております。

また、現在、本町では、益城町復興計画における再生期から発展期への転換期間ということから、震災前よりも発展し、活気ある町となっていくために、目標年次を令和8年度とする第6次益城町総合計画の第2期基本計画を策定中です。この第2期基本計画案では、市街化区域の北側に隣接しました木山仮設団地を含む新住宅エリアやその周辺を新たに復興推進エリアと位置づけて、復興に寄与する土地利用を積極的に推進し、人口ビジョンの達成や本町の発展を図るという考えを示しています。

このような考え方にに基づき、昨年9月の定例議会におきまして、木山仮設団地の跡地利用につ

きましては、関係法令などとの整合性などを十分に考慮し、地域活性化につながるような有効的な土地利用を検討するとの答弁を行ったところです。

現在、具体的な検討を進めていますが、その際、私が最も大切にしている思いは、町民の皆様が地域での暮らしを楽しめる町をつくりたいということです。本町は、交通便利性に優れ、豊かな自然やのどかな景観があり、おいしい農産物が取れるといった強みがある一方で、日々の暮らしを支える商業施設、ゆとりのある公園などが十分とは言えない状況であり、これらの充実を望む声も多くいただいております。

これから先、本町が真に住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちとなるためには、公共サービス、生活インフラ、道路交通網、商業機能、教育環境など、人々の暮らしに必要な都市機能のバランスをよりよく整えていくことで、町民の皆様が地域での暮らしを楽しめる環境をつくることこそ何より重要だと考えております。

それと同時に、熊本地震で減少した人口を回復しますとともに、居住地としての魅力を磨くことで、都市機能を維持、継続していくために必要な人口を増やしていく努力が求められます。木山仮設団地や土地の周辺には災害公営住宅や幼稚園などが立地しているほか、令和7年度には複合施設が完成予定でありますことから、住宅の集積を誘導する区域としてのポテンシャルが高いと感じております。

このような状況と、益城台地などの土地区画整理事業との連携や役割分担などを総合的に勘案しますと、木山仮設団地跡地及びその周辺エリアにつきましては、ゆとりのある暮らしをかなえる住宅分譲地や、ゆっくりと余暇を過ごせる公園、町民の皆様の豊かなライフスタイルを支える生活利便施設、主にこの三つを組み合わせました一体的な開発を第1候補として検討してまいりたいと考えており、こうした開発構想の実現可能性を探るための民間事業者へのアンケート調査も検討作業の一環として実施をしているところです。

そして、この発想の根底には創造的復興の考えがあります。県内で一番最後まで仮設団地として利用されたこの土地を従前の姿に戻す復旧よりも、町の未来を明るく輝かせるような姿へと進化させていくことで、創造的復興の考えに即したものであり、また、シンボルとなるものであると思っております。

このようなことから、開発エリアも木山仮設団地の跡地のみならず、より範囲を拡大させることも併せて検討しております。

一方で、木山仮設団地跡地及びその周辺は、現状では市街化調整区域に指定をされており、開発に関して様々な土地利用制限がありますので、開発に係る手法の検討も開発構想の検討と並行して進めてまいります。

いずれにせよ、この開発は本町を大きく飛躍させるプロジェクトとなる可能性を秘めていると認識しており、全庁を挙げて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

木山仮設団地、長きにわたって、この地震の後、町のために、また住民の皆様のために土地を

提供していただいて、今後、この土地をいかに有効に利用していくかと。地権者の方々の御理解も必要だとは思いますが、ぜひ、今、町長が答弁されたように、木山仮設住宅を含むエリアを復興推進エリアと位置づけて、住宅地であったり、公園、そして生活利便施設の三つを融合した一体的な開発を検討していきたいということでした。

非常に商業施設、特に益城町には大きなまとまった商業施設がない、飲食店もないというようなことが言われております。その辺も含めて、一緒に検討も進めていただきたいというふうに思います。

また、この周辺は益城町が全体的にネックであります市街化調整区域が多いということもありますので、開発には非常に高いハードルにはなるとは思いますけれども、ぜひ前向きに実現をしていただきたいとエールを送って私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

なお、11番野田議員から午後欠席する旨の届出がっております。

上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。3番の上村でございます。

今回も質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

4月に改選を控え、今任期中の本議会は全16回、今回が16回目の質問となります。今回も町民の皆様方からいただいた御意見や御要望、そして提案を質問させていただきます。眠くなる時間帯とは思いますが、よろしく願いいたします。

さて、本日は三つのことについて質問させていただきます。

1点目は、地域町有施設の案内板の設置について。そして2点目は、ヤクルトスワローズ村上宗隆選手と福田町民グラウンドの由縁について。そして3点目は、益城クリーンセンターの今後についての以上3点となります。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問の地域町有施設の案内板の設置について質問させていただきます。

地域には、校区の町民グラウンドをはじめ、益城町公民館の分館、地域避難公園などがあり、地域のイベントなどに活用され、地元の方をはじめ、校区外や町外の方々も訪れる機会も多くあります。

そのような地域の町有施設ですが、それぞれの施設の近くの方々からよく耳にいたしますのが、丸々グラウンドはどこですかとか、公民館分館はどこでしょうかとよく聞かれますという声。案内板もないから分からないんですよね。せめて一、二か所でも案内看板をつけることはできないんでしょうかねというもの。

私も実際周辺を歩き回ってみましたが、見事に所在を案内する看板というものは何もなく、それぞれの現地にそれぞれを表示する看板があるのみでした。

このような地域の町有施設は、もともとからそこに住まわれていらっしゃる方なら案内表示がなくても分かるものですが、新たに転入された方や、初めてそこを訪ねられる方には、案内表示の看板がなければ分かりにくいものだと思います。

また、自然災害の状況によっては、このような町有施設は避難場所も兼ねております。いつ何どきでも利用される方々が分かりやすいように案内看板を設置すべきと思いますが、どうでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問、避難場所も兼ねている避難地公園、校区町民グラウンド、公民館分館など、町有施設の案内板などの設置につきましてお答えをします。

町では、地域密着型の校区町民グラウンドや公民館分館、避難地公園などの町有施設につきましては、現地に施設案内看板を設置しておりますが、現地までの道路案内標識は設置していないため、町外にお住まいの方などが近隣にお住まいの方にお尋ねされることも考えられます。

議員御質問のとおり、避難地公園や校区町民グラウンドは、一時避難場所として、また、公民館分館は避難所として指定をしており、災害時など非常時にも使用いたしますことから、町民の皆様へ幅広く周知を図る必要があるものと考えております。

通常の施設利用に加え、災害時など非常時にも使用する施設でありますことから、今後、道路案内標識の設置が交通に与える影響や、近隣住民の皆様の見解も踏まえながら、道路案内の在り方について検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

今回、この看板について質問させていただきましたが、この件については十分に認識されているということですね。いついかなるときに襲い来るか分からない自然災害に対する避難場所の案内看板や、これから復興を迎え、様々な分野での交流人口の拡大を目指すこの町にとって、利用する人や訪れる人に対する案内看板の設置がいかに重要なものであるのか、熊本地震を経験したこの町だからこそ分かるものかと思えます。

答弁にありましたが、道路案内標識の設置が交通に与える影響や、近隣住民の見解を聞き検討を行うということですので、ぜひとも必要とする人に分かりやすい、よりよい設置ができますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、二つ目の質問のヤクルトスワローズ村上宗隆選手と福田町民グラウンドの由縁につ

いて。

ヤクルトスワローズ、村上宗隆選手、言わずと知れた若き日本を代表するプロ野球選手です。2000年2月生まれ、熊本市東区託麻南小学校の野球クラブで野球を始め、長嶺中学校時代は熊本東リトルシニアチームに在籍し、2011年4月の中学1年生時から2014年3月の中学3年生時まで、土日、祝日は福田町民グラウンドで熊本東リトルシニアチームで吉本監督さんの指導の下、野球の練習を行っていました。

福田町民グラウンドは、レフト方向120メートル、ライト方向85メートルです。練習当時、左打ちの村上選手の打球は、ネットを越え、畑や納屋の屋根へと飛んで、スレート屋根に穴を開けておりました。そのようなこともあり、吉本監督の指導の下でセンター方向打ちやレフト方向打ちを学んだものではないでしょうか。また、穴の空いた屋根の修理は保護者の方がされていたそうです。

ライト方向のネットの高さが2回、かさ上げがされましたが、それでもなおネット越えのボールが多くあったとのことで、村上選手のホームランを打つ天才的な能力は、福田町民グラウンドの中学3年間の練習において、足、腰、体、手首の使い方など様々なことを学んだのではないのでしょうかと、当時を知る近隣住民の方は懐かしそうに話していらっしゃいました。

福田町民グラウンドとこのような縁を持つ村上宗隆選手ですが、2017年、ドラフト1位でヤクルトスワローズ入団、2年目の2019年には、セ・リーグ3位の36本塁打をマークし新人王に輝き、2020年ベストナイン、2021年東京オリンピック侍ジャパンのメンバーに招集され、ホームランを打ち、優勝、金メダルに貢献。そして、2021年9月19日、史上最年少、21歳7か月で、通算100本塁打、チームのリーグ優勝に大きく貢献し、2022年の三冠王に決まりました。そして、2022年10月3日、56号のホームランを放ち、王貞治さんの持つホームラン記録を超えました。

ここ数日、侍ジャパン主力メンバーとして強化試合が行われておりましたが、ワールドベースボールクラシック、本日開幕することから、さらに期待が高まります。

このように輝かしい功績を積み上げ、今後の活躍への期待に非常に胸躍る選手です。

昨年9月、東京渋谷のNHKが福田町民グラウンドに取材に来られ、村上選手のホームランを打つ秘密や、穴が空いた納屋の修理をした屋根裏などをニュースウオッチで放送がなされました。その結果、村上選手の活躍のたびに、TBS、フジテレビ、朝日放送、読売、朝日、日刊スポーツなど多くのメディアが福田町民グラウンドへ取材に訪れ、村上選手が中学生の3年間、練習に打ち込んだグラウンドであるということが全国的に知れ渡るようになりました。

そこで1点伺います。このような縁を持つ村上選手と福田町民グラウンド、地域住民の方々からも要望があったことと思いますが、村上選手と福田町民グラウンドのゆかりの看板の設置など、グラウンドを管理する生涯学習分野だけではなく、交流人口の拡大など観光分野においてもアピールすべきと思いますが、いかがでしょうか。1回目の質問をいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問、村上宗隆選手と福田町民グラウンドのゆかりの看板設置など、管理する生涯学習分野だけではなく、交流人口の拡大など観光分野にお

いてもアピールすべきと思うがいかがかについてお答えをします。

御承知のとおり、ヤクルトスワローズで活躍中の村上選手は、昨シーズン、5打席連続本塁打や、平成生まれ初の三冠王を史上最年少で獲得し、さらに最終打席でのシーズン56本塁打は歴代2位、日本人選手ではあの王貞治選手の55本を超えて最多というすばらしい記録を残されています。

そのような輝かしい実績により、今月開催されるワールドベースボールクラシックの日本代表選手としても選出されており、活躍を期待しているところでしたが、昨日、スリーランホームランを打たれて非常に活躍をされています。ほっとしているところです。

議員が話されたとおり、村上選手は、中学時代に野球クラブの熊本東シニアでプレーされ、土日、祝日には福田町民グラウンドで練習をされており、当時から強打者で、グラウンドの防球ネットを越える打球を放っていたそうです。

また、先ほど出ました吉本監督につきましては、私、松本議員の高校時代の1年先輩ということで非常に縁があるなど、そして親近感も持っているところです。

福田町民グラウンドの入り口看板につきましては、先日、新しい看板を設置いたしました。グラウンドまでの道案内につきましては、今後、案内板の設置場所などを検討したいと考えております。

また、議員御質問の村上選手と福田町民グラウンドの由縁の看板設置につきましては、地元からも福田町民グラウンドを村上選手のゆかりの場所として発信したいとの要望をいただいております。町としましても積極的に発信したいと考えておりますので、庁内のワーキンググループにおきまして今後協議を重ねてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

看板の設置についてはワーキンググループで協議を重ねていくということですね。ぜひとも設置していただき、アピールすることで、観光分野等においてももっと活用をすべきと思うところです。

このワーキンググループで協議をされるということなのですが、質問した者として、その質問事項、その協議がどのように行われるのか、非常に内容が気になる場所でもあります。その内容というものが分かるすべというものは何かあるのでしょうか。例えば、取り組むことが決定なされれば、その動きというものはおのずと見えてくるために分かりますが、取組が難しいとか、ちょっと厳しい、そういうふうになった場合、その動きというものが見えませんので分かりません。しかし、その場合においても、どのような協議での審議内容であったか。また、どのようなことがネックとなり、取組が難しい、そういった結果となったのか。知りたいと思いますが、ワーキンググループでの協議内容は、例えばホームページなど、そういったところでも公開はなされるのでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の2回目、ワーキンググループでの協議

内容はホームページなどで公開されるのかにつきましてお答えをします。

まず、庁内ワーキンググループは、復興に向けたにぎわいづくりを組織横断的に進めるために、庁内の若手及び中堅職員が集まり、自らの業務経験や感性を生かしながら、所属を超えて、様々な課題への対策を検討する役割を担うものです。このため、ワーキンググループでの議論は事業立案の過程における参考となるもので、その検討内容自体をホームページなどで公開することは想定しておりません。

今回の村上選手と福田町民グラウンドのゆかりに関する看板設置の件につきましては、まずは村上選手の御意向を伺いますとともに、グラウンド周辺の地域住民の皆様や関係団体などと意見交換を行うなど、検討を進め、その結果につきましては、しっかりと説明責任を果たしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。ワーキンググループでの協議内容、結果、そういったものについては、あくまで事業立案の過程において参考とするものであるため、公開することは想定していないということで分かりました。

以前にも幾度か、観光資源になり得るものや観光資源の利活用について質問をさせていただきましたが、この村上選手と福田町民グラウンドの由縁についても、立派な観光資源であり、ファンの方がその由来の地を訪ね歩く聖地巡礼と言われるものや、大きな夢を持った少年野球チームの利用の大幅増など、交流人口の拡大にもつながり、ひいては地域活性化の一翼を担う可能性も秘めております。

今回の看板設置について、まずは答弁の中で、村上選手本人の意向を伺うとともに、地域の方々や関係団体との意見交換など、そういったことの検討を進め、その結果については説明を行うということですので、分かりました。

ただ、こういった双方にとってウィン・ウインの関係となるものであれば、この町の観光資源を一つでも増やし、経済効果や地域活性化に向けて活用するんだと。そういった貪欲な姿勢を持って取り組んでいただきたい、そう思います。ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問の益城クリーンセンターの今後について、質問させていただきます。

益城クリーンセンターも老朽化が進み、クリーンセンターとしての役目を終える時期も近づいてきたものと思われまます。

現在、上益城5町により民間事業者2社との一般廃棄物処理施設の整備に関する覚書が締結されており、これから少しずつ進んでいくものと思われまます。

なお、覚書を締結した民間事業者のうちの1社である一般廃棄物処理施設の整備、管理などを手がける大栄環境株式会社グループの運営する和泉リサイクル環境公園と三重リサイクルセンターを本町議会でも昨年視察をしてきました。最終処分場を活用した四季折々の花が咲き乱れる花の農場から、様々なスポーツに対応できる多目的グラウンドまで整備され、年間来場35万人を誇る憩いの空間としての環境公園、そして、多種多様な廃棄物の処理を可能にするプラントの集結や、処理対象物質を電気抵抗ジュール熱で高温加熱、熔融部の中心温度を1,600度まで上昇させ、

ダイオキシン類を高温熱分解させるジオメルト焼却炉など、独自の方法で資源や自然環境への取組、周辺環境への配慮などを確認してきたところです。

この5町のごみ処理施設の動きも気にならないではありませんが、まずは現在の益城クリーンセンターの今後の動きが気になるところです。益城町、嘉島町、西原村で構成された、益城、嘉島、西原環境衛生組合での所有、運営というふうになっておりますが、所在というものは益城町にあります。

そこで、4点伺います。

1点目、クリーンセンター建屋については耐用年数の期限があるかと思いますが、今後の動きというものはどうなっておりますでしょうか。

そして、2点目、クリーンセンターとしての役目を終えた場合、解体等はきちんと実施され、更地となるのでしょうか。

そして、3点目、以前、最終処分もなされてきたと思いますが、埋設というものはあるのでしょうか。

4点目、最終的活用として、公園化してはどうでしょうか。

以上4点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の三つ目の御質問の1点目、クリーンセンター建屋については耐用年数の期限もあるため、今後のクリーンセンターの動きについて伺うにつきまして、おえをします。

焼却施設の耐用年数はおおむね20年から30年とされておりますが、益城クリーンセンターは供用開始から既に35年が経過しております。そのため、令和7年度からの熊本市への可燃ごみの処理委託に向け、熊本市及び関係町村、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、御船地区衛生施設組合との間で協議を進めているところです。

また、今後のクリーンセンターにつきましては、現在、御船町に建設が計画されている一般廃棄物処理施設が完成するまでは、資源ごみ、不燃ごみなどの一時保管場所として活用する予定となっております。

次に、三つ目の御質問の2点目、クリーンセンターとしての役目を終えた場合、解体などはきちんと実施され更地となるのかにつきましてお答えします。

現在のクリーンセンターが役目を終えた後の解体及び跡地の整備につきましては、今後、組合構成町村である嘉島町、西原村と協議してまいります。

次に、三つ目の御質問の3点目、以前最終処分もされてきたと思うが、埋設があるのかにつきましてお答えします。

昭和47年11月から平成10年3月まで、施設内の最終処分場で焼却灰などの埋立て処分を行っていましたが、それ以降は施設内での埋立て処分は行っておりません。

最後に、三つ目の御質問の4点目、最終的活用として公園化してはどうかにつきましてお答えします。

昨年、町議会議員の視察研修としまして、大阪府和泉市にある埋立て処分場の跡地を利用して整備されました和泉リサイクル環境公園を見に行かれたと伺っております。約7万6,000平方メートルの園内の中には、四季折々の花が咲き乱れる農園エリアのほか、ハーブ園、日本庭園、多目的グラウンドなどがあり、市民の皆様の憩いの場として機能している本当に素晴らしい公園だったとお聞きしました。

クリーンセンター跡地の利活用につきましては、現時点で具体的な検討を進めているわけではありませんが、議員から御提案いただいた公園化も含め、組合構成町村である嘉島町、西原村と慎重に協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1点目につきましては、クリーンセンター建屋の中で、焼却施設は供用開始から35年が経過していると。おおむねの耐用年数というものが20年から30年、これを大きく超えていることもあり、令和7年度からは熊本市への可燃物の処理委託に向けて協議を進めているということですよ。

これとは別にクリーンセンターそのものについては、現在、5町で計画している一般廃棄物処理施設が整備されるまでの間、この間については、可燃物以外の不燃ごみや資源ごみの一時保管場所として活用予定であるということでした。

そして、ちょっと2点目は置いておきまして、3点目については、埋設、これについては、現在行われてはいないが、昭和47年から約26年間にわたっては焼却灰等の埋立て処分が行われていたということですから、この地には、最終処分に当たる灰や不燃粉砕ごみ、こういったものの埋設があるということでした。

このことから、何にでも自由に転用、そして応用がきく、そういう土地ではないかと、そういうふうに思います。

4点目については、町長も昨年の議員視察の内容というものをしっかりと把握されていらっしゃるようで、公園化された最終処分場が市民の憩いの場として機能している、そのよさというものを十分に御理解されているように思います。

現在、厳しい規制のかかった第二空港線、これを大きく扱うことができない現状において、この地というものは、益城町への誘客を図る上で十分に導入部分となり得るものだと思います。

焼却灰等の埋立て処分の地でもあります。そのようなイメージを払拭するような、美しく、花咲き誇る、人々が訪れたいような、それでいて、この益城町に興味を持っていただけるような公園化をぜひとも目指していただきたいと思います。

そして、前後しましたが、2点目について、役目を終えた施設の解体及び跡地整備に関しては、今後、組合構成町村の嘉島町、西原村と協議をしていくということでした。4点目の公園化についてもそうなんですけど、もちろん、それ以前の組合協議があつてのことではありますので、しっかりと協議をお願いしたいところです。

そして、2点目の中での解体についてですが、全国を見渡してみますと、中には解体費の工面がつかないということでそのまま放置されているクリーンセンターというものもあると耳にして

おります。跡地を活用する上においても、これだけは絶対に避けなければなりません。

2回目の質問ですが、組合において、先々の解体等を視野に入れた積立金、こういったものがあるのでしょうか。また、それはそれで十分に賄えるものでしょうか、どうでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の三つ目の御質問の2回目、組合において先々の解体などを視野に入れた積立金はあるのか。また、あるとすればそれで十分賄えるのかについてお答えします。

現在、解体などを目的とした積立金はなく、令和3年度の決算時におきまして、埋設施設建設基金が約1億3,000万円、ごみ処理施設建設基金が約2億5,000万円、合計で約3億8,000万円の残高があります。一方で、解体費用は概算で5億円から6億円程度が必要と見込まれるとのことですので、解体費用の捻出は課題の一つと認識をしております。

議員が懸念されておられるような、施設がそのまま解体できずに残ってしまう事態を防ぐためには、解体費用の捻出をはじめ、解体のための備えを前もって進めておくことが重要です。町としましても、施設が滞りなく解体を完了できるよう、組合や構成自治体と連携をしまして、課題の整理や対応策の検討などを行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。嘉島町とは上益城5町として同じ計画を進めていますが、西原村については熊本市と計画を進めていくというふうに聞いており、クリーンセンターの今後というものが気になるところでした。その時期が来れば、滞りなく更地へと解体できるように、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合へと提案をいただいて、協議や検討、そして費用捻出のために備えを進めていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。8番日本共産党の甲斐康之でございます。本日最後の質問です。しばらく御辛抱願います。

気候も緩んでまいりました。しかし、私たちの暮らしは、相次ぐ物価高騰で、財布は緩むことはなく、ますます固く締まるばかりです。これでは経済はよくなりません。

岸田政権が進めている敵基地攻撃能力保有と大軍拡の内容が危険極まるものであります。専守防衛を完全に投げ捨て、相手国の奥深くまで届くミサイルを保有、配備しようとしています。

今、全国300の自衛隊基地の強靱化が行われようとしています。健軍駐屯地、高遊原分屯地などの強靱化計画があるほか、健軍駐屯地などでの主要司令部の地下化が計画されています。平和憲法を生かした外交ビジョンで戦争しない国に変えなければなりません。

本日3月8日は国際女性デーでございます。ニューヨークで女性の参政権を求めて起こした運動が起源とされ、1975年、国連によって正式に定められました。女性の地位向上と社会参加の促進を目指す日として位置づけられています。

本日の熊日新聞に、都道府県ジェンダー平等度分析の記事が出ています。熊本は、政治分野では、女性が市町村議会に占める割合は全国で38番目と低くなっています。行政分野でも40番目と低く、益城町でも、女性の管理職登用やパート保育士等の待遇改善を進める課題があるのではと考えています。

今回の私の質問は、1番、災害公営住宅の家賃増額と退去義務の見直し、改善を求める。2点目、移動手段としての町内を巡回するコミュニティバスの運行開始を求める。この2点について行います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、質問の1番目であり、災害公営住宅の家賃増額と退去義務の見直し、改善を求めるについて質問いたします。

2016年4月に発生した熊本地震から7年が経過しようとしています。地震により、町民の多くが住宅被害を受けました。住宅の被害は全壊が3,026棟、大規模半壊が791棟、半壊が2,442棟、一部損壊が4,325棟の合計1万584棟に上ります。住宅に住めなくなった被災者は、町総合体育館や学校体育館などの指定避難所や一般の避難所に一時避難を行いました。その後、プレハブの建設型応急仮設やみなし仮設住宅での避難生活を送ることになります。

その後、再建の条件がそろった被災者は、自宅を建築し、再建しておりますが、自力の住宅再建が難しい被災者は災害公営住宅に入居しています。災害公営住宅は、地方公共団体が災害により滅失した住宅に居住していた者で、自力での住宅再建が難しい方に賃貸するため、公営住宅法に基づき建設等を行うものであるとされています。19団地、671棟が整備されました。

入居の条件としては、1点目、入居資格として、住家を失い、住宅に困窮している方が入居対象となる。

2点、災害公営住宅であるが、3年間経過後は通常の公営住宅と同じ扱いになること。その時点で、収入超過世帯は退去していただくことが必要となる場合もある。

3、家賃については、家賃を支払う必要がある。家賃の額は入居者の収入や住宅の広さなどによって異なる。

4、家賃の目安は、入居世帯の政令月収、住宅の規模、構造、利便性などによって定められ、市町村が決定をする。家賃のほかに、共益費、光熱費、退去時の原状回復費などの負担がある。

このようなことが定められています。

最近、私の元に、令和2年度に入居されている方から、家賃退去義務について問合せがありました。相談の内容は、今年入居後3年経過する。家賃の増額と退去努力義務が発生するのではないかと。政令月収の計算が分からない。家賃区分がよく分からない。収入が安定しておらず、今は区分4以下だと思う。収入が増えた場合、家賃が増額し、退去義務を求められるのか。一生ここに住み続けたい。収入超過者の家賃例として、家賃上限が約10万1,000円となっているが、これで打切りとなるのかなど、多種に及びました。

これら入居者の声が寄せられたので、今回、質問として取り上げた次第です。

入居者の方が心配していることは、収入超過世帯と言われる区分5以上の世帯は、入居から3年が経過し、4年目になると、家賃が増額し、住居の退去努力義務が生じる。5年目になるとさらに家賃が増額し、住居の明渡し義務が生じる。このようになっていることから、今の状況では安心して住み続けることができない。

この公営住宅法は、被災者が自立するためにはあまりにも短期間であると考えます。町営災害住宅となっている以上、家賃の決定権は自治体である町にあります。新型コロナ感染で、生活様式の変化や相次ぐ物価高騰で生活が苦しい中、家賃増額と退去義務について見直しを求める声に応えるべく、被災者支援の観点からも改善に取り組むべきではないか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐康之議員の一つ目の御質問、熊本地震により、災害公営住宅に入居されている収入超過世帯に対し、被災者支援の観点から、家賃増額と退去義務について見直しに取り組むべきではないかについてお答えをします。

本町の町営住宅につきましては、公営住宅法に基づき、整備及び管理運営を行っております。基本的に、住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で住宅を提供するという目的から、入居後一定期間を経た後は、収入超過者には住宅の明渡しを努めていただき、さらに高額所得者につきましては明渡し義務が生じることとなります。

具体的には、議員御指摘のとおり、入居から3年を経過し4年目になると、収入超過者とみなされる政令月収、区分5以上、15万8,000円以上の世帯につきましては、家賃の増額が発生し、併せて退去努力義務が生じることとなります。また、5年以上になりますと、住居明渡しの義務が発生することとなります。

なお、60歳以上のみで構成される世帯などの裁量階層に該当する場合は、政令月収21万4,000円以下のときは、割増し賃料及び明渡し義務の対象から外れることになっております。

その上で、災害公営住宅につきましては、熊本地震により住宅を滅失し、自力では住宅再建ができない方を対象としまして入居申込みを受け付けており、本来、町営住宅入居者は、月額所得15万8,000円以下でなければ申請ができないところを、国の制度を活用し、災害時の入居時収入基準の緩和を行い、入居を承認しているところでございます。

また、家賃につきましても、町営住宅と同様に公営住宅法の基準に基づきまして、入居されている方の収入と部屋の広さなどにより決定されるもので、同種の民間賃貸住宅と比較しまして低

廉なものとなっております。

このような制度により運用している災害公営住宅ですが、議員御指摘の昨今の物価高騰により生活の厳しさが増す中で、被災者支援の観点から、家賃増額や退去義務につきまして改善を図るべきではないかとの趣旨につきましては、私も重々理解をするところです。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この制度は公営住宅法に基づく制度でありますことから、町の考えだけで見直せるものではないということにつきましてぜひ御理解いただければと思います。

その上で、町では、災害公営住宅に入居される方の御負担を極力軽減するために、収入再認定申請による収入の適宜見直しを行っており、国の災害公営住宅家賃低廉化事業の制度を活用しまして家賃負担の軽減を図るなど、できる限りの対応を行っているところです。

制度上、基準の見直しは難しいところですが、町としましてはできる限りの支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供する。政令月収15万8,001円以上は収入超過者である。そして、家賃増額と退去義務が生じる。ただし、裁量階層というのがあって、同居入居者が60歳以上または18歳未満である。さらに障害者の方が入居されている場合、政令月収である21万4,000円以下であれば家賃増額と退去義務は生じない。本来は15万8,000円以下でないと入居できないのに、被災者ということで特に入居を認めているんだと。家賃の増額や退去義務の改善対応は、国の法律に基づく制度であり、町では見直せない。

このような答弁と受け取ります。残念な答弁だと思います。

町営住宅の家賃等については、益城町営住宅条例により、事業主体である町が決定する、このように定められています。家賃の増額は困る。なおさら退去義務があることについては困る。このような意見が寄せられています。

このような問合せがあったことから、私は、災害公営住宅に入居されておられる世帯を対象に、現在の全世帯にアンケートを行いました。たくさんの御意見が寄せられました。その中から、家賃の増額については、今の家賃について、ほぼ満足していると回答された方は62%、高いと回答された方は38%となっています。家賃が増額されることについて知っていたと回答された方が48%、知らなかったが52%とほぼ同数です。家賃の増額、退去義務について、8割の方が反対と回答しました。

アンケートの主な意見では、子育て世帯の方で、家賃が倍になる、子どもたちが中学校を卒業したら益城から出たい。災害住宅では、高齢者ばかりになり、若い人がいなくなる。若い人が住みやすい団地はないのか。政令月収の世帯所得の表現が分かりづらい。家賃が増額になり、退去義務もあるならば、何のための災害公営住宅か分からない。東日本との比較はどうか。月収15万8,001円は収入超過世帯とのことだが、何の基準で超過とみなしているのかなどの意見が寄せられました。

町は、復旧復興期間として、平成35年、令和5年度から、再生期から発展期へと位置づけています。インフラ整備は徐々に進んでいるように思いますが、被災者の生活環境の整備という点では、発展期に対応できているのか疑問であります。

復興に向けたプロジェクトは、被災者一人一人に寄り添い、一人も置き去りにすることなく、全員で復興を成し遂げるという決意を込め、一人一人の復興プロジェクトを第一に掲げ、実現を目指す、このように示されています。

再三言いますが、災害公営住宅入居者において、政令月収15万8,000円以下の世帯は入居を承認している。それ以上の収入がある世帯でも、災害により住宅が滅失したのだから特別に入居を認める。しかし、4年目からは家賃は増額しますよ。住宅を明け渡す義務が生じますよ。このような被災者への対応となっています。

そもそも自力再建が困難な被災者の方たちが入居しています。安心して住み続けられるような施策を行うべきであると考えます。

1点目、世帯の政令月収15万8,000円以上は収入超過世帯とみなしています。私は、収入超過とはとても思いません。町はどう考えますか。現時点で、区分5以上、区分8の対象世帯は49世帯いると聞いています。今後の所得により区分が変わることもある。

2点、収入超過世帯の家賃上限は月額10万1,000円となっていますが、近傍住宅家賃を算定するのでさらに増額されると聞きました。近傍家賃とは何かについてお聞きします。

3点、区分1から区分4までの世帯は、所得が増えない限り、家賃増額、住居退去義務はないと考えてよいですか。

4点目、家賃増額、退去義務のある世帯からの問合せ、意見は町に届いていますか。どのような意見ですか。

5点、東日本では一定期間家賃低減事業を取り入れています。政令月収15万8,001円以上の入居者は、3年までは本来の家賃です。4年目から8年目までの5年間は据え置き、9年目から本来家賃から近傍家賃へ引き上げる、このような負担軽減の延長がなされています。そもそも災害公営住宅に入居できるのは、住家を失い、自力再建が困難と判断された被災者であります。せっかく入居が認められ、安住の家に住むことができたのに、4年目から家賃の増額、退去義務では心配しなくてはならない。自宅再建ができるようになるためには、もともと再建できるだけの蓄えがあった方、親族等の支援、銀行等からの住宅ローンが借入れできる条件がある人に限られません。年齢的な制限もあり、再建が困難視される方が多いのではないかと、このように思います。

総合計画では、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちとあります。被災者が安心して住み続けられるよう、住宅条件の緩和を進め、負担軽減の施策を行うよう求めて、2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、自力再建が困難な被災者の方が入居していることから、新型コロナによる生活環境の変化、物価高騰による生活苦などから、安心して住み続けられるような施策を行うべきではないかについてお答えをします。

まず、1点目の政令月収15万8,001円以上は収入超過者とみなしているが、私は収入超過とはとても思わない。町はどう考えているか。また、対象世帯は何世帯あるかにつきましては、家賃を決定するための政令月収の算定は、国から示されている基準により、世帯の入居者全員の収入の合計から世帯における基礎控除額などの経費を差し引いて算定しており、議員御指摘のとおり、15万8,001円以上の世帯を収入超過者としております。ただし、裁量階層に該当する場合は、政令月収21万4,001円以上が収入超過者となります。

また、令和5年4月から収入超過者の対象となる世帯につきましては、平成31年3月1日から入居を開始しております田原第2団地、畑中団地及び砥川第1団地の平屋建て災害公営住宅が対象となりますが、3団地36世帯のうち、2世帯で割増し賃料が発生することとなります。

なお、令和6年度から収入超過者の対象となります鉄筋コンクリート5階建ての災害公営住宅につきましては、令和4年中の世帯収入を基に家賃を算定することとなりますので、現時点では対象世帯数をお答えすることはできません。

次に、2点目の収入超過世帯の家賃例が、家賃上限は月約10万1,000円となっているが、近傍住宅家賃を算定するためさらに増額されると聞いた、近傍家賃とは何かにつきましては、議員御質問の家賃上限額は、災害公営住宅入居者の説明会時の資料に世帯家賃の参考例として掲載していたものです。また、収入超過者及び高額所得者につきましては、近傍同種住宅の家賃が上限値となり、収入区分と入居年数に応じまして割増し賃料を算定することとなっております。

議員御質問の近傍同種住宅家賃とは、当該公営住宅と同等の民間賃貸住宅の賃料であり、住宅の建設費用などの基礎額から経過年数に応じた原価相当額を除いて算定される家賃のことです。

次に、3点目の区分1から区分4までの世帯は家賃増額、住民退去義務はないと考えてよいのかにつきましては、政令月収の区分1から4に該当する場合は、前年度から区分に変更がなければ家賃の増額は発生せず、また、区分5以上でなければ、割増し賃料及び明渡し義務は生じません。

次に、4点目の家賃増額、退去義務のある世帯からの問合せ、意見は町に届いていますか。また、どのような意見かにつきましては、これまで1件の問合せがっており、その内容につきましては、収入超過者に該当することによる割増し賃料及び退去義務に関する相談でありましたため、政令月収区分や家賃の決定方法、裁量階層などにつきまして説明するとともに、収入超過者となる場合には、割増し賃料と併せて退去努力義務が生じることを御説明申し上げております。

最後に、5点目の東日本では一定期間家賃低減事業を取り入れています。そのような負担軽減の取組を考えていないかにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、本町では、熊本地震により災害公営住宅に入居された方の御負担を極力軽減するために、国の災害公営住宅家賃低廉化事業の制度を活用しまして家賃負担の軽減を図るなど、できる限りの対応を行っているところであります。

議員御指摘の東日本の取組につきましては承知しておりますが、本町を含め、熊本地震に伴い災害公営住宅を建設した自治体におきましては、公営住宅法に基づく運用を行っており、収入超

過に対する基準の見直しは難しいと考えております。しかしながら、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供するという基本的な目的を常に念頭に、今後も町としてできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今の答弁ですが、やはり、もっと被災者に寄り添った姿勢を持つべきだというふうに考えます。

東北での災害公営住宅の家賃低廉事業の延長及び収入超過者の負担軽減についての取組は、災害公営住宅入居者の生活の安定を取り戻すには時間を要するものと思われまます。家賃負担軽減の延長が求められています。

この取組を実施することで、東北では市の財政への減額が見込まれるが、住宅を失うなどの甚大な被害を受けた災害公営住宅入居者の負担軽減により、生活の安定が図られる効果があると、こういうふうにされています。そのためにも、ここ益城町でも県や国土交通省に強く働きかけることを求めて、3回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員の一つ目の御質問の3回目、様々な今、国に対する要望等がありました。被災3県宛てに家賃の低廉化というのを文章あたりも拝見しましたが、やはり東北につきましては、集団移転であったりとか、災害の規模であったりとか、東北についても3県のみかなということでは、集団移転があったりとかありますので、そこ辺りもしっかりと、通常のコロナで、今、困られて、災害公営住宅に入りたいという方もいらっしゃいます。もっと収入が低くて入りたいということもあります。公営住宅法の中身からすると、そういった方たちにも考えていかなければいけない。そして、何より3年間はそこ辺りもしっかり見てやってやるということで、公平性の観点あたりも踏まえながら、またやっていきたいと。

とにかく、やはり非常に困窮されている方はいっぱいいらっしゃいます。そちらのほうにはしっかりと対応しながら、また取り組んでいきたいということで思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 3回目の御答弁、ありがとうございました。やはり3年間では短か過ぎるというふうに考えています。できるだけ町長は被災者に寄り添って、少しでも改善されるようなことを取り組んでいただきたい。特にこれについては、県とか国に呼びかけていただきたいというふうに思います。

次に、第2問目の質問について質問をいたします。

質問2は、移動手段としての町内を巡回するコミュニティバスの運行開始を求める。これについて行います。

団地内や集落を巡回するコミュニティバスの運行については、これまでも運行開始を私は求めてきました。高齢者が運転する車両による交通事故が連日のように報道されています。社会的にも問題視されています。団塊世代が75歳になってきます。高齢者が増加してきます。高齢者の事故として、アクセルとブレーキの踏み間違いが多いとされています。家族から免許返上を求め

られ、やむなく運転免許証を返上する高齢者が増加しております。

高齢者からの移動交通手段として、コミュニティバスの運行を求める声があります。私たちが行ったアンケートにも、巡回バスの運行を求める意見が多く寄せられています。病院や買物などの手助けとなる、安価で便利な移動手段の実現を求めます。

現在、木山産交から町内の中心部を東西に貫き、熊本市へ通ずる唯一の幹線公共交通である路線バスがあります。それから、役場仮庁舎から災害公営住宅を回るルートとして、木山・広安循環乗り合い路線バスが令和2年8月から運行されていますが、広安地区の住宅や、広崎、馬水、安永などの災害公営住宅、役場が移転することで、ルートが継続するのか。

小まめに住宅内を循環するワゴンタイプの乗用車を活用したコミュニティバスを望む声が上がっています。巡回バスを希望する意見として、災害公営住宅に入居しておられる80代の女性からは、幹線道路の路線バスに乗るには歩いて15分から20分ほどかかる。病院、スーパーへ行く場合もタクシーを使っている。タクシー券をもらっているが、数回の利用でなくなってしまうので、家計への負担が重い。歩いて数分で乗れる手段で安価な移動手段を実現してほしい。このような意見です。

車を持たない高齢者の方たちの病院、買物を手助けする手段は重要です。団塊世代が後期高齢者となってきました。高齢者が増加してまいります。高齢者福祉のための施策が自治体によってますます求められてきます。外出する機会が減ることで、家に閉じこもる、人との交流が減り、認知症、鬱などの発症が増加する要因となります。

第6次総合計画のまちづくりの大綱の1として、住まい、生活環境の整備があります。2として、保健、医療、福祉の充実であります。高齢者福祉の推進とうたっています。近隣のほかの自治体ではコミュニティバスの運行を続けています。ぜひ、当町でも身近に巡回する運行手段を構築するよう求めて、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、団地内や集落を巡回するコミュニティバスの運行について、高齢者の運転免許証返納などにより移動手段の確保が求められているため、病院や買物などの手助けとなる安価で便利な移動手段の実現を求めるにつきましてお答えをします。

現在、本町では、市街化区域であります木山地区や広安地区で、土地区画整理事業や県道4車線化整備事業、町道4路線の街路整備事業などの都市計画事業が目に見える形で進捗しており、町民の皆様も状況の変化を実感しておられることと思います。

一方、この市街地におきましても、高齢者人口は今後増加していくことが予想され、また、郊外部では、高齢化率がさらに高くなる状況において、運転免許証返納などにより自家用車を使えなくなっても快適に暮らせるまちづくりが必要であると考えております。

このため、高齢者の方々も安心して暮らしていただけるよう、路線バスをはじめとする公共交通の充実を図るため、令和3年3月に益城町地域公共交通計画を策定したところです。

本計画の策定時には、アンケート調査や公共交通利用者へのヒアリングなどを行い、町民の皆

様の移動特性、地域公共交通の問題点や課題を整理しております。

将来的なネットワークイメージとしまして、木山及び広安地区におきましては、街路の整備状況に合わせた市街地循環バスの充実や、市街地コミュニティ交通の導入、飯野、福田及び津森校区におきましては、デマンド交通の充実や導入を実施していくこととしております。

この計画に基づき、本年度は、福田校区におきまして乗り合いタクシーの指定停留所の追加や増便を行い、また、津森地区では新たに乗り合いタクシーを導入するなど、高齢者を含む交通弱者の方々の利便性向上を図ってきたところです。

一方、地域公共交通の改善、充実には多額の予算が必要となります。例えば、近隣自治体のコミュニティバスでは、導入状況にもよりますが、2,000万円程度から、多いところでは7,000万円の負担が発生している状況です。このため、財政負担を考慮しつつ、高齢者の移動環境を改善するため、御厚意で寄附いただいたワゴン車の活用を図りますとともに、引き続き住民ニーズを踏まえながら、町民の皆様の日常生活や来訪者の移動を支える持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今の答弁では、地域公共交通計画を策定し、木山、広安地区では街路の整備に合わせた市街地循環バスの充実。コミュニティ交通の導入、飯野、福田、津森地区はデマンド交通の充実、増便を実施していくこととしている。御厚意で寄附いただいたワゴン車の活用を図る。これはそこに置いてある車だと思いますけれども、なかなか10人乗りということで、ちょうどいいなというふうに思いました。これが巡回ワゴン車として活用されることを期待したいと思います。

住民ニーズを踏まえて、持続可能な地域交通ネットワークの構築や充実に努めたい、このような答弁でありました。

町では、災害公営住宅や広崎西地区の宅地造成、宮園の宅地造成が行われ、新住宅エリアがつくられます。令和2年8月から経路地及び名称を変更して、木山、広安地区の循環乗り合い路線バスとして、左回り、右回りの2路線が運行され、木山から桜町バスターミナルまでの路線に接続をしています。

令和4年6月の地域公共交通会議では、令和4年10月から令和5年9月まで、この1年間の利用者数を、計画では年間6万8,900人、計画期間である令和5年度から7年度の3年間で20万7,700人以上とする目標が掲げられています。運行開始から今までの利用者はどのぐらいになっていますか、伺います。

利用者を増加させるためには、小まめに住宅地を巡回するコミュニティバスの運行の充実で、住宅内や、高齢者が49%にも上る災害公営住宅を回るルートを開設して、地域住民の生活手段の構築を図っていただきたいと思います。

2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の2回目、木山、広安地区の循環乗り合

いバスの利用者数を計画では年間6万8,900人とする目標が図られています。現在の利用者はどのくらいになっているのか。利用者を増加させるには、小まめに巡回するコミュニティバスの運行を充実して、住宅内や、高齢者が49%にも上る災害公営住宅を回るルートを開設して、地域住民の交通手段の構築を図っていただきたいにつきましてお答えします。

議員御指摘の木山・広安循環線の年間6万8,900人の目標値は、アンケート調査などにより、木山、広安地区の通学、通勤、高齢者の買物や病院などによる利用者を、利用率を見込み設定したものです。また、計画期間は令和4年10月から令和5年9月までで、令和5年度の生活交通確保維持改善計画の目標値となります。

議員御質問の現在の利用状況につきまして、令和3年10月から令和4年9月までの状況は、年間4万2,000人の目標に対しまして、実績は3,773人と大きく下回っております。これは、新型コロナウイルスの影響も考えられますが、輸送実績と目標値の差が大きいため、今年1月に開催しました益城町地域公共交通会議におきまして、目標値の算出方法の見直しにつきまして検討を行っていくこととしております。

この木山・広安循環線は、災害公営住宅をカバーするルートとして運行しておりますが、災害公営住宅の広崎第2団地や安永団地ではバス停までの距離が1キロメートル程度あり、少し遠くなっております。これらの災害公営住宅を通るルートを設定する場合は住宅地内の狭隘道路を通ることになり、小型車両での運行が必要となりますが、木山、広安地区ではある程度の輸送量を確保する必要があるため、小型車両では難しいのではないかと考えております。

このため、木山・広安循環線の見直しに当たりましては、益城台地の土地区画整理事業や都市計画道路整備の進捗状況を踏まえながら、運行ルートを柔軟に変更するなどの対応策を検討してまいります。

また、運転免許証返納に伴い、自家用車から公共交通に切り替える場合、バスの乗り方が分からない、不安であるなどの御意見をいただくことがありますので、路線の整備やルートの見直しと併せまして、利用者の皆様の不安を取り除くようなソフト面での対応につきましても検討を行い、町民の皆様が利用しやすい公共交通機関の環境整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 現在の木山・広安循環路線乗り合い、路線バスが運行されていますが、令和3年10月から令和4年9月までの利用実績は、目標4万2,000人に対して3,773人、目標の1割にも達していません。なおさら令和4年10月から令和5年9月までの利用者数を6万8,900人としています。達成見込みは厳しいのではないのでしょうか。

これは、ルートや場所にも問題があると思われ。現在運行の通常サイズのバスは、住宅前の狭隘道路への運行には適さないと。ワゴン車の寄附を受けたとのことですが、寄附された方は小まめに回れる車両として活用を望んでいるのではないかと。思っております。

5年度の予算で、広安地区コミュニティ交通運行モデル業務委託料200万円が計上されています。将来、益城台地の土地区画整理事業や都市計画道路が整備されることとなります。運行ルートの検討などを行って、高齢者が気軽に利用しやすいようなコミュニティバスを運行させること

を求めて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 2 時59分

3 月 9 日（木曜日）

令和5年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集
2. 令和5年3月9日午前10時00分開議
3. 令和5年3月9日午後2時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 12番 宮崎金次議員
- 11番 野田祐士議員
- 9番 榮 正敏議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮 正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本 貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田 浩君	会計管理者	深江健一君
総務課長	塘田 仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木 薫君
福祉課審議員	中村康広君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永 昇君	産業振興課長	松本浩治君

建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君
復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に宮崎金次議員、2番目に野田祐土議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 皆さんおはようございます。12番宮崎です。

本日は、年度末のお忙しい時期にもかかわらず、また、コロナの時期でもございますが、町政に関心を持っていただき、わざわざ議会の傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の2日目でございます。議員の皆さん、執行部の皆さんもややお疲れのことかとは思いますが、町民の皆さんからの要望であります本日質問します3点について質問をさせていただきます。

まず、質問の第1点目は、安永中井手排水ポンプ工事について、2点目は、益城台地西地区区画整理と道路問題、3点目は、都市計画道路第2南北線工事の実績について、この3点について本日は質問をさせていただきます。

では、質問席に移動します。

質問に入る前に資料について御説明します。お手元に配付した資料が3枚ございますが、まず、資料1は、安永中井手排水ポンプ工事について、全体が分かるような地図を配付させていただいております。それから2番目が、益城台地西地区区画整理と道路問題ということで、若干手描きで分かりづらいかと思いますが、高速道路と西地区の状況について地図を添付したやつであります。それから、3枚目が都市計画道路第2南北線工事の実績等ということで、ちょっと横書きで分かりづらいところもございますが、質問の間、これを見ていただくと非常に分かりやすいかなと思いますので、参考によろしく願います。

では、早速質問のほうに入らせていただきます。

皆さんも既に御承知のように、安永の1・2町内を流れる中井手の流域は、熊本地震により1メートル数十センチ以上も地面が沈下し、それに対し秋津川は数十センチの沈下であったことから、中井手から秋津川への流れが悪くなり、さらに、豪雨等で秋津川の水位が上がると、秋津川への流れが阻止されてダムのように水がせき止められた状態で、住宅の床下、床上、自宅に停車中の車への浸水等が発生するようになってしまいました。このため、熊本地震後、中井手に排水ポンプの設置を町に要望、一昨年度から工事に着手していただき、この3月に、一部の工事を除きほぼ完成することになっております。

この排水ポンプの完成により、これまで集中豪雨のたびに心配をしていた水害から解放されるとして、中井手流域の特に安永の人たちは、とても安心、感謝をしております。ただ、その半面、本工事の完成により、秋津川の水位が上昇し、秋津川への排水ができなくなる馬水南地区及び馬水西道沿いの安永の人たちは、水害の発生を非常に心配しています。

ちょっと参考資料を見ていただきますと、この真ん中のところにD書いているんですが、赤の印、ここに大体水がたまります。それはA地区、B地区、C地区のほうから水が流れてくるという状況でございます。それから、排水ポンプはオレンジのところに設置を今回されております。

そこで以下、まず3点について質問します。

まず1点目は、中井手排水ポンプに関わる全経費で、これは予算と現在までに使用した経費、これは契約分についても含んで結構でございますが、経費について。2番目に、馬水南及び安永1町内の一部の住民から聞こえる工事完成後の水害発生への不安・不満への改善策について。それから3点目は、本工事により1年以上通行止めになっている秋津川右岸堤防、これは生活、通学路等になっておりますけれども、その通行可能時期について。

以上の3点について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和5年第1回益城町議会定例会も4日目を迎えております。本日は一般質問ということで、3名の議員の皆様の質問をいただいております。

それでは、12番宮崎議員の安永中井手排水ポンプ工事についての質問にお答えをします。

議員御質問の中井手地区の排水ポンプ工事は、平成28年の豪雨出水を契機に、同様の出水が発生した場合でも中井手地区の内水被害を軽減するために計画されたもので、地域の方々の生命、財産を守るための大変重要な事業です。

町では、令和元年8月に都市計画決定を行い、その後、令和元年12月に設計業務に着手しました。事業の実施に当たり、当初設定しました全経費額に当たる予算額は10億6,000万円となっております。なお、現在までの契約済みの金額は、既設水路の補修費やポンプ場の建設経費などで、約7億3,600万円となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、馬水南及び安永1町内の一部の住民から聞こえる工事完成後の水害被害への不安・不満への改善策につきましてお答えをします。

議員の1点目の御質問でもお答えをしましたとおり、中井手地区の排水ポンプ場は、平成28年

の豪雨出水を契機に特に内水被害が激しかった中井手地区の被害軽減を目的として建設しているものです。しかし、平成28年の豪雨出水による内水被害は、中井手地区のみならず、被害の大小はありますが、秋津川沿川の広範囲で発生しております。このため町では、さらなる内水対策の必要性を認識しているところです。

その対策につきましては、まずは、平成28年の豪雨出水を契機に計画されました中井手地区などの3か所の排水ポンプ場の効果を見極めつつ、また、出水範囲が広範囲に及ぶため優先順位も考慮しながら、適切で効果的な手法について検討を進める必要があります。

そして同時に、それまでの間の応急的な対策の必要性につきましても認識をしております。馬水南及び安永1町内の一部地域におきましては、出水時に雨水が道路側溝などから河川へ排水できず、道路冠水や浸水などの内水被害が発生する場合がありますことから、これまでも仮設の排水ポンプを設置するなどの排水対策を講じてきたところです。

あわせて、地区内の道路側溝につきましては、排水能力向上のため、断面の拡幅や集水柵を大型なものに変更することで泥やごみが詰まらないようにするなどの対策を講じてきました。また、秋津川への雨水の吐き口に、適宜、河川からの逆流防止のためのフラップゲートを設置しております。

いずれにしましても、内水対策は大変重要な事業ですので、応急的な対策の実施とともに、建設するポンプ場の稼働状況やその効果及び流域全体の道路冠水及び浸水などの発生の有無や規模などを確認し、必要に応じて雨水排水に係る実態調査やシミュレーションを行うなど、今後の対策につきまして検討してまいります。

最後に、一つ目の御質問の3点目、本工事により1年以上通行止めになっている秋津川右岸堤防の通行可能時期についてお答えをします。

まず初めに、安永地区雨水排水ポンプ場建設工事の進捗状況につきまして御説明をいたします。

現在、ポンプを稼働させるための制御盤などを格納する電気室の建築工事を行っており、3月下旬の竣工に向けて工事を進めているところです。電気室の完成後、制御盤や非常用自家発電装置を搬入し、その後、配線工事などを行いますので、ポンプ場の完成見込みは4月中旬頃となる見込みです。

制御盤などの搬入後、それまで制御盤などを格納していましたプレハブ小屋の撤去を行い、その後、仮設水路の撤去工事を行います。また、仮設水路は住宅地に隣接しておりますので、特に騒音や振動に配慮し、慎重に作業を進めてまいります。議員御質問の町道が通行可能となるのは、これらの工事の終了後に、町道の仮復旧工事が完了してからとなりますので、現時点では本年6月下旬頃となる見通しです。

町民の皆様には御不便と御迷惑をおかけしますが、少しでも早く町道が通行できるよう工事を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、想定外の大雨やその他の要因によりまして、町道の開通時期が遅れる可能性もありますので、その際には改めて地元の方々などに御報告したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。

まず、1点目の中井手に係る経費については、当初設定した全経費額は約10億6,000万円、現在までに契約済みの契約等で約7億3,600万円が使われた、こういうことでございました。

2点目の工事完成後の水害発生に対する馬水南や安永の住民の一部からの不安に対する改善策については、出水時に備えて、雨水が道路側溝などから秋津川に排水できない場合は、仮設の排水ポンプによる排水対策、さらに、今後、雨水の排水に係る実態調査やシミュレーションを行い、改善策も検討していただく、こういう意味合いのことを答えていただいたと思います。

それから、3点目の秋津川右岸堤防道路の通行可能時期については、最終的には令和5年、本年の6月下旬頃との答弁でした。

これらの答弁を受けて、これから2回目の質問に入らせていただきます。

質問の内容は、当然、地域の皆様の声を中心にしたいと思います。

まず、1点目の経費から入りますと、住民や我々が一番心配しているのは、昨年4月に大栄企業との請負契約を解除されて、新たに町内の2業者と請負契約を結ばれたが、そのことによって当初の請負契約額を超えてしまったのではないかという疑問です。具体的な金額で答弁をお願いしたいと思います。

2点目は、工事完成後の水害発生への不安・不満の改善策ですが、資料1を見ていただきますと、もう一回詳しく説明しますが、先ほども申しましたように、大きな流れはAから流れております中井手流域です。このA地域とA地域の東側が随分と住宅が水害を受けるところです。

ですから、この中井手に沿って排水ポンプ、つまり、取入口を設定されておりまして、排出口は、小さなBと書いてある、ここから排出をします。右下のところの写真がございしますが、この小さいaは、馬水及び馬水西道にきた水を排出するために新たに今回つくられた排水口で、ここにフラップゲートが設定をされております。こういう状況です。

一番我々心配しますのは、C地区とB地区からD地区のほうに流れてきた水は、従来でありますとここで排水していたんですが、今回、新たな排水ポンプを取り付けられて取入口が東側に移った関係で、そちらのほうに水が流れなくなってしまった。ですから、ここにaのところから流れる被害はなくなりました。しかしながら秋津川の水位が、この写真のところ赤線引いてありますが、ここら辺りまで上がってきますと一切ここが排出できなくなってダム状態になって、中は水がたまってしまふ。こういう状態。これは昔の状態と全く同じ状態で、馬水のC地区、B地区のほうから流れている水はそういう状態になってしまいます。ですから、これを何とかしないと、B地区、C地区においでになる人たちは不安でしかならない、こういう状況でございます。

今、資料1で説明しましたが、安永排水ポンプ場付近の水害発生は、これまで中井手と馬水西道及び秋津川馬水橋の北側地域から、つまり、ABCから流れてくるのがDに集まって、そして、秋津川の水位が上がって排水できない状態になったとき、ダム湖の状態付近の住宅の床下、床上、駐車中の車への浸水等の被害を発生させておりました。

今回の排水ポンプの完成で、中井手沿いの排水は多分順調に行われるものと思いますが、馬水橋北側地域及び馬水西道沿いの水は、秋津川水位の上昇により秋津川への流出は困難となり、排

水ポンプの恩恵を受けないこの地域は従来のダム湖の状態になって、この地域の住宅や駐車中の車に被害を及ぼすことを住民は心配しております。町でも当然いろいろと検討されておられると思いますが、これまでに数回の被害を受けた地元の人たちから見れば、これまでの町の対策では不十分で、とても災害の発生を防止できない、このように見ているわけです。

そこで2回目の2点目の質問は、住民の不安・不満を取り除くために、今回完成する排水ポンプの北側に、新設されたポンプの排水路に沿って、西から東へ水が流れますように側溝を整備してもらえないかという要望です。これができれば、一定の水量がたまれば、自然と排水ポンプの取入口へ流れ、排水ポンプから排水されることになり、水害の発生が少なくなると思います。

ちょっとこの図でもう一回このところを詳しく言いますと、安永地区排水ポンプというのをここにオレンジで色をつけておりまして、その北側に点線で表示してあります。ここに排水路、側溝を造っていただければ、D地区からの水が水位によって、取入口のほうは多分水位が低いものですから、そちらのほうに自然に流れていく。ですから、Dのほうには、一定量たまったら、それ以上はたまらないというシステムになる、こういうことでございます。ぜひ側溝を造っていただきたいというのが2点目の質問です。

3点目は通行止めの解除の時期についてですが、この秋津川右岸の堤防道路は、小中学校の通学路であることはもちろん、この付近の住民の生活道路にもなっております。当初の計画では、今年の今頃には工事が完成する予定でありましたが、延期延期で、昨年春から1年間の延期となり、さらに6月下旬まで延期する予定とのことですが、もし職員や議員の皆さんがこの地域にお住まいであったら、多分御家族からいろいろと苦情を言われると思います。地域住民の皆さんの負担は大変大きいものがあることを私は再認識してほしいと思います。

そこで3点目の質問ですが、工事が長引くのであれば、せめて歩行者や自転車が通れるだけの道を確保していただき、地域住民の生活に配慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上の3点について質問します。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、大栄企業との請負契約を解除し、新たに町内の2業者と請負契約を締結したことで、当初の請負契約額を超えてしまったのではないかにつきましてお答えをします。

大栄企業との請負契約額は、契約解除時点で1億5,300万4,586円でしたが、契約解除の支払い額は出来高相当の7,738万5,872円となっております。その差は7,561万8,714円となります。その後、残工事を二つに分割し、町内の2業者と請負契約を締結しましたが、1社目との契約額は3,948万2,269円で、2社目との契約額は2,838万円で、2業者との契約額を合計しますと6,786万2,269円となります。

以上、このように契約解除後の契約額の総額は、解除前に比べて775万6,445円低い額となっております。

次に、一つ目の御質問の2回目の2点目、馬水橋北側地域及び馬水西道沿いの住民の不安・不満を取り除くために、今回完成する排水ポンプ排水口の北側に、排水口に沿って西から東へ側溝

を整備してもらえないかにつきましてお答えをします。

議員の1点目の御質問でもお答えしましたとおり、中井手地区の排水ポンプ場は、平成28年の豪雨出水を契機に、特に内水被害が激しかった中井手地区の被害軽減を目的として建設しているものです。

このため、単純に中井手地区以外の内水を排水する役割をこのポンプに持たせた場合、平成28年の豪雨出水と同程度の出水が発生しました場合に、シミュレーションどおりの効果が発揮できないことが想定されます。

これらのことから、これも1点目の御質問でお答えをしましたが、建設するポンプ場の稼働状況やその効果、併せて流域全体の道路冠水及び浸水などの発生の有無や規模などを確認し、必要に応じて雨水排水に係る実態調査やシミュレーションを行うなど、今後の対策について検討をまいります。

平成28年の豪雨出水による内水被害は、中井手地区のみならず、被害の大小はありますが、秋津川沿川の広範囲で発生していますことから、さらなる内水対策の必要性について認識をしております。

対策につきましては、平成28年の豪雨出水を契機に計画されました中井手地区などの3か所の排水ポンプ場の効果を見極めつつ、また、出水範囲が広範囲に及ぶため、優先順位も考慮しながら、適切で効果的な手法につきまして検討を進めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2回目の3点目、工事が長引くのであれば、せめて歩行者や自転車が通れるだけの道を確保していただき、地域住民の生活に配慮していただきたいにつきましてお答えをします。

安永地区雨水排水ポンプ場の建設工事につきましては、電気室の建築工事が3月下旬に竣工する予定であり、その後、制御盤や非常用自家発電装置を搬入しますので、配線工事などが完了するのは4月中旬頃となる見込みです。その後、それまで制御盤などを格納していましたプレハブ小屋の撤去や仮設水路の撤去工事を行い、その後、町道の仮復旧工事を行う予定です。その間、クレーン車などの大型重機やトラックなどの大型車両などが通行しますので、歩行者や自転車利用の方の安全を最優先に考えますと、道を確保すること自体が厳しい状況でありますので、御理解をお願いいたします。

また、町道が通行可能となりますのは6月下旬頃となる見通しですが、少しでも早く町道が通行できるよう工事を進めてまいります。町道の開通時期につきましては、チラシなどを配布し、地元の方々などに周知していく予定ですので、御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、町長から答弁いただきました。

なかなかいろんなことあるんだろうと思いますけども、この馬水橋北及びB地区における馬水西道からの水の量というのはかなりのものがございますので、ポンプ場の北側のほうに排水路を造るというのも大きな検討材料としてやっていただきたい。こういうふうに思います。

ちょっと時間が押しておりますので、次の問題に入らせていただきます。

次の2番目の質問、益城台地西地区の区画整理と道路問題について質問させていただきます。

皆様も多分見られたと思いますが、第2空港線沿いの広崎地区、つまり益城台地西地区区画整理事業が進捗し、現在急ピッチで住宅の建設が進められ、外観から見ても新しいまちが形成され、活気を呈しているようで、とてもありがたいことだと喜んでおります。

しかし、本地域から県道第2空港線や県道小池竜田線への道路の接続については、歴代町長さん方が頭を悩ませてきた事項でもあり、区画整理地内の住宅建設が本格化してきた現在、本地域の道路網整備状況及び今後の道路整備の方向についてまず伺いたいと思います。よろしくお願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問、益城台地西土地区画整理事業地域からの道路網整備状況及び今後の道路整備の方向性につきましてお答えをします。

益城台地西土地区画整理事業につきましては、平成21年に県の事業認可を受けております。事業内容は、宅地造成と公共施設の整備を行うもので、災害公営住宅や一般住宅の建設により、約400区画の住宅造成とそれに伴う約1,300人の人口増加が見込まれています。

現在、益城台地西土地区画整理事業は、議員の御質問にもあるとおり、急ピッチで進められており、令和4年11月に保留地の造成区域におきまして一部造成が完了しましたことで、保留地を購入した住宅メーカー各社によりまして、約100戸の住宅建設が進められております。今後も順次造成工事が進められると伺っており、事業全体の完了予定は令和7年度末とのことです。

この事業に伴う人口増加により、当然、交通量の増加も想定されますので、議員御質問のとおり、土地区画整理地内と幹線道路へのアクセス性の改善は、良好な住環境の整備とともに、大変重要な課題であると認識をしております。

まず、当該地区から南側へのアクセスにつきましては、平成21年の認可当時と比較しますと、県道熊本高森線の4車線化工事が着手されたという状況の変化があります。このため、土地区画整理地内と県道熊本高森線を結ぶ町道西原線の整備は、アクセス性の向上に大変有効であると考えており、どのような整備が可能で、かつ効果的であるのかを検討しているところです。

北側の県道熊本益城大津線、いわゆる第2空港線へのアクセスにつきましては、アクセス先の交差点が、土地区画整理地内から第2空港線へのアクセス道である町道とともに、第2空港線、さらには、益城熊本空港インターチェンジからの出口を含めた複数の道路が交錯する交差点となっていますことから、信号の切替え時間を変更してのアクセス性の向上は難しいと認識をしております。このため、交差点の町道部分における部分的な改良などの対策を検討しているところで、このことにより、現行の信号切替え時間の範囲内であっても、アクセス性の向上が図られるよう最善の対策を講じてまいります。

東側へのアクセスにつきましては、西地区、中地区、東地区といった益城台地土地区画整理全体の将来発生交通量を見据えた上での対策の検討が必要でありますことから、全体的な交通解析を実施し、現在、県警などの関係機関と協議を進めているところです。

なお、西側の県道小池竜田線へのアクセスにつきましては、道路管理者である熊本市との協議が必要ですが、この路線は慢性的に渋滞が発生している状況にありますことから、引き続き、関係機関と連携し、効果的なアクセス手法を検討するなど、広崎地区の交通渋滞緩和及び安全対策に知恵を絞ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま町長から答弁をいただきました。

私が今回このような問題を取り上げましたのは、広崎の県道熊本高森線以北の広崎の2町内、3町内、4町内、5町内にお住まいの住民の方から、区画整理に伴い我々の生活環境は悪くなるのではとの心配の声を聞いたことから、町の考えを聞くことにしたわけです。

町長の答弁を聞く限り、第2空港線との交差点での右折車を考慮した整備と、町道西原線を整備して県道熊本高森線に接続させるためにこれから整備を行うとの2点が新しいことで、それ以外は歴代町長さんが悩まされていた頃から一歩も進んでいないように感じ、これでは、広崎の人たちがやや不安に感じ、不満を持つのは当然であるなどというように感じました。

そこで2回目の質問として、本地域の道路行政について、将来、これは10年先、及びすぐに行われなければならない、これは短期的と区分して質問をさせていただきます。

まず、長期的には、本地域の道路網をどのようにしようと考えておられるのか。それから、次に、すぐに手をつけなければならないと考えられる、まず一つは、高速道路下の子どもたちの通学路の安全対策について。これは広安西小学校へ通う子どもたちです。

それから2番目に、町道西原線から県道熊本高森線に接続させるための道路幅6メートル以上の確保と、特に歩行者の安全を確保するための歩行者専用レーンの設置、さらに、現在でも通勤時間帯は信号を2回から3回目待つ状態だとのことで、今後、この交差点の渋滞解消策についてどのようにしようとしているのか。

それから3点目は、県道第2空港線への進出時、交差点で渋滞、さらに、空港線から広崎地区へ進入時の右折車両増加への対策はどうされるのか。

4点目は、県道小池竜田線への接続は、広崎住民の生活道路としてどうされるのか。

それから最後の5点目は、町道小峯広崎線、つまり町民グラウンドの前の道路ですけれども、この県道熊本高森線への接続はどうされるのか。

以上について、広崎住民が非常に関心を持っている事項でもあり、私も議員として関心を持っておりますので、町の考え方についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問の2回目、益城台地土地区画整理事業周辺地域の道路行政について、本地域の道路網の長期的な本町の考えと、短期的な取組が必要な5つの課題に対する本町の考えにつきましてお答えをします。

まず、益城台地西地区を含む本地域の将来的な道路網につきましては、西地区のみならず、中地区と東地区を含めた益城台地土地区画整理事業全体の将来発生交通量を見据えた上で、適切な対策を講じる必要があります。そのため、まずは全体的な交通解析を実施し、既存の道路の拡幅

や道路の新設など幅広い観点から複数の対策案を企画し、その案につきまして、道路管理者や交通管理者とも協議を行った上で、総合的に最適な対策を選択してまいりたいと考えております。

こうした考えは、2月までパブリックコメントを実施しました第6次益城町総合計画第2期基本計画におきましても、市街地開発事業などによる開発に伴う円滑な交通確保のための道路整備について検討し推進すると、本町の考えをお示しをしております。

いずれにしましても、広崎地区の住民の方々にとりまして、安全で円滑な道路網となるようしっかりと検討を進めてまいります。

次に、短期的な取組の五つの質問につきましてお答えをします。

議員御質問の一つ目、高速道路下の子どもたちの通学路の安全対策につきましては、事業の進捗に伴い通学児童などの歩行者の増加も予想されますので、現在、歩行者の安全対策につきまして、県及び県警と協議を進めているところです。協議が調い次第、対策工事などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に二つ目、町道西原線から県道熊本高森線における道路幅員6メートル以上の確保と歩行者の安全策及び交差点への渋滞解消策につきましては、町道西原線の現況幅員はほとんどの区間がおおむね7メートル程度確保されているところです。幅員が確保されていない区間につきましては道路拡幅なども検討しながら、歩行者の安全対策を講じてまいります。また、交差点における渋滞対策につきましては、交通管理者である県警と信号切り替え時間の確保について協議を行うなど、渋滞解消に向けて取り組んでまいります。

次に三つ目、第2空港線への進出時の交差点での渋滞及び第2空港線から広崎地区への進入時の右折車両増加への対策につきましては、先ほどもお伝えしましたとおり、複数の道路が交差する交差点であり信号切り替え時間の変更が難しいと認識しておりますので、交差点町道の部分的な改良を行うことで交通流動の改善を図り、その効果を注視してまいります。また、第2空港線における熊本市側からの右折進入対策につきましては、第2空港線には、既に右折レーンが設けられていますことから、今後の交通流動を注視し、必要に応じまして道路管理者である県及び県警とその対策につきまして協議してまいりたいと考えております。

次に四つ目、県道小池竜田線への接続及び広崎住民の生活道路につきましては、現状として、慢性的に渋滞しています県道小池竜田線に接続することは、さらなる交通負荷を与えることとなり、効果的な道路網を形成する上では厳しい状況にあると考えております。このため、4車線に拡幅される県道熊本高森線などに円滑に誘導することでアクセス性向上が図られるものと考えており、引き続き関係機関と連携し効果的なアクセス手法を検討しながら、交通渋滞の緩和及び安全対策を図ってまいります。

最後に五つ目、広崎町民グラウンド前の道路から県道熊本高森線への接続につきましては、当該町道は広崎の既存住宅地を南北に縦断している路線で、児童生徒の通学路及び地域の生活道路としても重要な路線であると認識をしております。

当該町道の交通改善につきましては、まちづくり協議会からも改善の要望があっており、現在、広安町民グラウンド付近の避難路整備に着手をしているところです。また、そのほかにも要望が

ありました町道小峯広崎線と府内安永線の交差点につきましても、改良工事を行う予定です。

広崎地区の町道沿線には住宅が密集しており、大規模な道路拡幅は大変難しい状況ですが、今後も地元の御意見などを伺いながら、できる限りの道路整備による改善を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 2回目の答弁をいただきました。総じて、非常にいろんなことを検討する、それから、これからの技術的なことを町長は答弁されるんですが、具体的にはほとんどまだ手が付いていない。だから、広崎の人たちが心配するんだろうなど。一つずつでも手をつけて解決していかないと、本当に大変なことになるんじゃないかというふうに心配をします。

3回目の質問として、ただ一点、確かに小池竜田線は慢性的な渋滞で、ここに接続をすると、そこから車が広崎地区に流れてくるから、広崎地区と竜田線との道路は造らない、拡幅しない、こういう考えを町は持っているみたいですが、本当にそうでしょうか。やっぱり、もし広崎地区で誰か病気になったり火事になったりした場合は、健軍にある東消防署から最短距離をもって広崎地区に走ってこなければ意味がない。ずっと遠回りして4車線なりですね。だったら、どこかにきちっとした道路を建設すべきではないか、こういうふうに思います。

それで、慢性的に道路が……、だからといってそこに道路を造らない、それで広崎町民の生活が本当によくなるのか、利便性が保たれるのか、この辺りについては、今後、十分に考えていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。3回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

道路問題につきましては、県、県警、NEXCO、いろんなところに私自身が出向いて様々な協議をやっています。かなりハードルが高いんですが、少しでも進むようにということで、一歩ずつ今進めているところで、もう少しのやつが幾つもありますので、また、そこが終わりましたら皆さん方にお示ししたいと。

それと小池竜田線については、実は、町長就任時に熊本市に協議に行きました。どうにかならないかということで、合併の話もあったときも進んでたということで。ただ、その後は、交差点改良は、町で全て線形も変えて、かなり大きな……。今斜めになっていますので、90度にして変えて、そして、月出小学校の保護者たちの皆さん方全ての了解を得ていくことが条件、地域の住民の方たちの了解を得ることという、かなりハードルの高い条件もつけられたということで、熊本高森線とかその後出ましたが、そこあたりも非常に予算的に厳しいと。

宮崎議員がいつも言われているように、この4車線交差点改良というのは非常に厳しいなというのがありまして、今そこあたりも含めて検討はしておりますが、予算的なものもかなりありますので、そのあたりも含めてやっていきたい、東、中、西あたりも含めて全ての区画整理事業を含めて取り組んでいきたいということで、これは私自身が全力でやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から3回目の答弁いただきました。

確かにここは厳しいと思うんですよ。だから、今まで進んでこなかった。だけど進めないと町民は困る。だから何とか一歩でも二歩でも進めて、町民を安心させていただきたい。努力をしたけど全然報われなかった、それを言ったら非常に我々は簡単ですけど、ぜひよろしく願います。

続いて、3番目の質問でございますが、都市計画道路第2南北線工事の実績について質問いたします。

現在、本町の計画に基づき都市計画道路の工事が進められておりますけれども、町の財政状況や工事の進捗に伴い、経費見積りや工事实績等から、これからの工事の進め方にやや検討を加える必要があるんじゃないか、このように思います。

そこで、まず以下2点についてお伺いします。

第2南北線の当初の工事見積り及び現在までに使用した経費額について、2番目に上記の中で土地家屋の買収費用、家屋の移転費や補償費等の実績について、分かる範囲で結構でございますので、2点について質問します。よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、第2南北線の当初の工事費見積り及び現在までに使用した経費額につきましてお答えをします。

現在、町で整備を進めております東西線、南北線、第2南北線及び横町線の4路線は、県が4車線の整備を行っている県道熊本高森線とともに、本町の道路ネットワークを形成する重要な街路です。この道路ネットワークを形成することは、人流と物流がより活発となり、経済効果やにぎわいづくりへの寄与など、熊本地震からの創造的復興に欠かせないものであると認識しております。さらに、この道路ネットワークは、幹線道路に含まれた良好な街区を形成し、熊本地震時に発生しました道路の遮断による被災者の避難や緊急車両の通行、物資などの輸送が困難となるといった事態などを防ぐもので、災害に強いまちづくりには欠かせないものです。

このため町では、この4路線につきまして平成30年7月に街路として都市計画決定を行い、平成30年10月の事業認可により事業に着手をしております。事業着手後は、地権者の方々の御協力をいただき、用地の買収を進め、用地取得が完了しました箇所から順次工事に取りかかっているところです。

さて、議員御質問の第2南北線の当初の工事費見積り、いわゆる総事業費と認識しておりますが、それと、現在までに使用した経費額である事業費につきましては、当初の工事費見積りである総事業費が13億665万5,000円で、令和5年2月末までに使用した経費額である事業費は10億4,254万1,000円になります。

次に、3つ目の御質問の2点目、第2南北線の事業費のうち、道路新設のために使用した土地家屋の移転費や補償費などの実績についてお答えをします。

令和5年2月20日現在時点での用地買収関係の事業費につきましては、全体で62筆ある買収予定地のうち、買収済みの37筆に係る用地費が1億2,697万6,000円で、家屋移転補償費などが6億

8,028万5,000円となり、合計で8億726万1,000円となっております。

第2南北線をはじめ各路線とも、地権者の方々の御協力により用地交渉が順調に進んでおり、事業期間内の完了を目指して鋭意事業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。

工事の見積り、それから費用実績等についてはよく分かりましたが、用地費と家屋移転料を単純に計算、比較をしますと、当然、家屋移転料が用地費の約5倍ぐらいはどうしてもかかってしまう、このように考えられます。そこで、次の質問として、それらの内容について、すいませんが、もう少し明らかにするために詳しく答弁をしていただきたいと思います。

まず一つは、今回までに、購入した用地の区画数及び購入時の平均坪単価、それから家屋移転料については、移転対象内容、自宅か借家か、別の移転料及び移転補償費等について、個人情報に触れない範囲でよろしくをお願いします。

それから2番目に、第2南北線のこれまでの経費使用実績から、益城東西線のなかぞのクリニックから安永の都市計画道路南北線までの工事を行うとすれば、現時点で概算どれぐらいの工事費になると見積もられるのか。これについては、事前通知をしておりますので、答えられる範囲で結構でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の三つ目の御質問の2点目の2回目、今回までに購入した用地の区画数、購入時の平均坪単価、移転対象内容別の移転料及び移転補償費につきましてお答えをします。

令和5年2月28日現在の契約済みの区画総数は37筆になります。

次に平均坪単価は、契約金額と契約面積から単純に算出しますと、1平方メートル当たり約3万7,900円となりますので、坪単価は約12万5,000円程度となります。

また、移転対象建物の移転工法の認定別補償費は、構外再築工法で平均約6,100万円、構内再築工法で平均約3,400万円、居住されていた借家人の方の移転で平均約120万円となっております。なお、構外再築工法の平均約6,100万円には、一部アパートの補償費が含まれております。

次に、三つ目の御質問の1点目の2回目、第2南北線のこれまでの経費使用実績から、益城東西線のなかぞのクリニックから安永の都市計画道路南北線までの工事を行う際の現時点での概算の工事費の見積りにつきましてお答えをします。益城東西線のなかぞのクリニックから安永の南北線までの区間の事業費につきましては、現時点の概算で約25億9,000万円程度となります。

なお、この金額はあくまでも現時点での概算であり、今後の詳細設計による事業区間の変更や物価変動などにより、工事費に変更が生じる可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。大体分かりました。

やはり、第2南北線の工事の状況からなかなか時間を要すると。建物を動かしたり、そこに道

路を造るということは、非常に大変だろうな、こういうふうに思います。そして、特に金もかかります。

現在、益城東西線の安永南北線からなかぞのクリニック付近までの工事にも着手するとすれば、先ほど言われた現時点での概算で25億9,000万円が必要になってくる、こういうことでございます。

ただ、そこに着手するまでに、いまだ工事にかかっている、例えば南北線の北半分がやっと100メートル、200メートルぐらい工事が完成した状況。第2南北線の工事未完成の部分も、まだ結構ございます。北半分はまだ手がついていません。それから、益城東西線の南北線と第2南北線との区間、つまり鉄砂川付近、この辺りも全く手が付いてない。こういう状況で、なかなかこれから手をつけていくというのは大変だろうなというふうに思います。

特に4年度末で、町の町債は約500億円になってしまった。こういう状況から、これを単純計算しますと、1世帯当たり約110万円の借金を町は抱えている、単純に計算するとそういう話になってしまうわけです。ですから、よくよく、これから都市計画道路を進められると思いますが、本当に必要な道路、それから、これはちょっと遅らせてもいい、ここら辺りの区分をつくって、町の財政、将来の財政がパンクしないように、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

私の今回の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時05分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田でございます。今回も質問の機会をいただきました。大変感謝いたします。

今回は、都市計画道路東西線について、復興事業における町長の発言及び関与について、以上2点について質問をさせていただきます。

質問席に移ります。

改めまして、おはようございます。

私は、ほぼ毎日、朝から自宅を出て約30秒ほどで木山交差点に入り、そして、市内方向に向かって惣領交差点を通り抜けております。最近木山交差点も大分広くなって、大変感謝を申し上げたいところであります。

今日は朝7時半頃、惣領交差点を通りましたけれども、ボックスパークの前ですか、町長自ら辻立ち挨拶をしておられました。ボックスパークも、町から相当の出資、約2億5,000万円ほど

出資し、運営や管理も行っている以上は、収支まできちっとしめて、しっかりと活性化するようにお願いをしたいと思います。また、西村町長におかれましては、現職の県議会議員の候補も応援されていますようですので、しっかりと戦っていただきますよう応援をしております。

それでは、通告いたしました、まず、都市計画道路益城東西線について質問をいたします。1回目の質問でございます。ちょっと長く書いておりますので、通告をそのまま1回目は読ませていただきます。

都市計画道路益城東西線について。

町議会定例会で一般質問の機会をいただき感謝いたします。

執行部より、都市計画道路益城東西線（計画区域内・認可外）において、集合住宅建設に係る取扱いについての説明が議会になされた、これは令和5年1月31日だったと思います。

執行部によれば、現在、益城東西線の木山辻団地区間が事業認可されておらず、家屋等の建築確認書が提出されれば建築を許可しなければならないとの説明でありました。

令和3年4月14日に集合住宅の建築確認書の提出があり、その対応として、町から補償を行うもの、それに伴う損害賠償を3,176万円を町が支払うという内容でございました。

建築施主になろうとした人が、建築確認書を町に提出しただけ、何の建築物のない状態で、集合住宅中止に係る費用、3,176万もの費用を町が負担しなければならないのか、理解に苦しむところです。ちなみに、集合住宅の建築費用は5,700万円と聞いております。もしそうであれば、建築確認書1枚を提出しただけで、個人住宅建築費用の55%相当を益城町が税金から捻出するということになるのではないのでしょうか。

都市計画の決定に当たり、施工予定者は、都市計画の告示から2年以内に事業承認の申請を行わなければならないとなっております。事業決定、事業認可はどうなっているのでしょうか。もしなされていないのであれば、なぜなされていないのでしょうか。そこに当初から原因があったのではないかと。町としてきちんと説明する義務があるのではないのでしょうか。

この話を聞いた町民の方の全てから、この問題については納得できない、ばかみみたいな話ではないかという答えが返ってまいりました。「いつ完成するか分からない道路だろうが。建築させればよかった」との意見も多く聞かれたところです。確かに的を得た御意見であると感じました。大変なことになるという思いから今回質問をさせていただきます。

それではまず、1問目として今回の都市計画道路益城東西線についてでございます。この計画は、現在どのような状況ですか。そして、今後のスケジュールについてはどうですか。これが1問目です。

次に、前述の都市計画道路益城東西線については、何件の家屋があり、補償対象件数はどうなっておりますか。また、全線完成し開通するのは何年後になる見通しですか。

次の質問に参ります。

2番目として、建築確認書が町に提出されたのはいつか。事前の問合せ等はなかったのですか。また、建築については、どこまで具現化、具体化されておりましたか。

3番目として、町と業者A。すみません、今回議案のほうの業者Aというのは、私が議案をも

らう前、説明を受けたときのことでありまして、この業者Aは今回の29号議案の中で名前が出ております。

すみません、今回、第29号議案の中に、損害賠償の額の決定及び調停の成立についてということで、調停の相手方、熊本市南区城南町556番地、株式会社真栄代表取締役徳永栄一郎様と熊本県合志市須屋1983番地7、株式会社e e h o m e、これは破産管財人弁護士益田博文様となっておりますので、この業者Aというのは、今回でいう株式会社真栄様になるという認識をしていただきたいと思います。この業者と、覚書を締結しておられます。覚書を締結した経緯を伺います。また、覚書の内容を確認したいと思っております。

次に、施主に対し、建築しないようお願いをしたとのことでしたが、どれくらいの中身のお願いだったのでしょうか。これについてお尋ねしたいと思います。また、町が3,176万円もの負担をするに至った経緯についての説明をお願いいたします。覚書締結時に問題があった結果として3,176万円もの出費が町のほうから税金から、これは単費というお話でした、町の税金3,176万円の出費が発生したことについてどう考えておられるのか。

4番目にいきます。概算補償費、建物移転料6,600万円、工作物移転料500万円、その他補償2,000万円、合計9,100万円とあるが、この根拠について伺う。これは、益城町から説明のときに提出された3,176万円との対比ということで提出された資料であります。都市計画法第54条第3項により許可し、集合住宅を建築した場合の概算補償額というものが、益城町役場のほうから資料の提出をなされておる分でございます。この根拠について伺いたいと思います。

将来的に土地を買い取る、収用するなら、取得まで含めた交渉をすべきではなかったのですか。建築確認書が町に提出された時点での土地の所有者はどなたでしたか。建築確認書が受理された後に土地の売買が行われているようではすけれども、その金額を把握しておられますか。住宅、集合住宅の建築費用はお幾らでしたか。

次に5番目です。集合住宅建築中止については西村町長の意向が強く働いたと聞いております。今回の件は悪しき前例となる、同じようなことが起こり得ると考えられるけれども、いかがでしょうか。また、そのときの対応はどうされますか。

益城東西線の全線開通、これは先ほど同僚議員からも質問があったように感じましたけれども、全線開通はここ10年間はある得ない、これが私の考えです。現在の他道路事業を見れば明らかに分かることだと考えております。今回の件は建築確認書どおりに進めていただくべきであり、数十年後に再度交渉を行うことが最善な対応だと言えるのではないのでしょうか。

以上、ちょっと長くなって申し訳ございませんけれども、1回目の質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の1点目、都市計画道路益城東西線の計画、現在の状況、今後の見通し、家屋数、補償対象件数、全線開通の見通しにつきましてお答えをします。

まず、都市計画道路益城東西線につきましては、平成30年7月3日に都市計画決定し、平成30

年10月26日に1工区、2工区及び3工区の事業認可の告示が行われております。1工区及び2工区の事業認可期間は令和8年3月31日まで、3工区の事業認可期間は令和7年3月31日までとなっております。

現在の状況につきましては、地権者の方々の御協力をいただきながら事業を進めているところで、1工区及び2工区につきましては、用地交渉及び一部工事に着手しております。また、3工区につきましては用地買収の地権者が残り1名となっており、用地交渉が完了しましたところから順次工事に着手しているところです。

今後の予定につきましては、認可済みの区間の事業が進んでまいりましたので、順次、県と事業認可の協議を行い、手続を進めながら事業の進捗を図ってまいります。

次に、都市計画道路益城東西線の家屋数と補償対象件数につきましては、家屋数が23件で、補償対象が23件となっております。

全線が完成し開通する時期につきましては現時点では未定ですが、できるだけ早期の事業認可を目指し、地権者の方々の御協力と御理解をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、建築確認が町に提出されたのはいつか、事前の問合せなどはなかったか、建築はどこまで具体化されていたかにつきましてお答えをします。

建築確認申請につきましては、今回申請のありました都市計画法第53条第1項の許可を受けた後の手続ですので、今回は提出をされておられません。なお、都市計画法第53条第1項の許可申請書が提出されましたのは、令和3年4月14日です。事前の問合せなどはあっておりません。建築の具体化につきましては、都市計画法第53条第1項の許可申請書が提出された時点で、工事請負契約書の締結がなされておりました。

次に、一つ目の御質問の3点目、町と業者Aにおいて覚書を締結した経緯、覚書の内容を確認するためのコピーの提示、町から施主に対するお願いの程度、町が3,176万円の負担をするに至った経緯の説明、覚書締結時における問題の有無につきましてお答えをします。

まず、覚書につきましては、A社と請負業者がB社による訴訟となっていたため、本町とA社が相互に協力し、円満に解決することを目的として締結したものです。

覚書のコピーにつきましては、公文書開示請求書を提出いただければ、益城町情報公開条例に基づき対応したいと思います。

また、施主に対しましては、令和3年4月14日に都市計画法第53条第1項の許可申請書が提出されてから、令和3年4月20日にA社に訪問し、あくまでも任意のお願いとして取下げを依頼しております。

本町が3,176万3,123円を負担するに至った経緯につきましては、覚書に基づきA社から提示があったものです。その内容は、A社とB社の訴訟関係費用が1,345万7,500円にして、内訳につきましては、和解金が1,133万円、裁判所納付金が9万8,000円、弁護士費用が202万9,500円となっております。

また、建築関係費用が1,830万5,623円にして、内訳につきましては、計画変更による諸経費増

加分が105万3,400円、建築代金割増し分が1,424万823円、賃貸開始遅れによる損失が301万1,400円となります。

次に、覚書締結時の問題の有無につきましては、今回の都市計画法第53条第1項の申請地は、街路事業の事業認可を受け事業着手予定でありますことから、今回の許可を行うと確実に移転対象となり高額な補償費の支出が想定されることから、覚書を締結して解決を図ったものです。このため覚書締結に問題があったとは認識をしておりません。

次に、一つ目の御質問の4点目、概算補償額である合計9,100万円の根拠、将来的に土地を買い取るなら取得まで含めた交渉をすべきではないかとの御意見、建築確認書が町に提出された時点での土地所有者、建築確認が受理された後に行われた土地売買金額の把握、集合住宅の建築費用につきましてお答えをします。

概算補償額につきましては、本町に建設予定の集合住宅の図面にに基づき、用地補償単価基準やこれまでの同等のアパートの補償実績などにより算出をしております。

建物移転料の合計6,600万円についてです。これは再築補償と解体費になりますが、集合住宅を再築する際の再築補償額が5,700万円で、集合住宅の解体費が900万円です。

工作物移転料の500万円は、駐車場や外構、プロパン設備の再築移転料になります。内訳は、駐車場が80万円、外構、フェンス、ブロック基礎が220万円、プロパン設備が200万円になります。

最後に、その他補償の2,000万円につきましては、家賃減収補償が100万円で、移転雑費補償が600万円、借家人動産補償が800万円、建物等調査委託料が500万円となります。これらを合わせて総額が9,100万円となっています。

次に、将来的に土地を買い取るなら取得まで含めた交渉をすべきではないかとの御意見につきましては、当該地はまだ事業認可前であるため交付金の活用ができないことから、事業認可後にできるだけ早期に買収したいと考えております。

また、建築確認は提出されておきませんが、都市計画法第53条第1項の許可申請書が町に提出された時点での土地所有者につきましては、個人情報ですのでお名前を申し上げることを控えさせていただきます。

加えて、土地の売買の金額につきましては、今回の都市計画法第53条第1項の許可申請や確認申請では敷地の所有権まで問われるものではなく、また、建築基準法に敷地の所有者を確認及び制限する規定もないことから借地でも建築が可能になりますので、土地売買の金額につきましては把握をしておりません。

集合住宅の建築費用につきましては、5,700万円で工事請負契約がなされております。

最後に、一つ目の御質問の5点目、集合住宅建築中止に係る私の意向が強く働いたかどうか、同じようなことが起こった際の対応、益城東西線の全線開通はここ10年はあり得ないため、数十年後に再度交渉を行うことが最善な対応ではないかにつきましてお答えをします。

今回の都市計画法第53条第1項の申請地は都市計画決定している区間であり、事業認可を受ける予定の土地です。仮に、この土地に多数の権利者が存するアパートが建設された場合には、全戸の居住者が用地取得の対象になります。同意を得るための交渉の長期化や困難性が予見され、

かつ多額の補償費の支出の可能性が想定されますことから、強制ではなく任意のお願いであることを前提として、申請者に対して申請の取下げを相談いたしました。

また、事業認可予定区間における都市計画法第53条第1項の申請に関しましては、基本的には都市計画法第54条の許可基準に基づき判断いたしますが、今回と類似するような案件につきましては、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

街路事業につきましては、事業の性質上、中長期的視点を持って取り組む必要があると認識しております。本件につきましては、繰り返しになりますが、都市計画決定をしている区間であり、事業認可を受ける予定で、今後多数の権利者が存するアパートが建設された場合には用地取得に全戸の居住者が対象になり、同意を得るための交渉の長期化と困難性が予見されたため、また、財政面なども考慮し、将来に問題を先送りするよりも現時点において今回のような対応を行うことが得策と判断したところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） すみません、長い質問に一つ一つ丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

それでは、質問に対する回答をいただきましたので、その中身について、一つ一つまたお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、今回の益城町の単独費用、税金から出費する3,176万円の補償費についてであります。これは、議会に上程されておりますので、先日、質疑応答がございました。議会の中でも同僚議員から今回の件における責任の所在についての質問がなされました。執行部からの回答としては、責任は誰にもないという答えでありました。

益城町は3,176万円で何を得ましたか。土地、建物、何一つ得ておりません。ただ単に3,176万円を支払うだけとなっております。それにおいて誰一人として責任はないと答えるというので驚き、あきれて愕然としてしまっております。

町は、先ほども出ましたように1世帯当たり100万円以上の借金がございます。その借金を持った町だということを切によくよく考えて行動をしていただきたいと望むものであります。これは質問ではありません。責任の所在については益城町に責任はないという答えであったということのを伺ったということです。

次に、今回の件で事業認可がされていない都市計画道路の沿線に集合住宅を建設するための53条に基づいた書類が出されました。これについて、何をどこまで行っていたのかについて質問をしたのですけれども、土地、境界を決める測量とか、その後の建築物とか、この辺は全くない状態だということも確認をしております。それなのに益城町は税金の3,176万円を使うということも認識できております。

ここからは質問なんですけれども、今回の件は、都市計画道路益城東西線区域内で集合住宅建築の計画を株式会社真栄様が計画し、都市計画法第53条第1項の許可申請書が町に提出されております。これが先ほど言われた令和3年4月14日になります。町が都市計画法第54条第3項の許可基準に基づき許可をしたことから始まっております。これは、先ほどの町長の答弁にもあった

ように、53条に基づいて許可申請書が町に提出されたら、事業認可を行っていない以上は許可をしなければならないというふうになっているということでした。

次に、損害賠償の額の概要ですけれども、先ほど町長が語るお話になりました訴訟関係で約1,300万円、建築関係約1,800万円、合計3,176万円になっております。この3,176万円と、町長が先ほど言われた後になれば大変補償が厳しくなると言われた根拠ですけれども、この根拠についての9,100万円は、建物移転料が6,600万円、工作物移転が500万円、その他の補償が2,000万円となっております。

考え方として、この建物移転料には減価償却とか、普通、建物移転料については、考え方として建物の現在価値プラス運用損益差額分とかという話になっておりますけれども、この6,600万円のうちの5,700万円という建物の現在価値は何年後なのか、10年後か15年間後か、それとも建ててすぐかというのが全く入っておりません。これは5,700万円で建てているわけです。それを5,700万円で積算しとるということでもありますので、今言われた9,100万円についてはよくよく精査すべき事項ではないか、これについて町長にお答えいただきたい。この9,100万円については本当にきちんと精査しないと間違った考えが出てしまいますよということについて、町長のお考えを確かめたいと。

もし、この9,100万円で積算、要するに補償額を算定しておられます。事業認可を得た場合ですけれども、9,100万円を上限として、基本的には、国からの55%の補助、要するに、事業認可を取った後の話、最高額で9,100万円かかったとしても、55%の補助、実質残りの45%の約8割が町の持ち出し、つまり9,100万円の約36%が町の持ち出しです。その金額的は、計算されると分かると思うんですけれども、約3,000万円なんですね。

今回の町が単独で出費する3,176万円と、数十年後に出す分約3,000万円、ほぼ一緒なんですね。今する必要が本当にあったのかということは、よく考えるべきではないでしょうか。これも町長に回答していただきたいと思います。

それで、今度は時系列の話なんですけれども、町長は令和3年4月20日に益城町が申請の取下げを依頼したと言われました。これは町長は任意とさっき言われました。私はお願いベースと、たしか説明のときには聞いたような気がしますけれども、いずれにしても任意のお願いであります。ところが、時系列の話になると今度は、株式会社真栄さんとe e h o m eさんが訴訟になった際に、益城町は利害関係人と呼ばれているんですよ。これはいつから利害関係者になったのか、任意のお願いをただけで利害関係者に益城町がなる必要があったのか、なぜ益城町は利害関係人になったのかを教えてくださいたいと思います。

重要な部分は、あと今回出されております議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について先ほどもお話ししましたけれども、調停の内容として、相手方、熊本市南区城南町隈庄556番地、株式会社真栄代表取締役徳永栄一郎様に、益城町から2,543万3,123円、約2,543万円を支払うということのようです。そして、e e h o m eさんに関しては破産管財人弁護士おられて、支払い額が633万円になっておって、合計の3,176万3,000円というふうになっております。この支払いの相手方を益城町はどれだけ御存じだったんだろうかという思いがあります。

私も、この相手方様がどういう方だろうと思って検索をしてみました。この住所を検索すると、あるガス会社と同じ住所だったんです。このガス会社の代表取締役も同じ人物が社長です。何を言いたいかというと、このガス会社さんは益城町に全く関係ない人なのかということなんです。このガス会社さんは、先ほど私は毎日木山交差点を抜けて惣領交差点に向かうと言いましたけれども、この惣領交差点のボックスパークの販売、そして、運営管理を行っておられるガス会社さんなんですよ。要するにこのガス会社さん、要するに代表取締役さんは一緒ですよ。この方々は同じ人です。今回、益城町が2,543万円お支払いするのは、益城町と関係のある会社、同じ会社ではないですよ、に支払うということなんです。それについて益城町は知らなかったのかということをお伺いしたいと。

私は知らないはずがないと考えております。なぜかということ、さっきも言いましたように、ボックスパークのオーナー会社、株式会社新時代くまもとさんがおられて、経営支援を未来創生まじきというまちづくり会社さんがされておると。ここにも益城町は出資しているんですね、120万円。要するに、ボックスパーク自体は、益城町も出資しているし、工事にも携わっている。経営の約2億5,000万円ほどに益城町は関わっている。その関わった中に入っておられる会社さんと同じ代表者がしておられる会社さんに今回2,500万円を払うということで、これを益城町は全く知らなかったというのが信じられないと思っております。これについて町長のほうからお答えをいただきたいと思っております。

以上の点、益城町が責任をとらないということは分かりましたと。いいですと。

次が、利害関係人に益城町はいつなったのかと。益城町は、任意での取下げの依頼で、要するに、法的拘束力は相手にはなかったんです。それなのに、いつ利害関係人に益城町はなったのかという点が2点目。

そして、今回、益城町が支払う会社、その代表取締役は、別会社ではありますがけれども、同じ方が益城町と関連した仕事をしているのではないかということになっております。これについて町長のほうから御回答いただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えをします。

まず、利害関係人になったのはいつからということで、これは覚書を締結してからということになります。

それから、ガス会社が益城町関係者ということは今聞いたところで、全く知らなかったというのが現状でございます。

それと、まずお話ししたいのは、今回の基本姿勢としまして、将来的な財政負担の軽減を図るということで、責任の所在はとか失策であるとか、ここあたりは該当するものではないと、知恵を絞った適切な措置であると私は考えております。

先ほど図面がありましたが、この都市計画道路、野田議員も御存じだと思います、もともとの都市計画道路は昭和49年の10月に決定されております。これは中川議員の家の前の道路なんですが、あれから事業が全く動いてなかった状況ということで、まさに絵に描いたもちの状態。これは、

行政のほうも責任ありますし、議会のほうからも質問とかあったのかなど、あまり記憶がないということで、熊本高森線が稼働していたということでバイパス的に計画されたと思います。ただ、中身的には、辻の城から木山、安永、馬水を通り、広安小学校前を通り、熊本高森線の熊本市境まで計画されていた道路です。

この動いてなかった理由というのが、やはり49年間の間に家が建っていたとか、ノウハウを持たなかったとか、そんな話かと思っておりますが、それが今回動き出しております。元の都市計画道路は廃止しまして、東西線、南北線、第2南北線ということで、非常に今動いているような感じですか。なかぞのクリニック付近の東西線3工区はあと1筆を残すのみということで、来年度あたりは動き出すかなど。それから、第2南北線は56筆中36筆が買収済みということで、私自身も総合体育館の土地買収に関わったんですが、これは経験した者でないと分からない大変さがあります。人間ドックで要精密が出て休めないという状況だったんですが、今回はそれに加えて住居の移転を伴う交渉ということで、用地を担当している全ての職員に私は感謝したい。町の誇りでもあると私は思っております。

また、大切な土地、家を提供された地権者の皆さん方にも感謝したいということで、私自身も正直、もう少し時間がかかるかと思っていたんですが、職員が一生懸命頑張ってくれたおかげということで、想像を超えて予算が足りないような形で今進んでいます。そういったことで、この東西線に何十年もかかるというのは私はあまりないかなど。今の職員の頑張りとか、やはり、今できることは今やる、未来にツケを残さない。財政負担につきましても、先ほど野田議員から出ましたように、将来購入するより公費を投入しても200万円ほど今のほうが安い。

もう一つ、物価高騰が今たくさんあります。そして、入居者がたくさん入られます。この方への用地交渉がかなり出てきます。財政負担の高騰、そして、業務の負担増、ここあたりが出てくるのかなど。それと入居者の方のコミュニティも、5年、10年と住まれると出てくるかなど思っています。やはり、私自身、首長には未来に対する責任もあると思います。未来へツケを残さない。これは、まさに私は未来への投資であると思っております。

そしてもう一つ、何より今回の道路整備は、町民の皆さん方の安心安全を守る、命を守る、そして、さらなるにぎわいづくり、創造的復興に向けて必ずやり遂げるといふ、これは町として、私としての責任でもあり、決意でもあります。

そういったところで、分かるところですね。

まず、先ほど出たんですが、減価償却を何で差し引かなかったのかということで、この建築費用は、益城町で建築予定だった集合住宅の建築費用をそのまま採用しています。これは、今後5年間の物価上昇を勘案しますと、十分現在の集合住宅の減価償却額や率で5.9%を上回ると換算しているからです。例えば、現在、日銀では、物価上昇を年率2%としております。これによると5年間で約10%の物価上昇が見込まれる。また、今回の損害賠償額の算定の際に、資材としての木材単価が1.55倍となっていることなどからも、十分想定しなければならないことを認識しております。このため、減価償却についてはそのままにしたということでもあります。

それから、中身の詳しい数字については、かなり多かったので担当のほうから説明をさせます

ので、よろしくをお願いします。

（「時間ないし要らん。いいですよ、中身の説明は」と呼ぶ者あり）

○町長（西村博則君） いいですか。

（「はい、いいです。不要不要。もう要らないです」と呼ぶ者あり）

○町長（西村博則君） 端的に説明させます。

○議長（稲田忠則君） 分かるなら端的にお願いします、時間がありませんので。

持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。11番野田議員の御質問に対して簡潔に。数字は省きます。

考え方として、今回お願いベースというのは、あくまでも今回のケースは都市計画法の第53条の1の申請に基づいて、第54条の基準に合えば許可しなければならない。ただ、任意のお願いで取り下げるといえるのはできますので、そのときに、野田議員言われましたように、将来的に第53条に基づいて現在建てていただいて、なおかつ将来補償するときの金額、これを精査しなければいけない、それは当然のことだと思っています。そのときに、担当課のほうとしては、建築費用とかもろもろの移転、雑費そのほかと、もう一つ、訴訟になっていましたので。そのときに建築の契約をやっていたんですね。訴訟になっていたんで、その訴訟に基づいて請負会社がどれくらいの費用を弁償するのか、これも絡んできますので、町が利害関係人になって訴訟に参加して円滑に進めた。

そういうことがあって、適切にその時点で見込んだ上で、それでも、お話にあった一般財源ベースでも約200万円ぐらい、現在、損害賠償を払ったほうが将来の補償金より安価になる。さらに今町長おっしゃいましたように、昨今の物価高騰で今回建築の期間がずれただけでも木材が1.55倍になって、日銀は少なくとも年間2%の物価上昇を見込むということになりますと、現在、県と事業認可の協議をやっていて5年度中にとりたいと思っていますので、例えば令和8年に交渉するとすると、原価償却率5.9、10%を大きく下回りますので、そのようなことを入れている。そのほかもろもろが上がるということなので、200万円の差額がもっと膨らむだろうという判断をしまして、原課のほうで、あくまで任意で、拒否されれば許可をせざるを得ないという認識の下にお願いをして、それを受け入れていただいたということです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） すみません。審議監まで御説明をいただきありがとうございました。

この問題はとっても大変な問題です。あと23件残っています。23件の方がこれをしようと思えばできる話ですね。第53条に基づいて提出し、第54条に基づきやったということなんで、全く同じことを23件できるということをごきちんと認識していただかんとかんとするのがまず第1点なんですけども、それは置いておいて、今回の責任の所在を何ではっきりせんといかんかというのは、今言った、あと23件残っているんだという部分と、あと、先ほど利害関係人にいつなったのかという質問に対して、覚書を締結したときというお答えがありました。

逆に、なぜこんなばかな覚書を締結したのかということになってくると思います。これは多分

ここで私が質問して町長が答えても多分何も……いくものでもありませんので、これはきちんと町で審議委員会とか調査委員会を発足すべきだと思います。大変なことですよ。覚書を締結したから利害関係人になったと、そして3,000万円以上払わんといかんようになったということですから、これは大変なことですよ。

じゃあ、何を言いたいかというと、今回、株式会社真栄様が集合住宅を建築するために第53条の申請をしたと。そのまま建てていただければよかったというのが私の回答です。さっき町長はいろんな問題が後から出てきますよということをおっしゃいました。

しかしながら、この道路は23件の補償物件がまだあるわけです。もちろん、それはほとんどが家ですよ。建築物が建っている。その中で、10年、20年の話で、少なくともどんな早くも10年。10年では到底終わらない、20年の話ですよ。そんな中で、今回、建築を益城町が自ら阻止した。これは阻止したんですよね、覚書を締結したというのは。利害関係人に自らなって覚書で3,000万払うんだから、益城町がばかなことをやったというのをきちんと認識していただくために質問をしておりますので、今回……については、集合住宅を建築させるべきだった、益城町が補償すべきではなかったということが重要になってくると。

そして、先ほども言いましたけれども、この株式会社真栄様は益城町と関係あるんですよね、代表者は。関係ありますよ。違いますか。関係ある会社と町長は全く知らんとおっしゃいますけれども、どう見ても何かしら違う力があるんじゃないかと疑われますよ。そんなことを益城町はするべきではない。

あと一言付け加えますけれども、ボックスパークさんに多分ガスの供給をされていますけれども、町長、先ほど私言いましたけれども、今度、県議の選挙もございますけれども、町長が応援されているところ、今、そこもこの方がガスを入れられてますよ。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、その話は駄目です。

○11番（野田祐士君） 分かりました。じゃあ、その話はやめますけれども、いずれにしても、何かの約束があれば別ですけども約束もなければですね。もっときちんと益城町は対応していただきたいと思っております。

それでは、時間がないので次の質問に移らせていただきます。

益城町の復興事業における町長の発言及び関与についてです。

様々な復興事業を行ってきており現在進行中の案件もある中、町長の発言や関わり方、これは今回の1問目の1項目の部分も含みます、については、執行部にとってとても重みを増す発言になります。そこで事業を行う際の町長の関わり方についてお伺いをいたします。

まず1番目は、集合住宅建築、今回の件です、に関わる取扱いについて、町長が中止を強く望んでいる結果としてこのような形になったと関係者より聞いております。なぜ町長は、集合住宅について強く中止を求めたのか。建築確認書さえ提出されれば、3,000万円以上も、いや何億もの補償、損害買取を支払わなければならないような現状をどう考えておりますか。こんな状況の下で町の財政は厳しくなっていくものと思っております。いかがでしょうか。

2点目が、木山地区の土地区画整理事業について。木山交差点も改良されて通りやすくなって

きております。一部は未改良であります、町長はどう感じていらっしゃいますか。この2点で
ございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の二つ目の質問の1点目、なぜ町長は集合住宅建築について強く中止を求めたのか、建築確認書さえ提出すれば、補償、損害賠償を支払わなければならない現状をどう考えているのか、町の財政はさらに厳しくなり財政難に陥るのではないかについてお答えします。

一つ目の御質問の答弁と一部繰り返しとなる箇所もございますが、今回、都市計画法第53条第1項の許可申請書が提出された申請地は、都市計画決定している区間であり、事業認可を受ける予定で、今後、多数の権利者が存するアパートが建設された場合には、全戸の居住者が用地取得の対象になり、同意を得るための交渉の長期化と困難性が予見されました。また、財政面からも比較検討しましたところ、仮に今回、都市計画法第54条第3項により許可し、集合住宅が建築された場合の概算補償額は9,100万円となり、集合住宅の建築中止に係る費用でもある3,176万3,123円よりも高額となることが明らかであったため、このようなお願いを行ったところです。

これらの方針は、まずは用地交渉や財政面の観点などから担当する街路課で検討を行ったもので、客観性及び合理性の観点から適切であると私が最終的に判断したものです。その上でA社にお願いを受諾していただいたことから、町とA社との間で建築の中止に係る費用を町が負担する旨などの覚書を締結し、解決を図ってきたところです。これは、アパートが建設された場合の財政負担と照らし合わせての判断でもありますので、御理解をお願いします。

次に、二つ目の御質問の2点目、木山交差点も改良されて通りやすくなってきているが、一部は未改良だ、町長はどう考えているかについてお答えをします。

益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業は、通常の土地地区画整理事業の目的である公共施設の整備改善と宅地の利用増進に加え、熊本地震で被災された方々の生活再建と、第6次益城町総合計画に位置づけている都市拠点形成のための基盤整備という目的を持つ、本町の復興・復興に大変重要で必要不可欠な事業です。事業着手以来、権利者の方々の御理解と御協力を得て、県において鋭意事業を進めていただいております、議員御指摘のように木山交差点も右折レーンが設けられるなど整備も進み、道路を通行する方の利便性が向上しています。

今後、復興の歩みをさらに着実に進め、活気あふれるまちとするには、土地地区画整理地内の道路を含む公共施設の早期の整備が必要であると認識しています。その際に大切なことは、公共施設の整備はもちろんのこと、被災された方の生活再建をいかにして図っていくかという観点が必要です。町民の皆様との合意形成に向け、土地地区画整理事業の目的と権利者お一人お一人の御意向をいかにして融和させていくのかが大変重要で、これからも県とのさらなる連携を図り、権利者の方の声にしっかりと耳を傾けますとともに、より一層丁寧な説明に努め、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 時間が少なくなってまいりましたので。

2項目めの最後に町長が言われたのは、最終的には町長がお願いをしていったということとはしっかりと聞こえたところであります。

また、2項目めの木山地区の土地区画整理事業について、町長は早期の実現を求めていくと今おっしゃっておいりました。また、権利者の意向をよくよく聞くとおっしゃっていただきました。この2点については町長が言われるとおりでらうと。

しっかりと進めていきたいと思っておりますが、1点だけ、私先ほど一番最初にお話ししましたように、朝家を出てから、北のほうから木山交差点に進入するんですよ。今役場ができて、もうすぐ移るといふ大変おめでたいことがありますけれども、そちらのほうから木山交差点に入る。木山交差点がまだできていないのは、北側はできておりません。町長もこれは御存じだと思っております。木山交差点は、南側については大分敷かれてある部分がありますけれども、一部銀行さんあたりもありますけれども、北側についてはほぼまだ終わっていません。

この北側を、町長は先ほど早期の事業を目指すと言われとったですね。私は木山交差点に北側から進入すると言いましたけど、私あそこに後援会事務所の看板を置いているわけです。最近、南側においておったのを、きちんと土地区画整理で整備されて大分遠めになっております。遠くですね。交差点より10数メートル離れたところに今、看板を置くようにさせていただいたところですよ。

私、北側から進入する際に、益城町長の西村博則の看板と県議会議員の看板は、まだそこにありますよね。その辺は、町長、早期に実現を求める、そして、権利者の声をしっかりと聞くということであれば、町長自らきちんとやっていただくことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の質問にお答えします。

看板は、ちょっと私もそこあたりをちょっと承知してなかったんですが、野田議員の看板と並べてもいいのかなと。しっかり場所を選定して対応したいと思っております。確認します。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ぜひですね。並べていただいても結構ですけれども、色を間違えんようにせんと、いろんな色がございますので大変なことになると思っております。

2点目の木山区画整理事業については、県のほうに大変お手数をおかけしております。これについては、町もしっかりと対応していくべきこと、町民の意見を聞くのは、もちろん県の方にも聞いていただいておりますけれども、これは、町の担当者あたりでしっかりと意見を聞いて、早期の実現を目指してやっていただきたいと。町民の声を聞くということが一番早道かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと早歩きになりましたけれども、質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中は、これで終わります。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） こんにちは。9番榮です。今回も一般質問の機会を与您にいただきありがとうございます。

さて、皆さん御存じのとおり、今年は統一地方選挙が4月にあります。3月落成し、5月に開庁する庁舎に、町長は座れますが我々を入れるかどうか分かりません。これが私の議員活動最後の一般質問となるかもしれません。そこで今回の一般質問は、私の最後のお願いだと思って聞いていただきたい。

一つ目は、取り残された中山間地の被災道路（狭隘道路）の整備はどうなっているのか。

二つ目は、子どもたちの声を聴けについて。

三つ目は、過疎地における観光資源はについて。

この通告していた3項目について、しっかりと質問させていただきます。

今回も残念ながらコロナ対策によるビデオ傍聴となりますが、日頃から町議会に対する関心と御理解をいただきありがとうございます。午前中、熊日さんがおられました、用なしで帰られました。

この仮設庁舎議会棟で質問するのも今回が最後となります。感慨深いものがあります。長い間お世話になりました。また、今議会最後の質問者でありますので、よろしく願いいたします。最後の眠気をこらえていただき。

それでは、質問席に移させていただきます。

午前中、ヒートアップしたバトルがありましたので、午後は少しクールダウンしていきます。

それでは、一つ目の1点目の質問に入ります。

通告していた、取り残された中山間地の被災道路（狭隘道路）の整備はどうなっているのかについて、1点目、袴野福原線の狭隘道路の整備、それから農道、林道の整備はどうなっているのかについて伺います。

まず、町道袴野福原線の川内田から袴野については、住民の皆さんが、地滑り対策補助金を利用されて、袴野地区の全員が木山地区に移転され、袴野自体の行政区がなくなってしまっておりますが、やはり、皆さん生まれ育ったところから離れられないのか、野菜づくりに、農作業にいられております。

また、御船町の間所地区の人たちは、仕事に行くのにほとんどの方がこの路線を利用されていて、朝夕は結構この道路は通りが多く、狭隘部が多い危険な道路です。離合箇所の整備と道路のり面崩落による落石撤去等を、年に2回ぐらいでよろしゅうございますから、定期的に整備し

てもらえないか。現在、路肩に落石を積み上げてあります。通行に危険な状態にあるから、その都度どかして積んで通行しているということです。

次に、農道、林道についてですが、農道のコンクリート舗装の下が地震後に空洞になっております。応急処置で大型土嚢はついてもらいましたが、そのままというところが数か所あります。また、小さいところも大分あります。のり面が崩落して土砂が堆積したままで農道幅が狭くなり、離合に非常に迷惑しているところもあります。昔は、このぐらいのことは全て地権者だったり地区の公役で片づけておりましたが、いかんせん現在の就業人口年齢は70歳以上86歳となっております。とてもじゃありませんが、自力で復旧の公役は体力的にできない状況にあります。それと、営農農家が減ってしまっておるということも出てきております。

全てが中山間地の高齢化、過疎化現象の弊害である。このような状況は今後ともあちこちで出てくると思われ、行政として、休耕地対策やいろんな農政補助対象を探して、何とか高齢者が安心して農作業ができるような補助事業をしてもらいたい。

それから次に、私どもの地区には何本も林道がありますが、この林道のおかげで何とか林業の仕事ができています。しかし、大雨になると、通常雨水は頂上から山腹を縦に流れ落ちてきます。この雨水を横に走っている林道が受けて大量に横に流れて集まり、地盤の弱いところから滝のように流れて、山の上部、中部の山腹崩壊につながっていきます。また、水を大量に含みますと、大規模な地滑りを引き起こす原因ともなりかねない。しっかりとした林道整備を行ってほしい。

また、この林道の下に住宅に、林道の舗装部分から雨水が流下しているところなどもあります。要するに、林道の道路面は、山の境界側が高くなり、下側のほうが低くなっております。そっちのほうに水が流れて、カーブなどでそこに集水して、そこから山ののり面に水が滝のように流れていくわけです。ということで非常に危険な状況で、こんなところの早急の対策をお願いしたい。予算の順番待ちでなく、何を今しなければならぬか、しっかりと検討していただきたい。

さて、本題の町道袴野福原線、川内田福原間ですが、ここも何か所も離合できない場所があります。どこそことはもう言いません。ずっと言い続けている場所です。町道パトロール等で分かっているはずだと思う。今、県工事で落石防止ネットを内寺地区でやってもらっておりますが、このネットの網目の間隔が非常に大きい。私が見たところ、測っていませんが、一つのネットの目が60センチか90センチか、そのくらい大きいネットの網目です。要するに、石が大きいものですから、メートル以上あるような石をずっとネットかけというか、その石に対しては、90センチでも十分なんですけど、大きい石はいいんですが、その目から漏れる石、50センチから30センチぐらいの落石は、月に2回か3回ぐらいは落ちています。

ただ、村人が慣れて、落ちた石を朝からけたぐって下のほうさんぶりやってから通っていきます。邪魔ですから。それから、人の頭ぐらいの落石はしょっちゅうです。この小さな落石でも直撃すれば致命傷になりかねない。そこで、ネット工事が終われば道路壁に落石防護柵の工事をしてもらえないか。町民の安心安全を第一に考えてるならば、何とかそういうことを考えてほしい。

それともう一つ、川内田の対岸の町道ですが、ここの1か所が、地震の後、石垣が膨ら

んで今にも崩れ落ちそうになっております。ずっとです。どんどん膨れてきています。この場所は危険なので地域の住民は通らないようにしております。この場所は災害時における大変重要な回路ともなっております。大規模滑動防止事業の範疇に入れてくれと当時の担当者に何度もお願いした場所です。しかし、川から北側は相当の工事をしていただきましたが、川から南側は1か所もしてもらえませんでした。その理由は設計に入っていないからだ。設計に入っていないからどうかしてくれとお願いしたんです。全然意思がつながりませんでした。住民の安心安全を第一に考える町長ならどう対処するか。

その場所から100メートルぐらいの斜め上部にある場所は、数十年前に地滑りして、県の工事で地滑り防止対策事業で大がかりな擁壁工事が行われております。なぜ大規模活動防止事業の範疇に入らなかったのか不思議です。とにかく大事な緊急避難路の確保をお願いしたい。これは、ちゅうちょすることなく喫緊の課題として執行部の方針を伺いたい。

続いて2点目、町道下陳畑中線の町道整備、これも随分前をお願いしておりましたが、畑中から田中の福田グラウンドまでは歩道つきで整備されております。その先は、まだ全然整備されておられません。数十年前に国の補助事業を受けて整備されたが、諸事情により断念したと前回の答弁内容にもありました。

しかし、走ってみて、非常に景観がよろしくない。平田交差点から町長の自宅前までは見苦しい。町道と民地の区画さえはつきりしない。西村町長、半分は、前の町長がやったなら、残りは西村町長の範疇ではありませんか。まして、地元であり、自宅の真ん前を通っているのだから、西村町長のときできないなら絶対にできないかもしれないとみんな言っております。

熊本市合併と同じで、中央に予算を取られ、中山間部の整備は二の次になっている。どうか再考をお願いします。

以上、この1点目、2点目について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の1回目の御質問の1点目、袴野福原線の狭隘道路の整備、農道、林道の整備はどうなっているのか伺うにつきましてお答えをします。

まず、熊本地震をはじめとした各災害に係る道路などの復旧などにつきましては、ほぼ完了しております。町道袴野福原線につきましては、現在、内寺地区におきまして、落石対策としての治山事業を県に実施していただいております。また、農道の維持管理に係る補修などにつきましては、多面的機能支払交付金事業により地元で実施をしていただいております。なお、地元からの狭隘道路を含めた道路改良などの要望につきましては、地元の意向などを踏まえ、適宜検討していくこととしております。

次に、一つ目の御質問の2点目、下陳畑中線の町道整備をお願いしておいたが、畑中から田中までは歩道が整備されているが、平田地区の町道整備をするつもりがあるのか、ないのか伺うにつきましてお答えをします。

下陳畑中線の整備につきましては、令和3年第3回定例会でも同様の御質問をいただいております。その際に答弁いたしました内容と重複する部分もございますことを御了承ください。

まず、下陳畑中線は、金山川にかかる工津橋から県道益城矢部線までの全長約2.8キロメートルで、津森地区と福田地区をつなぐ主要な道路であり、昭和50年代から平成の初頭にかけて、国の補助事業により歩道設置を含む道路改良事業として整備を進めてまいりました。車道は路肩を含め5.5メートル、歩道は1.5メートルという規格で整備を行い、福田町民グラウンド入り口付近から県道益城矢部線までの区間約600メートルの整備を完了しております。

当時、本町としましては積極的に道路改良事業を進めておりましたが、農作業に必要な庭先を道路用地として提供していただくことが難しいケースがあり、道路の用地買収が停滞しましたことから、事業期間が長期化するとの判断により、事業継続に一旦の区切りをつけた経緯があります。しかし、そのような状況ではありましたが、平成13年度から平成23年度にかけ、歩道設置はできなかったものの、通行車両が離合できるよう局部的な拡幅工事を行っております。

議員御指摘の道路改良につきましては、道路の利用状況や今後の見通し、通行車両の離合の状況などを見ながら、適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今の答弁にありました地元の意思是、拡張してくれという意味です。どこにも狭くていい、このままでいいという意味はありません。工事半ばで終わったままの状態で置かないで、何とか完了していくように努力していただきたい。

先月2月27日月曜日、午後1時30分、何の予告もなしに突然巨大な岩石が樹木をなぎ倒す、轟音とともにどさっと眼前に落下していきたと直近で目撃した女性がおっしゃった。ただ、道路にこぶし大の小石が数個落ちていたので、「おかしいな、イノシシが出てきやせんかなと思い、直前でブレーキを踏んだ。だから助かった。怖くてこの道路は通れない」と震えながら言ったと、私に急遽連絡をくれた男性の方が教えてくれました。その後、すぐに役場に電話しました。落石撤去、撤去といいますが横のほうにずらして、通行できる状況に今なっております。

この路線はこういうところが何か所もあります。20年ほど前だったですか、「川内田路線は危ないから町道から水平距離で10メートルを町で買上げろ。山林だから安いもんだ。そして、のり面を吹き付けてやれ」とある人が言われたのを覚えています。

去年の台風のときも、この場所は木や竹が道路に倒れて通れなくなりました。私は建設課に、町内業者に道路の樹木や竹の撤去のお願いの電話をしてくれと依頼しましたが、個人の財産は町は扱えないと断られました。つまり、町道沿いの木や竹は、その個人の山の土地の所有者のものです。そういうものが倒れても扱えないと。町道に倒れかかっとならぬです。倒れて、上から45度、穂先は道路につく寸前。車も通れない。そういう状況で、町道に被害が起きれば町が対応するのが当たり前で、こんなばかな話はどこにもありません。

たまたま私どもの地区には造園屋さんがいてユニック車を持っており、高所の作業車としてすぐに出動してくれて、1台ではどうもならぬ、町に応援要請してくれと頼まれたんですが、聞いてくれなかった。

70歳以上、上は86歳の老人まで、地域総出で樹木や竹をチェーンソーや、なた、のこぎりで切断し、散乱した木の葉等をダンプに積み込み、道路をきれいに通れるように整備しました。後で

職員の方に町内のどこかに被害はありましたかと尋ねたら、どこも異常なしと。何か馬鹿にされたような気がしてなりませんでした。もう少し実のある対応をしてほしかった。

町の入札工事において追加予算がどんどん出てくるが、復興工事ということであまり反対したくはない。工事の進捗を遅らせるから。しかし、いいかげんしろと言いたい。

4年ほど前になるが、益城の工事はどんどん入札で取れ、あとは契約変更の追加予算でどんどん補填してくれるからといううわさが熊本の業界で流れました。これは何年か前の一般質問で私は1回言っています。こういうところがまだ終わってなかったのか。

この追加予算分、小さい一つで、この落石防護柵100メートルぐらいすぐにできる。町長の確固たる信念に基づく答弁は求めませんが、土木審議監に調査に同行していただき、県土木に落石防止ネットと落石防護柵の建設を至急工事するようにお願いしたい。

落石があつてからじゃなくて、危険地帯だから事前に調査して、県の道路保全課に道路防災費というのがありますから相談に行ってくれと、以前頼んでおりました。これは事前の計画書等により県に申請して国からの補助をもらう事業ですが、相当手続きが面倒くさいらしく、なかなか進まない。この国の予算は、ほとんど矢部とか清和の山間部の町村がしょっちゅう申請してやっついていて、この予算をほとんどとっているということを聞きました。

この補助事業を利用するなどして事前対策を講じてほしい。何でも、落ちてから、やっつてからじゃ遅いので、その前の事前対策を講じてほしい。町民の、いや、対象地域住民の生命の安心安全を願うというなら。いいですか。よろしくお願いします。

それでは次に、二つ目の質問に入らせていただきます。

まず1点目、先日の新聞に、阿蘇地域の小学校低学年児童の不登校がいじめ防止対策推進法の重大事態と認定され、文部科学省によると、全国の小中学校、特別支援学校でいじめがもっとも多い学年は小学2年で、低年齢化が顕著となっている。

文科省の問題行動・不登校調査では、小学2年が10万976件と最多、小学1年の9万6,142件、小学3年の9万4,781件と続く。小学校低学年で全体の47.4%を占め、11年度は中学1年の認知件数が最多だったが、ピークが低い年齢に移っている。低学年のいじめは見えにくいとし、見た目のかわいらしさもあり大人は見逃しやすい。いじめと判断するのは本人。被害を軽視せず、SOSを受け止めてほしいと文部科学省は呼びかけておりますが、本町においてはどのような状況か、また、対策はできているのか伺います。

次に2点目、県が普及を進めている住民の交流施設、地域の縁側とはどういうものか。あまり耳にしたことがありませんが、本町における活動状況を伺う。

次に3点目、「子ども食堂 つながる場所」との講演が人吉であったという。子ども食堂は、経済的に困窮している人が対象だと思われがちですが、実際は、多世代交流の場として機能していることが多い。強調するのは居場所の持つ力だと、誰かが関心を持って自分のことを見てくれる、子ども食堂はつながりが生まれる場所なんですとっておられたとありますが、本町における活動状況と、子ども食堂の数の増減は現在どうなっているか。

以上3点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 9番衆議員の二つ目の御質問の1点目、低学年不登校「重大事態」は小学2年生が最多、低年齢化が顕著と文部科学省が言っているが、本町における実態はどうかについてお答えします。

議員御指摘の新聞報道は、県内の自治体におきまして、低学年児童が不登校となったのはいじめが原因であるとの保護者の訴えに対して、学校がいじめ防止対策推進法に基づく重大事態に認定したというものでした。また、記事では、全国におきまして、いじめが最も多い学年は小学2年生で、低年齢化が顕著となっているとも報じられております。

小中学校の不登校につきましては、近年、全国的に増加が続いており、本町におきましても同様の傾向があります。本町での低学年の不登校につきましては、令和3年度末の本町登校児童生徒数調査によりますと、1年生が1人、2年生が1人、3年生が2人です。令和4年度は、令和5年1月末時点で、1年生は0、2年生が2人、3年生が4人です。

この低学年の不登校児童生徒につきましては、学校生活でのいじめなどを理由とするものではなく、いずれも家庭の事情によるものと学校から報告を受けているところでございます。また、現在のところ本町では、不登校の低年齢化が顕著であるという状況は確認されておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番衆議員の二つ目の御質問の2点目、本町における地域の縁がわの活動状況を伺うにつきましてお答えをします。

地域の縁がわづくりは、少子高齢化が進む中、地域の絆を再生させる取組として熊本県が実施している事業であり、県に確認しましたところ、第4期熊本県地域福祉支援計画の主要な施策の一つとして推進をされており、ともに支え合う社会づくり、いわゆる地域共生社会の実現を目指し、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点の普及を図っております。

本町では5事業4団体が登録しており、活動内容としましては、障がい者小規模作業所交流サロンにおける高齢者との料理作りを通じた交流や手芸を通じた集いの場、子ども、高齢者、障がい者の方々とのコンサートなどの開催、誰でも参加できる新たなコミュニティ形成と高齢者への役割活動を目的にした集い、気楽に集いたいときに集える場所の提供などが行われております。

最後に二つ目の御質問の3点目、「子ども食堂 つながる場所」との講演があったというが、本町における活動状況と子ども食堂の数の増減はどうか伺うにつきましてお答えをします。

本町におきましては、昨年の6月時点では広崎地区及び馬水地区でそれぞれ一つの団体が子ども食堂の活動を行っておられましたが、その後、8月には惣領地区で1団体、12月には小峯地区でもう一団体が新たに活動を始められ、現在は四つの団体にまで増えています。

それぞれの活動状況ですが、現在は新型コロナウイルス感染の影響で、各団体とも弁当の配布を行うなど限られた活動内容になっておりますが、コロナ禍前の活動につきましては、実際に子どもたちを集めての食事や食料品などの生活支援物資の提供など、各団体で運営方法などを工夫しながら支援を行われていたようです。

このような中、昨年11月に町社会福祉協議会の主催で開催された子ども食堂セミナーには多くの町民の方が参加されており、この取組に対する関心の高さがうかがえます。

さらに、子ども食堂は、地域の方々がボランティアスタッフとして関わることで、多世代が交流する場としても機能していることが多いと言われており、町としましても、子どもたちへの支援だけではなく、今後は住民の方々の輪を広げていく取組にもつなげられるのではないかと期待をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 私が二つ目の質問として表題に上げた「子どもたちの声を聴け」とは、いろんな子どもたちに対する支援事業計画がたくさんありますが、何か大人のエゴだけで運営されているような気がしてなりません。子どもたちの本当の気持ちが反映されているのだろうか、しっかりと検証していただきたい。このことは、先日の町長の施政方針にも挙げてあります。町内の子どもたちの未来のため、また、子どもは町の宝、財産であります。しっかりと見守ってつないでいてほしいと思います。

それでは、三つ目の質問に入ります。

過疎地における観光資源ということで、まず1点目。

先日、新聞紙上、マラニックという言葉を知りました。マラソンとピクニックを合わせた造語だそうではありますが、県宇城地域振興局が主催した「宇土半島の自然と食を味わいつくそう」というイベントだそうあります。

本町においてもできるような気がしております。まず、飯野の飯田山から山に上がって頂上までを走って、津森の城山までのコースで、福田の川内田でどうしても川を渡らなきゃいけませんので、そこで昼食をとる。それから、袴野方面に上り、城山を通過して堂園付近にゴールというマラニック構想はどうだろう。益城も挑戦できないか伺う。健康志向の強い町長なら、観光資源としての革新的な発想の意見がもらえると思うがいかがか。

次に2点目、もうすぐ出来上がる谷川の震災遺構の発信を。

日本でも珍しい現象の布田川断層との交点を、ただ単なる震災遺構めぐりとして捉えないで、そこに特化した観光地としての捉え方はできないか、これを伺う。

以上、この2点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の三つ目の御質問の1点目、マラニックというイベントを、飯野の飯田山から津森の城山まで、福田の川内田で昼食を取るコースでできないかにつきましてお答えをします。

マラニックとは、マラソンとピクニックを合わせた造語で、タイムや順位を競うのではなく、それぞれのペースで、観光名所や史跡、仏閣などをめぐり、自然や景観を楽しみながら歩いたり走ったりするスポーツです。

このマラニックは行政や民間団体が主催して全国各地で開催されており、県内では、宇城地域のほかにも、玉名や阿蘇地域で開催され、地域外からも多くの参加者が訪れることで、にぎわい

づくりにつながっていると伺っています。本町の飯野、津森、福田地域にはすばらしい自然や神社、史跡などがあります。マラニックを開催するには、適切なルートを設定できるか、安全性を確保できるかなどの検討が必要ですが、開催の可能性はあるのではないかと考えております。

一方、このようなイベントは、地元地域のメリットにつながる事が重要です。そのためには、行政や外部の民間団体が主体となるよりは、地元地域が主体となって企画や運営を進めることが望ましい姿だと考えております。本町では、民間団体などが実施するイベントなどの開催に係る費用の一部を補助するにぎわい活性化補助金を設けております。こうした制度も活用いただくことで、マラニックをはじめとしたイベントの開催などを支援し、本町のにぎわいづくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の御質問の2点目、震災遺構を単なる震災遺構めぐりとして捉えないで、そこに特化した観光地としての捉え方はできないか伺うにつきましてお答えします。

二つの断層がVの字型に交差する珍しい断層である谷川断層を含め、本町の地表に現れた3か所の地層につきましては、学術上価値が高く、震災遺構としても貴重であるとのことから、国の天然記念物に指定をされております。これらの震災遺構は、熊本地震の教訓を確実に後世へ傳承し、今後の自然災害に生かすとともに、交流人口の増加や地域の活性化を図るという観点からも、本町にとりまして大変重要な資産です。

現在、震災遺構には、防災教育旅行や企業などの視察を目的に多くの方々が訪れています。交流人口の増加や地域活性化につなげるためには、来訪者の方々に断層のある地域や益城町内に長く滞在いただくための仕掛けづくりが重要だと考えております。そのため、潮井自然公園、サンジ像など他の施設の周知、周辺自治体と連携した観光施策の検討や、県が進める震災ミュージアム構想との連携などの仕掛けづくりのための具体的な検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） このマラニック構想は、ぜひ実現してほしいと思います。何か楽しい、そういうイベントになってくれたらいいと思います。

それからまた、震災遺構はありきたりの震災遺構では面白くも何ともない。しっかりとした企画を練り上げ、つくり上げてほしいと思います。

それから2点目の2回目の質問をします。

今、谷川の個人所有の土地の竹山を町のほうで整備するという事で進められておりますが、この土地を最終的にどうするつもりか。それこそ私の提案に沿った対流型の震災遺構構想ができるのではないかと。また、古民家がありますが、借用して整備し、何かに利用できないか。

これを2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の三つ目の御質問の2点目の2回目、今、谷川の個人所有の土地の竹山を町のほうで整備することになっているが、町の計画はどうするつもりか、また、古民家があるが、借用して整備し、何かに利用できないかにつきましてお答えをします。

現在、伐採、整備しております震災遺構周辺の山林につきましては、御承知のとおり熊本市中心部を眺望することができます。また、島原半島の雲仙普賢岳も遠くに見えるなど、国天然記念物布田川断層帯谷川地区の地理的環境を分かりやすく理解できますとともに、眺めを楽しめる場所でもあります。したがって、今後の整備に当たりましては、解説板の設置など利点をより高めるための活用方策を検討する必要があると考えております。

議員御提案のとおり、整備範囲内に個人所有の建物が存在しております。しかしながら、当該建物の一部は損壊しており、仮に活用するとなれば復旧が必要となりますので、今後につきましては、解体、または復旧による活用が可能かを検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） いろいろ答弁をありがとうございました。前向きに全て善処して検討していただきたいと思います。質問ではなく、お願いとして私の一般質問を終わります。最後までありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後2時11分

3 月 14 日（火曜日）

令和5年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集
2. 令和5年3月14日午前10時00分開議
3. 令和5年3月14日午前11時58分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第 1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第 2 報告第1号 和解に係る専決処分の報告について

日程第 3 議員提出第1号 益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 4 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副町長	濱田義之君	教育長	酒井博範君
政策審議監	桶谷哲也君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	深江健一君	総務課長	塘田仁君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	中村康広君
こども未来課長	吉川博文君	産業振興課長	松本浩治君
建設課長	村上康幸君	都市計画課長	齊藤計介君

復興整備課長	水口清君	街路課長	石橋淳君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君	代表監査委員	戸塚誠司君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、議決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告。

中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） おはようございます。10番中川です。

総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会報告書。

令和5年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第5号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為、第3表地方債。議案第16号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第17号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。議案第19号、益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。議案第20号、益城町個人情報保護制度審議会条例の制定について。議案第21号、益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。議案第22号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第28号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。議案第30号、工事請負契約の変更について。議案第31号、工事請負契約の変更について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和5年3月7日。

②審査状況。令和5年3月10日午前9時50分から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、3月13日午前10時から、全委員出席のもと、新庁舎建設現場（宮園地内）及び布田川断

層帯谷川地区（福原地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第5号ほか11件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり、全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第5号については、歳入の23款5項5目の災害見舞金について質疑があり、担当課長から、見舞金総額10億2,407万5,800円のうちの16施設分を計上しており、今回で最後の支給になると説明を受けた。

次に、歳入の18款2項5目の産地生産基盤パワーアップ事業補助金について、個人申請は可能なのか質疑があり、担当課長から、個人申請でも可能かは確認が必要となるが、事業費の半分が県補助金で同額を支出することになると説明を受けた。

次に、歳入の20款1項1目のふるさと納税について、来年度のふるさと納税はどのくらいになる見込みか質疑があり、担当課長から、昨年度は20億円ほどだったが、今年度は10億円を超えたところで、返礼品の馬刺しが品薄だったことと品物自体が値上がりしたことが、大きく減少した原因になっている。また、来年度は、今年と同額の10億円を目標として、返礼品の数を増やすなど工夫しながら取組を行うと説明を受けた。

次に、歳出の10款2項1目の広安小学校施設整備費の内容について質疑があり、担当課長から、トイレ洋式化のための費用と説明を受けた。

次に、歳出の10款3項1目の木山中学校施設整備費の整備箇所について質疑があり、担当課長から、管理棟については今年度終了予定で、普通教室棟の予算になると説明を受けた。

次に、歳出の9款1項2目の熊本市消防局常備消防事務委託料の増加について質疑があり、担当課長から、早期退職者の著しい増加と物価高騰による光熱費の増加によるものと説明を受けた。

議案第9号については、歳出の2款1項4目の福田地区・津森地区の乗合タクシー運行業務委託料、広安地区コミュニティ交通運行モデル業務委託料の内容について質疑があり、担当課長から、乗合タクシーについて、予算が抑えられている理由は予約型で運行しているため、それに対して広安地区コミュニティ事業は定時運行する予定であるため、半年分の200万円を計上している。また、乗合タクシーの単価については、運行距離で違うとの説明を受けた。

次に、10款2項1目の小学校施設整備設計・調査等業務委託料について、どこ的小学校でどのように利用するのか質疑があり、担当課長から、飯野小学校体育館のトイレ改修設計、津森小学校のエレベーター設計、広安西小学校のトイレ改修設計費であると説明を受けた。

次に、歳出の10款3項1目の自動車借上料の内容について質疑があり、担当課長から、学校行事に使用するものと説明を受けた。

次に、歳出の10款6項1目の地域コミュニティ施設等再建支援補助金の内容について質疑があり、担当課長から、熊本地震発生以前から祭りやコミュニティ活動などに活用されており、今後も継続して活用する施設を再建するという補助金、上限1,000万円で、2分の1の補助と説明を受けた。

次に、歳出の10款1項2目の小中学校ICT支援員配置事業委託料の内容について質疑があり、

担当課長から、機材の設置・設定や各種対応のために、専門知識を有する方を2名配置するものであると説明を受けた。

次に、歳出の10款6項5目の矢嶋楯子生誕190周年記念事業報酬で、事業の時期や内容について質疑があり、担当課長から、次年度にシンポジウムや講演会、映画上映などを考えているが、時期については未定と説明を受けた。

次に、歳出の10款6項6目の指定文化財等災害復旧事業補助金でどのような修復内容なのか質疑があり、担当課長から、布田川断層帯の杉堂地区、飯田山常楽寺、津森神宮の拝殿の復旧事業費として2分の1の補助額を計上しているもので、常楽寺については、山門、石段の改修費として2分の1の補助額を計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出の10款7項2目の飯野町民グラウンド新設工事費の内容について質疑があり、担当課長から、飯野小学校の仮設運動場として使用していたグラウンドを整備するもので、9,900平方メートルのグラウンドのクレー舗装、バックネット、防球ネット、ユニットトイレ及び下水道布設を行うものと説明を受けた。

次に、歳入の23款5項5目の職員駐車場利用者負担金について質疑があり、全職員に自動車通勤のアンケートをとった結果、自動車通勤希望が180人であったため、月額1,000円の駐車負担金で12か月分を計上しているとの説明を受けた。

次に、歳出の9款1項1目の消防団員報酬の額について質疑があり、担当課長から、団員と班長の報酬額については交付税単価と同額で、全国一律の規定になっており、団長、副団長、指導員、分団長、副分団長については、高めに設定していると説明を受けた。

次に、歳出の10款1項2目の台湾交流時の車両借上料で、交流対象者と時期について質疑があり、担当課長から、まず小学校同士の交流として、津森小学校の交流計画が進んでおり、学校に説明を行っている。予算は、交流が進み台湾から訪問となった場合に対応するものであると説明を受けた。

次に、歳出の10款2項1目の学校送迎用バス運行業務委託料で、何か月程度の予算なのかについて質疑があり、担当課長から、県より、寺迫交差点の工事完了時期がまだ確定していないと説明を受けている。今後、工事の完了時期が明確になり次第、学校やPTAと協議して、予算を含め適切に対処していきたいと説明を受けた。

次に、歳出の10款6項9目の指定管理者導入検討基本構想策定委員会委員報酬で、指定管理者の導入時期と委託料について質疑があり、担当課長から、交流情報センター運営費の中で、指定管理者の導入の基本構想の策定、委員報酬として計上しており、交流情報センターのリニューアルも含めて検討が必要で、委員もどのようなメンバーにするか今後検討していく形になると説明を受けた。

次に、債務負担行為の町立保育所調理業務委託について質疑があり、担当課長から、調理員の退職に伴い会計年度任用職員を募集してもなかなか雇用できないため、調理の業務委託費として人件費を計上しているとの説明を受けた。

次に、5年度の当初予算の特性について質疑があり、担当課長から、復旧事業から復興にシフ

トして都市計画事業を実施しているところで、復興計画に掲げる発展期につながる予算となっており、令和5年度予算の特性であると説明を受けた。

次に、予算策定を行う上で苦慮していることについて質疑し、担当課長から、予算作成方針を作成し予算編成を行っており、行政改革等による歳出削減の見直しが一番苦慮することだと説明を受けた。

次に、歳出の2款1項4目の総合戦略策定委託料、第6次総合計画施策住民満足度・関心度調査業務委託料、復興推進エリア調査業務委託料について、役場職員でできるものはできるだけ職員でやるべきではないかという質問があり、担当課長から、評価の検証、改定に向けての課題調査分析等を委託するもので、全ての業務を委託するものでないとの説明を受けた。

次に、歳出の2款1項10目の男女共同参画基本計画策定業務委託料の内容について質疑があり、担当課長から、男女共同参画基本計画が令和5年度で終了するので、令和6年からの5年間の計画を策定するもので、よりよい計画にするため外部の専門的などところに委託するものとの説明を受けた。

次に、議案第30号については、プロポーザル方式で入札後契約の変更を行ってほかの業者から苦情はないかとの質疑があり、担当課長から、プロポーザルにする際、実施設計書を作成し、その実施設計書に基づいて参加しており、どこの業者も条件は同じであるとの説明を受けた。

また、屋外スピーカーについて質疑があり、担当課長から、当初、屋外スピーカーについては、ソノコラム型の四角いスピーカーとラップ型のスピーカーを組み合わせる形にしていたが、ラップ型のスピーカーは遠くは聞こえるが近くは聞こえないということであり、ソノコラムタイプに変えて手前から広がっていくような音達方法に変えたため、ワット数が著しく増えたとの説明を受けた。

議案第16号から議案第22号まで、議案第28号及び議案第31号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、新庁舎建設現場（宮園地内）については、現地において担当課から説明があり、状況を確認した。4階部分の吹き抜けの柵から子どもの転落の懸念に対する質問があり、安全対策を講じるとの担当課長から回答があった。

布田川断層帯谷川地区（福原地内）については、現地において担当課から説明を受け、状況を確認した。

駐車場西側の敷地については雑木の伐採が行われていたが、今後の管理について検討する必要があるとの意見が出た。

また、断層現地において供用開始時の管理方法の質問があり、担当課から説明を受けた。

以上、総務常任委員会の結果を報告します。令和5年3月14日、総務常任委員長、中川公則。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。

福祉常任委員会報告書。令和5年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第5号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第6号、令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。議案第8号、令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第10号、令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第11号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第12号、令和5年度益城町介護保険特別会計予算。議案第15号、令和5年度益城町水道事業会計予算。議案第23号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案第24号、益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第25号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第26号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和5年3月7日。

②審査状況。令和5年3月10日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月13日午前10時から全委員出席のもと、新庁舎建設現場、福田郵便局の2か所を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第5号ほか11件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第12号、議案第15号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号については、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第9号、議案第11号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第5号については、3款1項1目24節積立金の7×2つなぐ基金積立金に基づく災害ボランティアの実績について質疑があり、コロナ禍で県外からのボランティアの受入れが制限されていることにより、実績はゼロであるとの説明を受けた。

また、3款1項5目18節負担金補助及び交付金の憩の家燃料費高騰負担軽減助成金に関して、憩の家の近年の利用者数の推移について質疑があり、熊本地震の影響により減少に加えコロナ禍もあり増加傾向ではないが、前年と比較することが難しい状況であるとの説明を受けた。

議案第6号については、2款1項1目18節負担金補助及び交付金の一般被保険者診療報酬の5億1,186万円の減額の理由について質疑があり、コロナの影響により診療控えが考えられるとの説明を受けた。

また、2款1項1目一般被保険者療養給付費と、3款1項1目一般被保険者医療給付費分の違いについて質疑があり、療養給付費とは診療報酬であり、医療給付とは県に納める事業費納付金

の一部であるとの説明を受けた。

議案第9号については、3款1項6目11節の役務費の樹木伐採の場所と、14節の工事請負費の平田墓地の場所について質疑があり、同一の場所であるとの説明を受けた。

3款2項1目12節委託料の地域子育て支援拠点事業委託料では、地域子育て支援拠点の場所及び委託料の内容について質疑があり、総合運動公園内にある「交流情報センター体験学習施設みんなの家」であり、国の基準である週5日の開設と2名以上の職員で、うち1名は常勤による運営費の上限額994万4,000円との説明を受けた。

放課後児童クラブ施設改修設計委託料について、放課後児童クラブの新設2か所は広安西小学校とどこかとの質疑があり、中央小学校に新設する1クラブで、既存の1クラブが2施設を運営しているものを、各施設で一つずつクラブとして運営するとの説明を受けた。

また、広安西小学校のミーティングルームを改修して放課後児童クラブをつくるのかとの質疑では、ミーティングルームを利用することで、現在、学校、教育委員会と協議を行い進めているとの説明を受けた。

また、3款2項1目18節負担金補助及び交付金の予備保育士雇用事業補助金についての対象者数の質疑があり、対象者数は2名分で、6か月の6園分、県の2分の1の補助である旨の説明を受けた。

保育補助者雇上強化事業補助金の対象者数の質疑があり、12園分で、各園年間232万8,000円の補助額の範囲内での雇用が対象との回答を受けた。

認可外保育施設改修費等支援事業補助金関連については、その改修費支出の対象者について質疑があり、広崎にある認可外保育所「こころ保育園広崎」の分で、認可保育所移行に向けて計画中であるとの説明を受けた。

3款2項3目12節委託料の調理業務委託料の対象保育所数についての質疑では、2園ではあるが、まだ対象保育所は決まっていないとの説明を受けた。

運動指導教室の業務委託料について、ロアッソ等のサッカー教室をされるものも含むのかとの質疑があり、ロアッソのサッカー教室はロアッソの地域貢献活動として各保育所で年に1回ほど行われているとの説明を受けた。

3款3項1目13節仮設住宅建設用地借地料の内容について質疑があり、木山仮設団地の分であり、今年度末で閉鎖するが、撤去作業等があるため計上しているとの説明を受けた。

3款3項1目18節の公営住宅と家賃補助金の対象者件数、支部助成金の団体数について質疑があり、公営住宅と家賃補助金については、現在、木山仮設に入居されている4世帯と、民間賃借の借上げを利用されている2世帯で、合計6世帯分を計上。3款1項6目18節の支部助成金の団体数については、3団体分を計上しているとの説明を受けた。

4款1項1目12節委託料の母子健康手帳アプリ管理委託料の内容及び今までの紙による母子健康手帳の導入方法及び記録履歴の引継ぎについて質疑があり、御自身でスマホにアプリを導入し、記録も残すことが可能になるとの説明を受けた。

また、母子健康手帳アプリについて、予約等便利な機能があるとのことだが、紙の手帳だから

できたことができなくなるのではないかと危惧していることや、ワクチン接種等、手帳に記載が抜けていることに保育園と第三者が気づく場合があり、そこから接種を受けるよう促すことができた例があるとの意見に対し、全てをアプリとするわけではなく、これまでの紙の手帳と併用していくとの説明を受けた。

4款1項1目18節負担金補助及び交付金の出産子育て応援ギフトの対象人数についての質疑では、500人を想定しているとの説明を受けた。

4款1項11目12節のワクチン接種等業務委託料について、新型コロナが5類になるがワクチン接種を接種する人は有料になるのかとの質疑があり、従来どおりに補助が出るとの説明を受けた。

また、4款2項1目10節需用費に関連して、西地区に住宅が多く建設されており、早い方は3月中に家の引渡しが始まることによるごみ収集場所へのボックスの設置状況について質疑があり、西地区へは、令和4年度は5基設置し、令和5年度8基設置予定であるとの説明を受けた。

議案第10号については、4款1項1目1節保険税督促手数料についての督促の送付状況について質疑があり、1期ごとに1件100円の督促料として送付しているとの説明を受けた。

議案第11号については、1款1項1目11節通信運搬費の関連で、保険証の発送状況及びマイナンバーカードとの一体化について質問があり、今年度も前年同様、紙の保険証を1回発送する予定との説明を受けた。

議案第12号については、5款3項2目12節委託料の認知症サポーター養成講座の開催状況について質疑があり、コロナ禍で開催回数が減少してはいるが、小学校、役場職員向け、住民向けには開催できているとの説明を受けた。

議案第23号については、条例改正に関連し、2万円は保険代なのかとの質疑があり、今までの42万円であり、保険代を含み、今回も掛金を含むと50万円になるとの説明を受けた。

また、出産育児一時金を上げることは、子どもを安心して産んでもらうためにも有意義だとの意見が出された。

議案第25号については、子ども園送迎バスのブザーに伴う予算計上の有無及びそのほか装置の検討について質疑があり、ブザーについては、今後、国から示された要件等で補正予算を計上し対応するとの説明を受けた。

議案第8号、議案第15号、議案第24号及び議案第26号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した現場のうち、新庁舎建設現場（宮園地内）については、現地において担当課から説明があり、状況を確認した。

4階部分の吹き抜けの柵から子どもの転落の懸念に対する質問があり、安全対策を講じると担当課から回答があった。

福田郵便局については、担当課から、今回のキオスク端末の導入についての説明があり、事務管理を行っている福田郵便局長から、運用開始直後の利用状況の説明を受けた、また、地域の皆さんに信頼のある郵便局でキオスク端末の操作方法を教えていただくと、利用もしやすくなるので、今後も御協力をお願いしたいとの意見が出された。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和5年3月14日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 建設経済常任委員会報告書。

令和5年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第5号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第7号、令和4年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）。議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第13号、令和5年度益城町産業団地特別会計予算。議案第14号。令和5年度益城町下水道事業会計予算。

議案第27号、益城町中小企業融資資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について。議案第32号、町道の路線廃止について。議案第33号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和5年3月7日。

②審査状況。令和5年3月10日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月13日午前10時から、全委員出席のもと、新庁舎建設現場、都市計画道路東西線事業認可予定地及び福富地区雨水ポンプ場を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第5号ほか8件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第7号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第27号、議案第32号、議案第33号については原案のとおり、全会一致で可決した。また、議案第5号、議案第29号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第5号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び、交付金の産地生産基盤パワーアップ事業について、事業期間の質問があり、事業については、令和3年度と令和4年度の国補正予算事業であり、今回の予算で終了となることの説明を受けた。

また、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費21節補償補填及び賠償金について、財源に関する質問があり、当該予算については事業認可を受けていない区間となるため、町単独費となることの説明を受けた。

議案第7号については、11款下水道事業収益2項営業外収益5目雑収益3その他雑収益の予算内容について質問があり、安永地区雨水ポンプ場造成本体工事における工事請負契約解除に係る違約金であることの説明を受けた。

また、契約解除に伴う仮棧橋に係る費用について質問があり、契約解除後に契約した工事に、仮棧橋に係るリース経費を含んでいるとの説明を受けた。

議案第9号については、6款農林水産費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金の農地利用効率化等支援交付金事業補助金の事業内容について質問があり、農業者の機械等購入の支援との説明があり、また、農業次世代人材投資事業経営開始型補助金については、就農から最長5年間、年間150万円の支援との説明を受けた。

次に、7款商工費1項商工費4目企業誘致推進費18節負担金補助及び交付金の益城町土地取得等奨励金について、予定企業に関する質問があり、本町と立地協定を結んでいる企業3社から奨励金の申請を見込んでいるとの説明があり、委員から、企業誘致においては自治体と銀行や不動産業、関連団体等で連絡協議会をつくっている自治体もあるため、本町でも検討してはどうかとの意見があった。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費12節委託料の事業内容について質問があり、災害復興ゾーンの新住宅エリア内において地区計画を効果的に誘導するため、既存狭隘道路改良などを行うための設計委託料を計上しているとの説明があり、委員からは、先行的に行うことはよいことだとの意見があった。

次に、8款土木費4項都市計画費5目公園費14節工事請負費の広崎西脇公園整備費の整備内容について質問があり、一時避難地として防災機能を確保するために、防災倉庫や防災トイレ、防災かまどベンチ等の整備を行うための費用であるとの説明を受けた。

次に、8款土木費4項都市計画費12目都市再生整備計画事業費18節負担金補助及び交付金の木山宮園線高質化事業負担金について、事業内容に関する質問があり、当該事業は浸透性舗装など道路の高質化を行う事業であるが、熊本県に工事施工を委託しているため、事業負担金として県に支払うとの説明を受けた。

次に、8款土木費4項都市計画費13目都市・地域交通戦略推進事業14節工事請負費の駐輪場整備工事費について、整備場所に関する質問があり、県道熊本高森線の古閑入り口南側1か所分の駐輪場整備費用であるとの説明があり、委員から、西側の整備予定について質問があり、広崎バス停付近も整備を予定しており、国庫補助予算の確保が出来次第、惣領、馬水、及び交通広場等、合わせて6か所を予定しているとの回答があった。

議案第13号については、1款事業費1項事業費1目産業団地整備事業費16節公有財産購入費の産業団地用地購入費について、用地の契約に関する質問があり、事業用地は全て農地であるため、用地取得については、今後、仮契約、農地転用の手続を経て本契約の流れとなり、買収面積については登記簿面積で行うとの説明を受けた。

議案第14号については、41款資本的支出1項建設改良費1目管路建設費27節工事請負費の管渠築造工事について、事業内容に関する質問があり、益城台地中土地区画整理事業の進捗に伴い、下水道管渠整備を予定しているとの説明があり、委員から、設計は完了しているのかとの意見があり、区画整理組合で設計を完了しており、工事実施に向けた協議を行っているとの回答があった。

議案第27号については、特段の質疑はなかった。

議案第29号について、担当課から、損害賠償の額の決定及び調停の成立の内容について説明があった。

委員から、覚書締結や利害関係人となった経緯について質問があり、担当課から、将来の費用負担を考慮し、都市計画法第53条の許可申請について取下げを依頼し、口頭での了解を得たことから、後々の証拠として相手方と覚書を締結した。しかし、相手方関係者間で係争が起きているため、裁判所から利害関係人として参加依頼があったとの説明があった。

この説明に対し、委員から、町は取下げを依頼した4月20日から覚書を締結した9月24日までの期間、何をしていたのかとの質問があり、担当課は、覚書の補償内容についての精査や、物価スライドなどによる損害金の検討に期間を要していたとの回答があった。

この回答に対し、委員から、その期間の交渉記録や協議内容など、経緯が分かる資料、及び、10年後及び15年後の集合住宅を建築した場合の概算補償額を算出し提出するよう要望があった。

議案第32号、議案第33号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した新庁舎建設現場については、現地において、担当課より、新庁舎の各フロア及び新庁舎の耐震機能について説明があり、委員から、免震ピットの開口部分において、転落防止用の安全対策を行うよう意見があった。

次に、都市計画道路東西線事業認可予定地については、担当課より、補償対象地と今後事業認可を予定している区間について説明があり、委員からの、用地交渉等の事業実施は何年から開始するのかとの質問に、令和5年度に事業認可を取得し、その後の詳細設計を経て令和7年度から用地交渉に入る予定との回答があった。

また、福富地区排水ポンプ場については、工事担当者から排水ポンプの能力等について説明があり、委員から、出水時のポンプの始動方法についての確認があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和5年3月14日。建設経済常任委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これから各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番下田委員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番下田です。

建設経済委員長にお伺いいたします。

議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立についてですが、事業認可がとれていない23件についての話し合いはありましたか。あったら教えてほしいと思います。

○議長（稲田忠則君） 榮建設経済委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 4番下田議員の質問にお答えします。

29号の中で事業認可がとれていない23件に対する。

○4番（下田利久雄君） 話合いがでたかということです。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） ああ、話合い。これは事業認可がまだ下りていませんので、話合いはありませんでした。

○4番（下田利久雄君） なかったならば結構です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村でございます。

建設経済常任委員会報告書について、委員長にお伺いいたします。

議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立についての審査内容の報告の中で、53条申請、許可申請について取下げを依頼し、口頭での了解を得たことから、後々の証拠として相手方と覚書を締結したとありました。まだ、その時点では、建築確認申請以前の段階の、例えば、この場所に建物を建てることができますかというふうな53条申請、お伺いというものなのですが、お願いしたのだから損害賠償するのが当たり前であったように、町単費でこれだけの大きな金額となる覚書が締結されております。

この一連の流れの中で、この流れについて細かい審議、審査がなされたのか、なされなかったのか、また、この一連の流れの審議について、なされたのであれば、どのような内容であったのか、詳しく教えていただきたいと思っております。

また、覚書を締結した、しかし、その時点では相手方関係者間で係争が起きていたということなのですが、この件というのは、例えば町の取下げ依頼とは別件であるような考えもあるんですよね。

例えば、これが住宅ではなくて、アパート、賃貸です。アパートの場合、こういった都市計画が決定されて、事業認可がいつ取れますよということであるならば、恐らく、アパートを経営される方にとってはリスクになるんです。入居者を募集する時点で、重要事項の説明で、例えば1年後、2年後、退去してもらわないといけないですよと、立ち退いてもらわないといけないですよと、そういった重要事項の説明が必要になってくる。そういうリスクを考えれば、恐らく経営が難しいんじゃないか。

そういうふうな判断で、当事者間でもう係争が起きていたのかもしれない。契約は取りやめますよと、係争が起きていたのかもしれない。それに、町が何か、もう補償しますからということで入っていったような印象を受けるものですから、それについては、審議内容で何か出たんでしょうか。どうなんでしょうか。その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会、榮委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 3番上村委員、質問が長かったので、2問だったのか1問だったのか。

○3番（上村幸輝君） 2問です。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 最初は何だったか。

○3番（上村幸輝君） 一連の流れの中で、詳しい審議というのはあったのか。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 分かりました。

審議といたしますか、これは裁判が絡んでいる内容だったので、奥深く突っ込むことは、個人情報ほかいろんなことがありまして、できませんでした。

それからもう一つ、何だったかな。

○3番（上村幸輝君） 当事者間でのあれだけじゃないのか。それに町がくっついて補償すると。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 委員会としては、その件に関しては突っ込んだ質疑はありませんでした。ある委員から、1時間以上の審議をして、いろんなことを質問されましたが、議事録を見る限り、内容的には特段にそういうような質問に対する答えはありません。以上です。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村委員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

建設経済常任委員長にお伺いします。

今、同僚議員のほうからる質問がありましたけれども、議案第5号、8款4項8目の21節の、補償補填及び賠償金について、事業認可を受けていないので町単独で支払うというような説明が、今、委員長報告からありましたが、これは29号とも絡んでいるんですが、この額は3,176万4,000円と思いますが、この支払いの内容はどういう内訳なのか、それとか相手方についてはどういう事業者なのか、その辺についての説明は何かありましたか、お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会、榮委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 14番中村議員の質問にお答えします。

議案第5号の3,176万円の内容についての質問だったと思いますが、この場所、益城東西線区間の事業認可を受けていない部分、財源は町単費で行うという。

○14番（中村健二君） 委員長報告でそういうのがあったでしょう。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） はい。以上です。

○14番（中村健二君） その内容について。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 内容について。はいはい。

3,100万円については、特に内容的にはありませんでした。場所とか財源が町単費だということだけです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問を行います。

支払い内容については、いろいろ保証金とか、そういうものについては何も説明がなかったということですかね。

それと、相手方というのは係争中の相手方なんですけども、取下げを依頼して覚書を取り交わすまで、5か月ぐらいの期間があったと思いますが、その間のことについても何か質疑はなかったですか。こういうときに、相手方がどういう企業なのかというのを調査したとか、そういう話

もなかったですか。

取下げを依頼して、それから覚書を交わすまで5か月間あった。覚書を取り交わす事になった、その間5か月間があったんだけど、その間で、何をしていたのかという説明は、5か月の間どうということだったかという、その辺の説明は、何もなかったですか。

ただ、そのときに、相手方の、企業というか、相手方に対しての調査も一緒に行ったのかどうか、その辺についての説明はありましたか、その2点を伺います。

○議長（稲田忠則君） 榮委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 14番中村議員。

29号の覚書をするまでの期間、何をしていたか。

ちょっと待ってください。25ページあるけん、ちょっと待つて。

この覚書を締結するまで約5か月経過して、その間に何をしていたのか。

5か月間の間に、500万円が3,000万円に増額していますが、もともと真栄が内金500万円を支払っているの、（株）e e h o m eに益城町のお願いで内金は返還してほしいと相談していれば、裁判前に500万円がどうかにならないかという質疑を受けたんですが、対応する期間が5か月もあって、9月25日に締結した内容についてということですが、これは、既に請負契約を結ばれていたの、相手方の了解を得れば契約解除は500万円で行われていたかもしれない。その他も町がお願いして取り下げをいただいたので、真栄から通常損失補償額の提示があります。町はその提示を精査して金額査定時間を要します。

最初お願いベースで成り立ちますが、通常損失補償について精査を進めていくと。お互い口頭だけでは複雑になります。その間、裁判も発生したため、口頭ではなく書類で残すため、通常損失補償等を含む覚書となりました。

通常損失補償には、物価スライドを含む建築が遅れることによる損害金を含む検討等にも時間を要しました。真栄と500万円の覚書を結んでも、裁判の行方により町が真栄に払う額にも影響が出てくるため、裁判所からの求める利害関係人として参加しておりますという答弁を聞いております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 3点目の質問といいますか、今ので、5か月の間、いろいろ賠償の内容とか補償の内容とか、そういうものを調べていたということですかね。この間に、その相手方がどういう相手方かというのは、どういう会社かというのは、全然調べてないんですか。その辺の説明はありませんでしたか。相手方。

相手方は真栄さんだけですかね。

この、係争中の企業という相手方は2社ですね。真栄さんが依頼した建設会社と、e e h o m eか。その辺についての、どういうところかというのを調査したというようなことは、何もなかったですか。その辺をちょっとお伺いしたいんですが。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 当該2社がどういう会社であるかという審査をし

たかという話はありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計予算（第2号）」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第5号から議案第8号までに対する討論を終わります。

次に、議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」から、議案第15号「令和5年度益城町水道事業会計予算」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

8番甲斐委員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。8番、日本共産党の甲斐康之です。

議案に対する反対討論を行います。

令和5年度益城町一般会計予算について、議案第9号、益城町一般会計、議案第11号、後期高齢者医療特別会計の2議案に反対をします。

まず、議案第9号、益城町一般会計予算については、老人福祉費について、高齢者補聴器購入助成金が引き続き予算計上されています。県下で取り組まれているのは益城町だけです。熊本市では、補聴器補助を求める会を立ち上げ、実現を熊本市に求めています。町は、誇れる取組をしていると思います。さらなる補助拡充をお願いしたいと考えています。

今後、人口世帯の多い団塊世代が後期高齢者となり、ますます手当が必要になってまいります。免許返納された高齢者の方から、高齢者タクシー券交付につきまして、もらえるのはありがたいが足りないとの声もあります。さらなる増額を検討いただきたいと思います。

文化財保護対策費の中で、布田川断層帯の谷川地区の保存整備事業は既に取り組まれています。新たに堂園潮井水源の保存整備工事が取り組まれる予算が計上されました。

私が令和3年3月議会で、布田川断層帯の整備事業を求めたものであり、断層を保存して後世に継承していく事業などは、反対するものではなく賛成したいと思います。しかしながら、毎回指摘をしていますが、地方改善費の支部助成金などの同和関連予算は、部落差別解消の歴史に逆行するものです。不公平な同和対策を継続すること自体が新たな偏見を生み出すものであり、改善すべきものと考えます。

よって、議案第9号に反対するものであります。

次に、議案第11号、益城町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込む、重い負担を押しつける仕組みとなっています。

団塊世代が75歳にかかり、今後ますます高齢者医療費が増加することは避けられません。高齢者は、老化により体調を崩すことが顕著になり、持病を持ち、医療にかかることが多くなります。このような高齢者だけを別勘定にすれば、負担する保険料は膨れ上がってしまいます。医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫るこの制度に、後期高齢者の方たちから批判の声が殺到しています。

昨年10月から、一定の所得がある75歳以上の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられました。単身世帯は年金を含めて年収200万円以上、複数世帯では合計320万円以上が対象になってまいります。後期高齢者でも現役並みの所得がある人は3割負担であります。全体の7%にすぎない、こうあります。75歳の大半は1割負担ですが、保険料を増加させるために2割の層をつくり、3段階とする。2割負担となるのは、75歳以上の約20%の370万人が該当すると言われております。

高齢者が医療にかかりにくくするこの制度は、早期に廃止すべき制度であります。

以上から、議案第9号、議案第11号について反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 5番富田です。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算について、議案第11号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算については、熊本地震からの復興の取組としまして、益城中央線整備事業、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業、また、横町線の無電柱化を含めた都市計画道路整備事業や都市再生整備計画事業、公共交通の拠点となる新庁舎南側の交通広場整備事業などの普通建設事業に加え、TSMC進出に伴う関連企業誘致のための産業団地整備にかかる費用が予算化されております。

さらには、熊本地震記憶の継承取組としまして、新庁舎4階の展示スペースや、復興まちづくりセンター「にじいろ」と連携活用していくための国指定天然記念物に指定されている、堂園や杉堂地区の断層帯保存整備事業も予算化されているところです。

これらの予算は、本町の魅力を高め未来を見据えたもので、復興計画に位置づけられた発展期にふさわしい予算措置がなされているのと考えます。

次に、議案第11号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものです。県内全ての市町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったものであります。適正な予算措置であると思われるものであります。

以上のことから、議案第9号、令和5年度益城町一般会計予算、議案第11号、令和5年度益城町後期高齢者特別会計予算について賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで、議案第9号から議案第15号までに対する討論を終わります。

次に、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第27号「益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番、日本共産党の甲斐康之であります。

議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、同意しかねるので、反対討論をいたします。

2021年5月に成立したデジタル関連法では、自治体が設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールのもとに一元化するものであります。

今年の4月から改正法が施行されることに伴い、各自治体が制定している個人情報保護条例の、改廃を求めています。このデジタル関連法では、自治体を持つ膨大な個人情報のデータを利活用させようとするものであります。利活用として、自治体がどのような情報を持っているのか、個人情報ファイルを公表し、民間事業者からの利用の提案を募集、審査契約を得て個人情報を非識別加工をして提供させるものであります。個人情報の提供を受けた企業は、AI、人工知能で分析させ、もうけの種にさせるものであります。

どんなにセキュリティーを強化しても、個人情報の漏えいなどの事件は、相次いで発生をしています。町は、匿名加工情報は任意となっており、加工の難易度が非常に高く、高度な判断が求められる。名前や住所を削除しても、他の情報と突き合わせることで個人が特定されてしまう危険性も懸念されることから、現時点では民間業者への匿名加工情報の提供は行えないという判断であります。しかし、デジタル関連法により自治体が制定している個人情報保護条例の改廃を自治体に強いることは、許されないものであります。

よって、議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、反対をいたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番西山議員。

○2番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。2番西山でございます。

私は、議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、賛成討論を行わせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等において、それぞれ、個人情報保護に関する規定、運用等に相違があったところでございますが、今回の法改正により、全ての機関が、改正法による規定に基づき個人情報保護制度を運用

していくということになります。

このため、現行の益城町個人情報保護条例を廃止して、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

また、今回の条例制定は、個人情報保護法の改正に伴うもので、全国的に実施されるものとなっております。

以上のことから、議案第18号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、賛成をするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第16号から議案第27号までに対する討論を終わります。

次に、議案第28号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第33号「町道の路線認定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。

私は、議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について、反対の立場から意見を述べます。

今回の議案は、工事の認可を受けていない都市計画道路益城東西線区域内で、令和3年4月14日に、集合住宅建築の許可申請がA社から町に出されたことから発生をしています。町は当然、現在認可外のこの地域の都市計画道路の工事を早く進めるために、本道路に関わる集合住宅の建設をお願いベースで取下げを依頼。しかし、5か月後の9月24日には、町に申請したA社との損害賠償の覚書を交わし、その後、裁判所の調停等を得て、町は損害賠償金3,176万3,123円を支払うことになって、今回、議案提出となっています。

本案に対し、私は次の3点から反対をします。

まず、1点目は、都市計画法の趣旨は、2階以下の建物については建築許可をしなければならないとなっており、国は、住民の経済活動や、建設を中止した場合の影響を考慮して、法律がそのように定められていると思います。

例えば、今回の損害賠償金3,176万3,123円と、今回執行部が算出した都市計画法第54条第3項による概算補償額9,100万円について対比をしますと、概算補償額に、これは認可を受けますと、国の補助55%と、残りの額約20%の地方税措置がなされるとすれば、町の持ち出し額は約3,000万円。経年変化とともに、その額は大きく下がってしまうことになります。特に、事業認可がいつ下りるか分からない状況では、法律の趣旨に反するようなことは一般的にはしないし、県道4車線化事業でも認可前にそういうことは行われておりません。

それから2点目に、4月20日にお願いベースでA社に取下げを依頼し、その約5か月後にはA社と損害賠償の覚書を交わしています。この5か月間のやり取りの経緯がどのようになされて覚

書となったのかの説明が不十分で、全く理解できません。

3点目は、令和3年9月24日、A社への損害賠償金を支払う覚書締結時、なぜ議会へ報告や通知をしなかったのか。この覚書締結をもって、都市計画法54条の趣旨を逸脱。この時点で正々堂々と議会へ報告すべきであったと思います。

町の行政執行はいうまでもなく執行部の責任ですが、我々議会も執行部をチェックし、時にはフォローする役割があります。今回のように、2年前に生じた事案を、今になって損害賠償額が決まったからといって、事案の経過も審査も評価もできない状態では、町民の皆様への説明もできないことになり、議員の職責を果たせるとは思えません。

よって私は、以上の3点から、議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について、反対します。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番木村議員。

○1番（木村正史君） 1番木村です。

議案第29号、損害賠償額の決定及び調停の成立について、賛成討論を行います。

町と反訴被告は、令和3年9月24日付で、反訴被告は集合住宅の建築を中止し、町は集合住宅の建築の中止に伴い生じた費用を負担する旨の都市計画道路益城東西線における集合住宅建築に関わる覚書を締結し、解決を図ってきております。今回の損害賠償額につきましては、この覚書に基づき提示されたものです。

また、この訴訟につきましては、専門的な知識、経験に基づき、意見を述べられる専門家、調査委員が指定され、調停により解決が図られてきました。

さらに、町の財政面からも、今回の損害賠償額と、集合住宅が建築された場合との積算損害賠償額との比較検討がなされており、財政面での負担の少ない適正な対応がなされたものと思います。

加えて、この街路事業につきましては、事業認可済みの区間の事業が進んでおり、今後、未認可区間につきましても、熊本県との事業認可の協議が行われており、事業認可が進むことにより、円滑な交通や歩行者及び自転車の安全な通行の確保がなされ、災害に強いまちづくりにも欠かせないものと思います。

以上のことから、議案第29号、損害賠償額の決定及び調停の成立について、賛成するものです。各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田でございます。

議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

今回、益城町が出費する補償費3,176万円は、全て町民の皆様方からいただいた大切な税金です。使い方については、町民皆様方のために使うことが大前提となります。

私たち議会議員は、町民の皆様方の負託を受け、そしてここに立っている以上、税金の使用目的、使途については、きちんと精査をしなければなりません。その責任があります。それができないなら、この町の将来は残念なものになるでしょう。町の宝である子どもたち、将来を担う子どもたちに、誇りを持ち郷土を愛していただけるよう、努力し続けなければならないのです。不安材料を残し、子どもたちに顔向けもできなくなるようなことは避けなければならない、そう感じております。

議会の本質であるチェック機能を果たすべく、発言をさせていただきます。

今回、出費する3,176万円もの税金は、本当に町民の皆様方のために使われたものでしょうか。いや、そうではないのではないのでしょうか。

都市計画道路益城東西線計画区域内で、集合住宅建築の計画を行い、都市計画を第53条第1項の許可申請書を町に提出した、熊本市南区城南町隈庄556番地に本店を置く株式会社真栄様、及び破産手続中の株式会社 e e h o m e 様、破産管財人弁護士、益田博文様ではないのでしょうか。

そして、今回の事件は、今後にどのような影響をもたらすのか。これと同じことが起きた場合、つまり、事業認可がとれていない都市計画地区に都市計画法第53号第1項の許可申請書を町に提出された場合、町として同じ対応を行う方針を回答したということは、今後も数千万単位での補償を行っていくと町は宣言したもので、この姿勢には不安、落胆しかありません。

議会の中で、また、委員会の中で、本事件についての経過プロセスを示すための打合せ協議簿や記録簿について、及び覚書の相手方との内容合意に至るまでのやり取りについて、記録されている文書、資料の提出を求めました。が、町の回答として、口頭や電話で対応しているため、打合せ記録簿はない、探しているがありませんとのことでした。3,176万円の町のお金を支払うのに、打合せ協議簿一枚もないのです。理解に苦しむところです。

このような状況において、当然、町民の皆様方への説明責任も果たせない状況であります。町が対応を間違えれば、このような重篤な結果につながり、このことを再認識していただきたいと、衷心より祈るばかりです。残念で仕方ありません。

私たちは、間違いを起こすものかもしれません。しかし、それを見詰め直し、精査し、成長を遂げて、進化していくものではないのでしょうか。進歩することを諦めたら、後退するしかないのではないのでしょうか。この町を進化させ続けることにより、ふるさとに誇りを持ち、郷土の発展を担う子どもたちを育成するためにも、この議案には反対をしなければならないと思っております。議員の皆様方の良識ある判断と御賛同を、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 原案に賛成者の発言を許します。

10番中川議員。

○10番（中川公則君） 10番中川です。

議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について、賛成討論を行います。

町と反訴被告は、令和3年9月24日付で、反訴被告は集合住宅の建築を中止し、町は集合住宅の建築の中止に伴い生じた費用を負担する旨の都市計画道路益城東西線における集合住宅建築に係る覚書を締結して、解決を図ってきております。今回の損害賠償の額につきましては、この覚

書に基づき提示されています。

また、この訴訟につきましては、専門的な知見に基づき意見を述べる専門家、調停委員が指定され、調停により解決が図られてきました。

さらに、町の財政面からも、今回の損害賠償額と、集合住宅が建築された場合との概算損害賠償額との比較検討がなされており、財政面での負担が少ない、適正な対応をなされたものと思っております。

加えて、この街路事業につきましては、事業認可済みの区間の事業が進んでおり、今後、本認可区間についても、熊本県との事業認可の協議が行われており、事業が進むことにより、円滑な交通や歩行者及び自転車の安全な通行の確保がなされ、災害に強いまちづくりにも欠かせないものになります。

以上のことから、議案第29号、損害賠償の額の決定及び調停の成立について、賛成するものです。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第28号から議案第33号までに対する討論を終わります。

これより、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」から、議案第33号「町道の路線認定について」までの29議案について採決します。

まず、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第5号「令和4年度益城町一般会計補正予算（第8号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第6号「令和4年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から、議案第8号「令和4年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第9号「令和5年度益城町一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第10号「令和5年度益城町国民健康保険特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって議案第11号「令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和5年度益城町介護保険特別会計予算」から、議案第15号「令和5年度益城町水道事業会計予算」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第12号「令和5年度益城町町介護保険特別会計予算」から、議案第15号「令和5年度益城町水道事業会計予算」までについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第17号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第17号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって議案第18号「益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第27号「益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第19号「益城町情報公開条例の一部を改正する条例の選定について」から、議案第27号「益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までは、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって議案第28号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「損害賠償の額の決定及び調停の成立について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第29号「損害賠償の額の決定及び調停の成立について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第30号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第31号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「町道の路線廃止について」及び議案第33号「町道の路線認定について」を採決します。

議案第32号「町道の路線廃止」及び議案第33号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第32号「町道の路線廃止について」及び議案第33号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 報告第1号 和解に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、報告第1号「和解に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第1号、和解に係る専決処分の報告について、御説明申し上げます。専決第1号でございます。

本件は、熊本地方裁判所令和3年（行う）第5号、処分取消し等請求事件につきまして、原告らの戸籍附票不交付決定処分の取消し請求及び原告らのおのにおに金110万円の支払い請求に対し、和解することを専決処分事項の指定に関する条例、平成30年益城町条例第17号第2条第2項の規定に基づき専決処分としましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

第8回期日証人尋問後、裁判所から当事者双方に対し、原告らは本件訴訟に係る全ての請求を放棄し、原告ら及び被告は、原告らと被告との間には本件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。訴訟費用は各自の負担とする。という内容で和解の勧誘があり、双方が受諾し、和解いたしました。

以上が報告第1号となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 報告第1号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第1号「和解に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第3 議員提出第1号 益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議員提出第1号「益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 皆様、こんにちは。17番坂田みはるでございます。

それでは、益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者議員としての説明を行います。

これまで議会は、町の個人情報保護条例の実施機関とされておりましたが、個人情報保護法が改正されたことに伴い適用対象外となったため、町の条例とは別に、議会の条例制定が必要とな

ったものです。

内容としましては、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正等、個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とするものです。

今回、渡辺議員、吉村議員にも賛成者議員になっていただき、提出するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第1号「益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第1号「益城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

3月6日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

これで、令和5年第1回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員